

第2次鉾田市総合計画 後期基本計画 2022.4~2027.3

「いのち」と「くらし」の先進都市

自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす

21世紀のまち 鉾田

令和4年3月
茨城県鉾田市

ごあいさつ



「銚田市」は、合併後 16 年という時間をかけ、「いのちとくらしの先進都市 ～自然を尊び、農を誇り、喜びを生み出す 21 世紀のまち 銚田～」を目指して、これまで様々な事業を展開し、少しずつではありますが変貌を遂げております。

また、本市の基幹産業である農業の発展と共に、「銚田市」の名前は市民の皆様はもとより、市内外に浸透し、全国の知るところとなりつつあります。

まさに、「自然を尊び、農を誇り、喜びを生み出す 21 世紀のまち 銚田」に向かい着実に歩を進めているところであり、今後も広く銚田市の情報発信に努めなければなりません。

しかし、少子高齢化、人口減少問題等、社会課題は多様化・複雑化し、喫緊の課題として目の前に山積されている状態であり、併せて世界的な課題でもある「環境」という問題にも傾注しなければならない状況にあります。

また、現在の社会情勢をみますと、収束に向かうかに見えた新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株という変異株によって、新規感染者を多数増加させ、社会情勢や経済の先行きに不安を感じる状況となっております。

これまで銚田市は、平成 29 年には「第 2 次銚田市総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定し、計画の根幹であるまちの将来像「いのちとくらしの先進都市」という考えを継承し、さらには、まちづくりの視点に「紡」という視点を加え、市民一人一人の想いを紡ぎ合わせ様々な施策に全市が一丸となって取り組み地域の活性化に努めてまいりました。

今回策定いたしました「第 2 次銚田市総合計画後期基本計画」は、第 2 次銚田市総合計画前期基本計画が、令和 3 年度末をもって満了することを受け、同計画の成果を検証し、本市の現状と課題を明確化した上で、社会環境の変化に対応するべく「子どもたちに明るい未来を、持続可能なまちづくり」の思いを込め、「行ってみたい、住んでみたい、住んでよかった、住み続けたい」と思える銚田市の実現を目指して策定いたしました。

本計画により、「いのちとくらしの先進都市 ～自然を尊び、農を誇り、喜びを生み出す 21 世紀のまち 銚田～」の理念を引き継ぎながら、次代を担う銚田市の「宝」である子どもたちに明るい未来を指し示すことができるように、市民の皆様と力を併せ「オール銚田」で地域の活性、市政発展に挑んでまいりたいと思いますので、皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力を賜りました銚田市総合計画審議会の皆様をはじめ、全ての関係者の皆様に厚く御礼を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

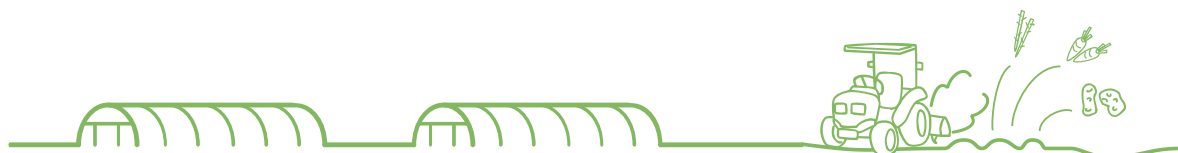
令和 4 年 3 月

銚田市長 岸田 一夫

目 次

第Ⅰ章 銚田市総合計画の策定にあたって	1
Ⅰ－1 計画策定の趣旨	3
Ⅰ－2 後期基本計画策定の基本的な考え方	4
1. 計画策定の基本的な考え方	4
2. 計画の概要	8
3. 計画の期間	9
4. 他計画との関係性	10
第Ⅱ章 社会の潮流(後期計画に向けて)	11
Ⅱ－1 変化をもたらす要因	13
1. 持続可能な社会や人間中心の社会づくりに向けた潮流	13
2. 日々の暮らしで感じること	16
Ⅱ－2 銚田市に求められること	19
Ⅱ－3 前期基本計画の総括	20
第Ⅲ章 基本構想	25
Ⅲ－1 本市のまちづくりの方向性	27
1. 「まちの将来像」と考え方	27
2. まちづくりの視点	29
3. まちの指標	30
4. 都市空間づくりと土地利用構想	34
5. 「まちの将来像」を実現するための考え方	38
第Ⅳ章 基本計画	39
Ⅳ－1 将来人口の見込み	41
Ⅳ－2 基本目標ごとの施策体系図	42
基本目標1 誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「暮らし」をつむぐ	44
基本施策1 結婚・出産・子育て	46
基本施策2 社会保障・健康づくり	52
基本施策3 移住・定住・雇用	59
基本施策4 防犯・防災・危機管理	63
基本目標2 魅力あふれる「地域資源」と活力のある「しごと」をつむぐ	70
基本施策1 農林水産業	72

基本施策2 観光・地域資源	76
基本施策3 商工業・企業誘致及び官民連携	80
基本目標3 次世代に伝えたい「歴史・文化」と夢拓く「ひと」をつむぐ	84
基本施策1 幼児・学校教育	86
基本施策2 生涯学習・スポーツ・文化	91
基本施策3 交流・男女共同参画・人権	96
基本目標4 豊かでめぐまれた「自然」と利便のある「都市(まち)」をつむぐ	100
基本施策1 自然・環境	102
基本施策2 都市・社会基盤	105
基本目標5 未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ	114
基本施策1 市民協働・市民活動	116
基本施策2 広域連携・行財政運営	119
SDGs施策一覧(個別施策×SDGs17のゴール)	126
個別施策との関連性を確認するためのSDGs169のターゲット	128
IV-3 計画の推進に向けて	135
資料編	139





I 鉾田市総合計画の策定にあたって



第 I 章

銚田市総合計画の策定にあたって

I-1 計画策定の趣旨



銚田市は、平成 19 年 3 月に、「銚田市総合計画」を策定し、将来像を『「いのち」と「暮らし」の先進都市』と定め、地域の多彩な魅力にさらに磨きをかけながら、「こころの豊かさ」と「環境共生」を目指すとともに、農をはぐくみ、人をはぐくみ、そして健康をはぐくんできた“はぐくむ力”を原動力に、自然との共生と歴史・文化という地域の“宝物”を大切にしながら、「自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす 21 世紀のまち」を目指してまちづくりを進めてきました。その後、2011 年（平成 23 年）に発生した東日本大震災からの復興に取り組むとともに、平成 29 年 3 月に「第 2 次銚田市総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定し、前構想から引き継いだ将来像の実現に向け、緑・緑・絆を紡ぐまちづくりを進めてきたところです。

この間、銚田市や地域づくりを巡っては、経済構造や人口構造の変化、技術革新、価値観の変化等の社会環境の変化だけでなく、情報技術の発達を背景とした Society 5.0、DX（デジタル・トランスフォーメーション）、持続可能な社会づくりに向けた SDGs、カーボンニュートラル等に対する対応も求められてきています。

また、我が国全体で人口減少や高齢化が進み、銚田市のような地方都市においては、地域を維持し未来に継承するための取り組みがこれまで以上に重要であり、総合計画についても、行政全体の計画としてだけでなく、これまで以上に市民と行政が協働しながら地域づくりを進めていくための指針としての役割が必要です。

本計画は、第 2 次銚田市総合計画前期基本計画が令和 3 年度末をもって満了となることから、その成果を検証し、その検証結果を踏まえ、本市の現状と課題を明らかにした上で、前述のような社会環境の変化や持続可能な社会づくりに向けて求められる新しい命題に対応しつつ、引き続き『「いのち」と「暮らし」の先進都市 自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす 21 世紀のまち』の実現を目指すため、後期基本計画を策定するものです。



I-2 後期基本計画策定の基本的な考え方



1. 計画策定の基本的な考え方

計画策定の基本的な考え方については、次のとおりです。

①行政運営の指針となるまちづくりの最上位計画

総合計画は、本市が目指す将来像と将来の目標を明らかにする行政運営の指針となるものであり、本市のまちづくりを進める上での最上位計画です。本市の将来像やまちづくりの基本的な考え方、施策の方向性を示した「第2次鉾田市総合計画基本構想」に基づき、「第2期鉾田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「鉾田市国土強靱化計画」「鉾田市都市計画マスタープラン」「鉾田市まちづくり計画」等との整合性を図ります。

また、「第2次鉾田市総合計画基本構想」に基づき、「第2期鉾田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を考慮した上で、将来人口推計を設定します。

②市民と目標を共有できる、わかりやすい計画

本市が目指すまちづくりの目標を明確にするとともに、市民と行政が目標を共有したまちづくりの実現が図られるよう、誰にもわかりやすい計画とします。目標については、「第2次鉾田市総合計画基本構想」に基づき、5つの基本目標を継承します。

基本目標1 ⇨ 誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「暮らし」をつむぐ

基本目標2 ⇨ 魅力あふれる「地域資源」と活力のある「しごと」をつむぐ

基本目標3 ⇨ 次世代に伝えたい「歴史・文化」と夢拓く「ひと」をつむぐ

基本目標4 ⇨ 豊かでめぐまれた「自然」と利便のある「都市（まち）」をつむぐ

基本目標5 ⇨ 未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ

③時代のニーズに的確に対応した計画

社会経済環境の変化を的確に把握するとともに、市が抱える課題や市民ニーズ等への対応など、時代のニーズに的確に対応できる計画とします。具体的には、次のような事項を加味することを想定します。

項 目	概 要
SDGs	SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。 地方においては、「潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会」を目指し、持続可能な地域の未来を実現するための活動が求められています。
Society 5.0	Society 5.0 で実現する社会は、IoT で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生みだします。例えば、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供され、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会を目指すことです。
DX （デジタル・トランスフォーメーション）	自治体における DX 推進の意義としては、「新たな日常の原動力として、制度や組織のあり方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている」とされています。 そのために、①自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、②デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められます。
カーボンニュートラル	地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされており、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことが求められています。 ※実質排出量ゼロ：CO2などの温室効果ガス的人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

また、「第2次鉾田市総合計画基本構想」に基づき、庁内横断的な重点戦略として「第2期鉾田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における施策を後期基本計画に位置づけます。

■しごとの創生

基本施策1 農業ブランド力の向上・流通促進戦略

基本施策2 農業の担い手育成と経営環境の改善・スマート農業技術（ICT等）活用の推進

基本施策3 商工業の振興と新産業の創出

■ひとの創生（社会動態）

基本施策1 首都圏在住者に対する地方移住の促進・将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出

基本施策2 地域資源の活用による交流人口の拡大促進

基本施策3 若者の「ふるさと意識」醸成による地域内還流の促進

基本施策4 「ひと」と「しごと」のマッチング支援

■ひとの創生（自然動態）

基本施策1 若者の結婚意欲の醸成、出会いの場の創出・マッチング支援

基本施策2 子育てしやすい環境づくりの推進

基本施策3 共働き世帯・多子世帯に対する支援の充実

■まちの創生

基本施策1 地域を描くコミュニティの創出

基本施策2 みなぎ健康でいられる環境づくりの推進

基本施策3 安心・便利なまちづくりの推進

④行政評価と連動した計画

限られた政策資源の中で、総合計画に掲げた目標を着実に推進するため、これまで取り組んできた行政評価制度を活用し、指標の達成状況や事務事業評価に基づく反映により、効率的で効果的な進行管理ができる計画とします。

⑤効率的で実効性のある持続可能な計画

今後も進むことが予想される少子高齢化や人口減少の影響を受ける厳しい財政状況の中で、目標達成に向けた着実な計画の実現を図るため、施策の選択と集中を行い、効率的で実効性のある持続可能な計画とします。

⑥個別計画との役割分担と関係性を把握できる計画

総合計画については、基本構想、基本計画という基本的な構成を継承しつつも、より住民と将来ビジョンを共有する計画としての性格を明確にする等、多様化が進んでいることから、次の第3次総合計画の策定も視野に入れ、総合計画と個別計画の役割、関係性などを把握できる計画とします。

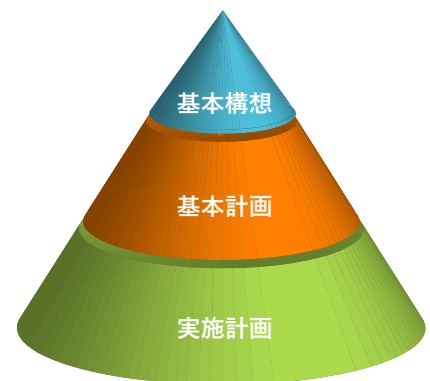
2. 計画の概要

①計画の名称

計画の名称は、「第2次鉾田市総合計画後期基本計画」とします。

②計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成します。



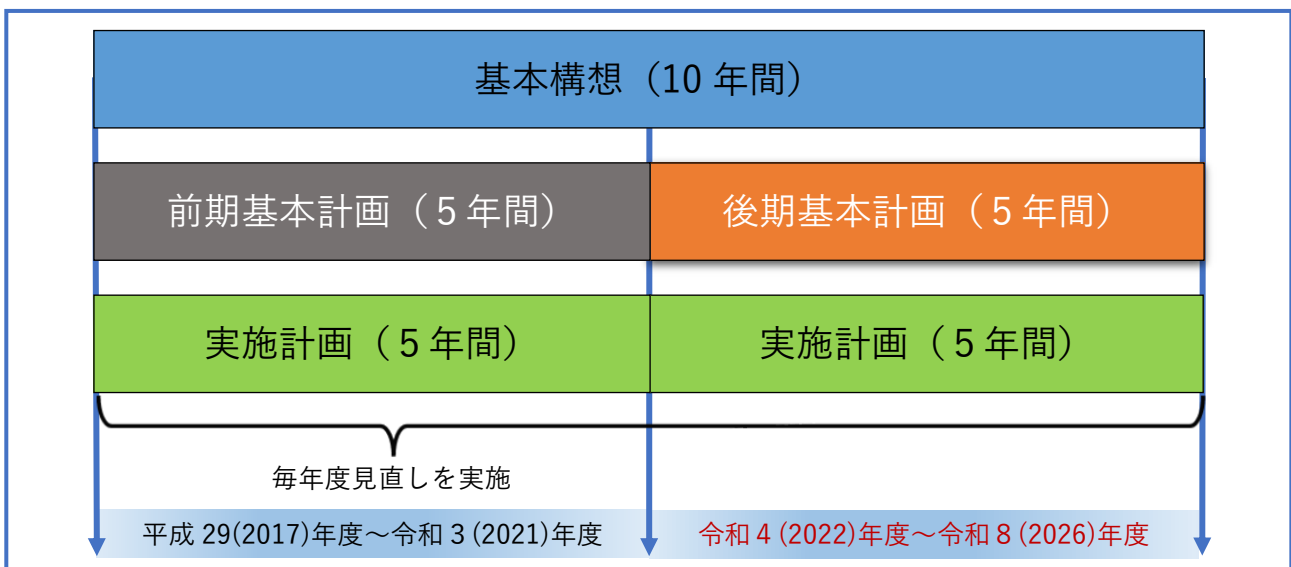
	概 要	方 針
基本構想	まちづくりの基本的な理念や目指すべき将来像、将来の基本目標、まちづくりの基本方向などを示し、長期的な視点に立ったまちづくりの将来ビジョンを定めたものです。	○平成29年3月に策定した「第2次鉾田市総合計画基本構想」は、計画期間が10年間となっていることから、継承することを基本としますが、前述のようなSDGsやSociety 5.0、DX（デジタル・トランスフォーメーション）といった、近年行政計画に取り入れる必要がある事項について、必要に応じて加味することとします。
基本計画	基本構想に掲げた目指すべき将来像や将来の基本目標を実現するための施策体系を示すもので、各施策の分野ごとに市の現状と課題を踏まえた、今後の方向や主要施策等を定めるものです。	○施策体系を明らかにするための後期基本計画を策定します。策定にあたっては、前期基本計画の進捗状況について評価・検証を行い、位置づける施策・事業について精査することとします。 ○個別計画との関係性を把握できるよう、関連計画を記載することとします。
実施計画	基本計画で示した施策体系に基づく具体的な事業計画で、財政の裏付けをもって計画的に進めていく事務事業の集まりであり、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となる事業計画を示すものです。基本構想や基本計画に示した将来ビジョンや施策は、行財政状況を勘案しながら、実施計画で事業として具体化されることとなります。	○基本計画に盛り込まれた施策の実施に当たり、個別事業ごとに実施計画を作成し、具体化を図っていきます。 ○実施計画については、事業担当課において管理することとし、毎年度計画内容について評価・検証を行います。

3. 計画の期間

第2次銚田市総合計画基本構想は、平成29年度を初年度とし令和8年度を目標年次としていることから、後期基本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までとします。

さらに、基本計画に対応し実施計画を策定します。実施計画は、基本計画と同様の計画期間とし、財政状況の変化等を勘案して、毎年度、評価と見直しによって所要の補正を加え、計画と現実の大きなずれを防ぎながら進行を図るものとなります。行政評価と連動した実施計画とすることで、PDCAサイクルが見えやすく、評価結果の予算編成への反映など、効率的で効果的な事業の推進を図ります。

【計画期間】

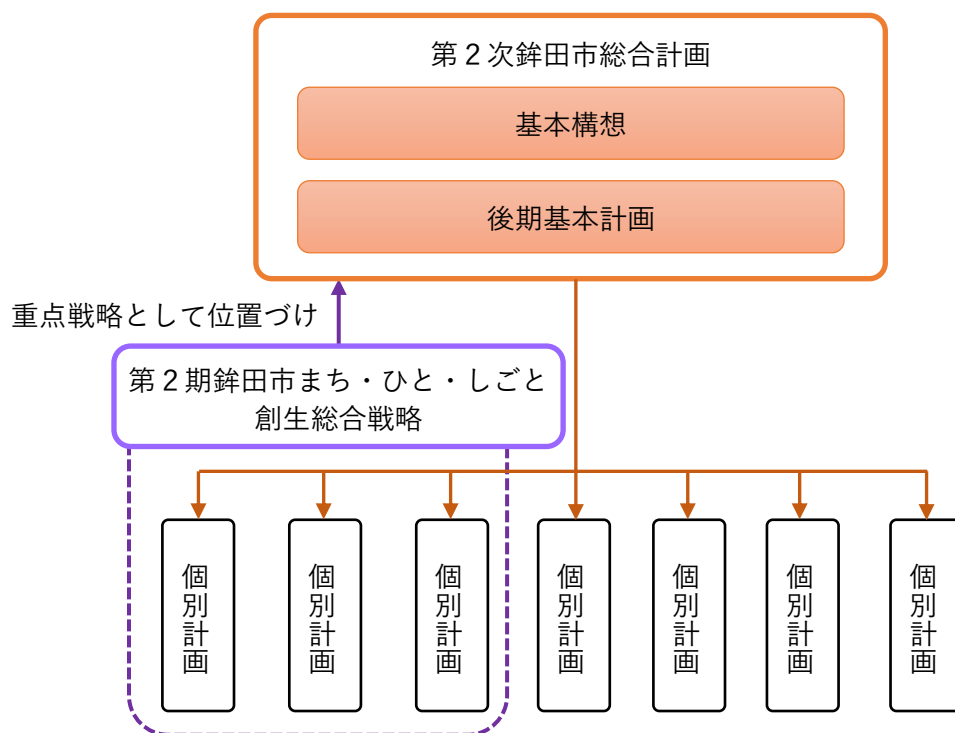


※PDCA：Plan「計画」・Do「実施」・Check「評価」・Action「改善」という活動事業のサイクルを表しています。

4. 他計画との関係性

第2次銚田市総合計画は、本市が有する分野ごとの個別計画の最上位計画となる計画です。本計画では、目指す将来像と全ての分野の基本的な取り組み方針を示しています。

また、全国的に課題となっている人口減少に対応するため、まち・ひと・しごと創生法に基づき「第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していますが、この計画では、行政施策のなかでも、特に若年層の支援、子育て、就業や産業を中心として、地方創生に向けた取り組みを示したものであり、本計画とこれらの計画との関係性については、以下のようになっています。





Ⅱ 社会の潮流

(後期計画に向けて)



第

Ⅱ

章

社会の潮流(後期計画に向けて)

Ⅱ-1 変化をもたらす要因

第2次鉾田市総合計画は、平成28年度に策定されています。基本構想については計画期間が10年となっていることから、後期基本計画においてもこれを踏襲しますが、この間に、行政運営において考慮すべき、新しい要因がみられていることから、これらが鉾田市に与える影響などについて整理します。

1. 持続可能な社会や人間中心の社会づくりに向けた潮流

◆社会の潮流-1 SDGs(持続可能な開発目標)

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

地方においては、「潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会」を目指し、持続可能な地域の未来を実現するための活動が求められています。



◆鉾田市では…

行政や市民一人一人が、持続可能な社会づくりに対する理解を深める必要があります。

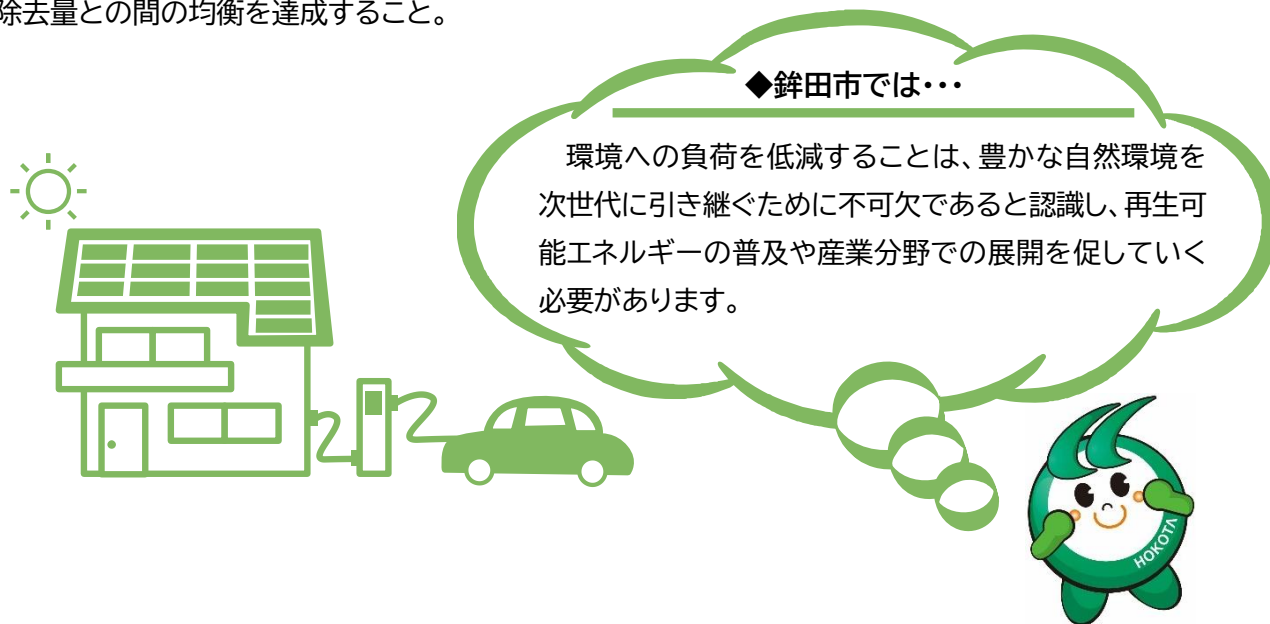
特に本市の基幹産業である農業は、自然環境と密接に関わる産業であり、日常生活において、持続可能な社会づくりに向けた取り組みを具体化する必要があります。



◆社会の潮流-2 カーボンニュートラル

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされており、脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことが求められています。

※実質排出量ゼロ：CO₂ などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。



◆社会の潮流-3 Society 5.0

Society 5.0 とは、社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会を目指すことです。

ICT を背景とした未来技術の発達により、IoT で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生みだします。例えば、人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供され、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されることが期待されます。



◆社会の潮流-4 自治体 DX(デジタル・トランスフォーメーション)

自治体における DX 推進の意義としては、「新たな日常の原動力として、制度や組織のあり方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められている」とされています。

そのために、①自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、②デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められます。



◆銚田市では…

市民サービスの向上、行政事務の効率化を進めるため、積極的な活用に向け、基盤整備と職員のスキル向上に取り組む必要があります。

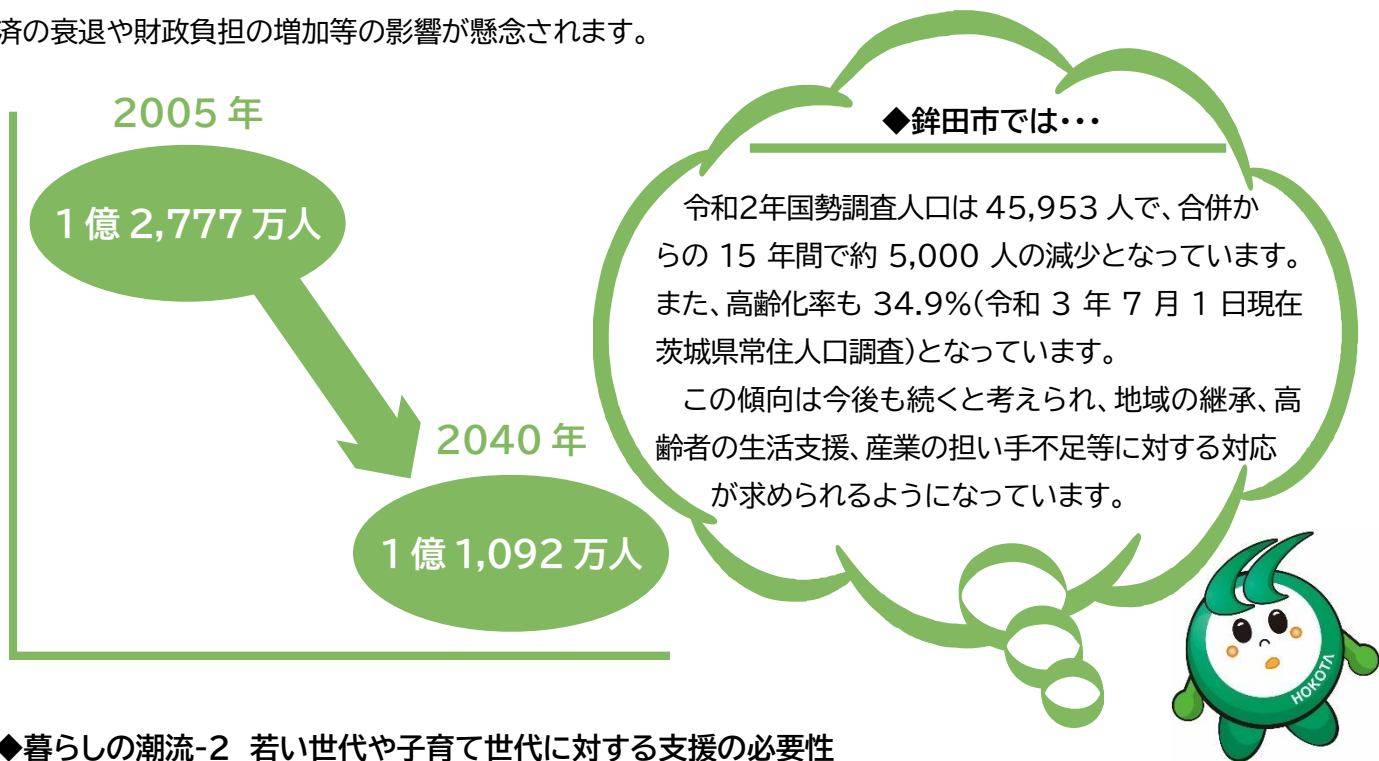


2. 日々の暮らしで感じること

◆暮らしの潮流-1 人口減少・高齢化の進行

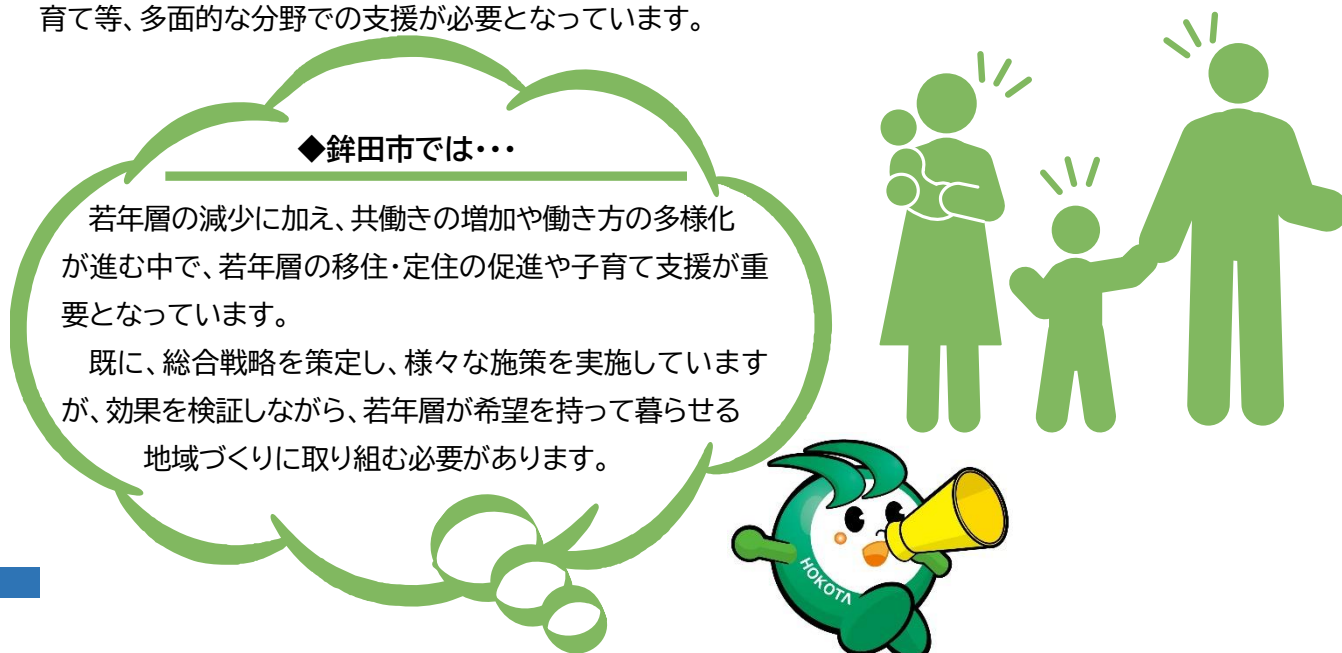
国勢調査によるわが国の総人口は、2005 年(平成 17 年)の 1 億 2,777 万人をピークに減少に転じ、2020 年(令和2年)の国勢調査では、1 億 2,622 万 7,000 人となっています。

また、国立社会保障人口問題研究所の推計(平成 29 年推計)では、減少が続くとされ、2040 年(令和 22 年)には 1 億 1,092 万人になると見込まれ、生産年齢人口の減少や社会保障費の増加を招き、地域経済の衰退や財政負担の増加等の影響が懸念されます。



◆暮らしの潮流-2 若い世代や子育て世代に対する支援の必要性

少子化の要因として、非正規雇用の増加、給与所得の減少、晩婚化、さらには子育て費用の増加等が挙げられており、若い世代や子育て世代が、夢と希望を持って生活できる社会づくりに向け、就業や結婚、子育て等、多面的な分野での支援が必要となっています。



◆暮らしの潮流-3 安全・安心に対する関心の高まり

近年、気候変動による災害リスクに対する関心が高まっています。また、わが国は2011年(平成23年)に発生した東日本大震災等、地震災害に対するリスクも有しており、このような災害に対する防災・減災や、迅速な復旧・復興を実現するための取り組みが求められています。

一方、日常生活においても、地域コミュニティの希薄化・高齢化が進む中で、交通事故や犯罪の防止といった取り組みも求められており、日常生活の様々な面で安全・安心の確保が強く求められています。

さらに、近年では、新型コロナウイルス感染症の影響や食の安全確保等についての関心も高まっています。



◆鉾田市では…

東日本大震災をきっかけとして、防災や減災に対する関心が高まっています。一方で、気候変動による風水害の頻発化、激甚化は、日常生活だけでなく、基幹産業である農業への影響も大きいことから、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

また、市民生活においても、高齢化への対応といった従来の視点に加え、身近な生活環境における安全確保に取り組む必要があります。



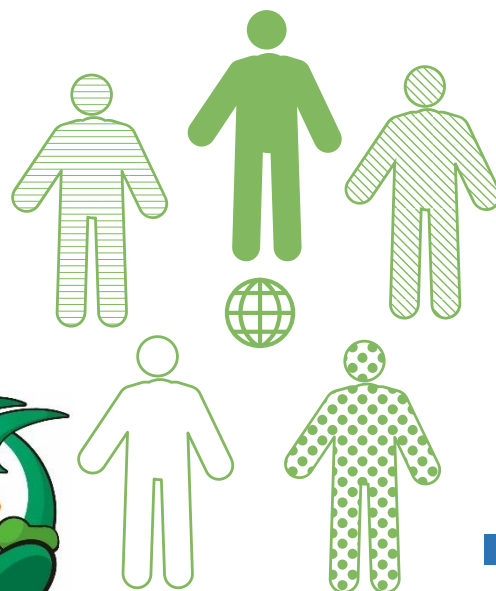
◆暮らしの潮流-4 暮らし方に対する意識の多様化

人々の暮らしの中で、家族観や結婚観、職業観などが多様化しています。また、核家族や共働き世帯の増加による保育ニーズの高まりもみられ、居住地の選定、住宅の所有意識や様式等に変化をもたらしています。

また、人種・性別・嗜好・価値観・信仰等の多様性を理解し受け入れることが求められ、国際化やダイバーシティへの対応も必要となっています。

◆鉾田市では…

暮らし方に対する意識の多様化は、若年層を中心に、働き方、家族、家事や子育てといった面で顕在化しています。一方で、男女共同参画や外国人市民との共生等、十分な理解が進んでいない分野もあり、全ての人が共生できる環境づくりに取り組む必要があります。



◆暮らしの潮流-5 生活圏域の広域化と行政の広域化

私たちの生活は、デジタル化や自動車利用により、市町村という枠組みを超えた行動圏が形成されており、自市町村への依存が低下しています。一方で、行政では、人口減少が見込まれる中で、持続可能な地域づくりの視点として、広域化が重要なキーワードとなっており、この2つの広域化に対応した地域づくりが求められます。



◆鉾田市では…

農業が基幹産業であり、市内での就業が多いものの、買い物や医療については、他自治体との関連も強くなっています。また、車利用を中心とする生活スタイルであるため、中心市街地の空洞化や市街地周辺での施設立地も進んでおり、暮らしを支える拠点づくりが必要となっています。



◆暮らしの潮流-6 地域の継承に対する問題の顕在

少子高齢化や人口減少が進む中で、古くから形成されてきた地域コミュニティや歴史・文化等の継承も課題になりつつあります。古くからの集落やコミュニティは、地域の産業や環境を維持するために重要な要素であり、このような地域の変化に関心を持つ必要があります。



◆鉾田市では…

地域コミュニティの希薄化が進むとともに、伝統文化の継承、消防団の人員確保、農業後継者の確保等が課題となっています。

地域の衰退は、空き家や耕作放棄地の発生等を招くとともに、高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくりにおいても課題となることから、市民と行政が連携して取り組む必要があります。

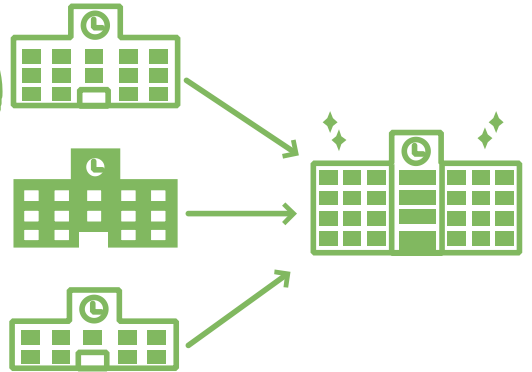


◆暮らしの潮流-7 社会資本の老朽化

高度経済成長期に多く整備された道路、橋りょう、公園、下水道などの社会資本が一斉に更新時期を迎えつつあり、これらへの対応が必要となっています。また、人口減少や少子化による公共施設の統廃合も必要となっており、統合や跡地の利活用に関する対応が必要となっています。

◆鉾田市では…

持続可能な地域づくりに向け、社会資本の計画的な維持と統廃合を進めるとともに、市民生活を支える機能の集約化に取り組む必要があります。



Ⅱ 社会の潮流（後期計画に向けて）

Ⅱ-2 鉾田市に求められること



前項の変化をもたらす要因で示したように、鉾田市を取り巻く環境が大きく変化する中で、『「いのち」と「暮らし」の 先進都市』を未来に向けて継承するためには、鉾田市自身も変化していくことが求められます。

そのため、計画を進めていくための基本となる行政運営の姿勢や市民との関わりにおいては、次の総合計画を見据えつつ、以下のような点を考慮する必要があります。

■求められること① 持続可能な地域づくりへの転換

地域を未来に継承するため、人口減少や高齢化への対応とともに、カーボンニュートラル（脱炭素社会）に対する対応も求められ、行政運営においては、広域化の推進、財政規律の維持といった従来からの変化に加え、自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）に向けた対応も求められています。

■求められること② 市民との協働による地域づくりへの転換

行政運営において広域化の推進が求められる一方で、地域づくりにおいては、防災や介護、子育てなどの分野において地域が担う役割も増加しており、これからの行政と市民の関係については、行政が主導する地域づくりから、市民が発信・参加する地域づくりへの転換が求められます。

Ⅱ-3 前期基本計画の総括



前期基本計画において、基本目標ごとに設定した指標の達成状況を評価します。後期基本計画においては、この結果を踏まえて、施策の改善と適切な指標の設定を行います。

■「基本目標1 誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「暮らし」をつむぐ」の評価

出生数については、基準値よりも年々減少の傾向にあります。出生数とのつながりの大きい婚姻数についても、年々減少しており、若い世代の人口減少や非婚化などが影響していると考えられます。人口の減少については、経済、地域社会及び社会保障・財政等、社会全般に大きな影響を与えることが懸念されており、暮らし続けられる安心なまちを維持するためにも、現状を考慮した目標値の見直しは必要になりますが、引き続き、対策や生活基盤の充実を図り、減少抑制、さらには増加に向けて取り組んでいく必要があります。

生活習慣病死亡者数については、年々増加しており、茨城県内の市町村順位においても上位となっています。健康は幸せに生き続けるための資本であり、今後も健康づくりは重要な取り組みです。また、高齢化に伴い膨らむ社会保障費の抑制への波及効果も期待できます。高齢化が進んでいることも考慮し、指標の見直しを検討した上で、引き続き、市民の健康を支えるための健康づくりに取り組んでいく必要があります。

指標項目	基準値 (開始前)	見込値 (令和3年度)	目標値 (令和3年度)
出生数 (常住人口調査)	302 人	233 人	350 人
婚姻数 (人口動態調査)	186 組	135 組	210 組
生活習慣病死亡者数(人口10万人当たり) (生活習慣病死亡者数÷人口×10万人) ※生活習慣病:がん、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患	750 人	1,109 人	700 人



■「基本目標２ 魅力あふれる「地域資源」と活力のある「しごと」をつむぐ」の評価

農業産出額については、養豚において、飼育頭数が減少しているほか、一部の野菜について低価格での取引が一定期間続いたこと、台風被害などが影響したことから減少の見込みです。基幹産業である農業を衰退させることなく、時代の流れや現状を的確に捉えた施策を講じ、農業の有する多面的な機能の維持も含め、引き続き、農業を振興していく必要があります。

市内民営事業所に就業する従業者数については、人口減少に伴う影響もあり、減少の見込みです。市内の事業所・企業の活性化は、まちに活気を与え、地域の雇用促進や生活利便性の向上にもつながる重要な要素であり、人口減少を考慮した指標の見直しを検討した上で、引き続き、産業を振興していく必要があります。

指標項目	基準値 (開始前)	見込値 (令和3年度)	目標値 (令和3年度)
農業産出額 (農林水産省「市町村別農業産出額」)	689 億円	569 億円	750 億円
市内民営事業所に就業する従業者数 (経済センサス活動調査)	12,538 人	12,186 人	14,000 人



■「基本目標3 次世代に伝えたい「歴史・文化」と夢拓く「ひと」をつむぐ」の評価

市内児童・生徒に対するアンケートにおいて、学校が楽しいと回答した児童・生徒の割合は、アンケート調査による値のため、年によってばらつきがみられますが、児童においては63～75%台、生徒においては59～62%台で推移しています。令和元年度終盤から令和2年度、令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業や分散登校、新たな生活様式への対応を余儀なくされ、アンケートの結果にも少なからず影響があったと考えられます。子どもたちが、夢と希望をもって生涯に渡り活躍できるよう、引き続き、魅力ある教育の充実に取り組んでいく必要があります。

文化・生涯学習の機会に関する満足度については、改善がみられるものの、達成度が低くなっています。生涯学習は、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動など様々な場や機会において行う学習であり、市民が、社会や経済の変化に対応し、心の豊かさや生きがいをもって生きていけるよう、引き続き、機会提供の充実に取り組んでいく必要があります。

指標項目	基準値 (開始前)	見込値 (令和3年度)	目標値 (令和3年度)
学校が楽しいと回答した児童 (市内児童アンケート)	74.2%	63.7%	75%
学校が楽しいと回答した生徒 (市内生徒アンケート)	62.8%	59.6%	64%
文化・生涯学習の機会に関する満足度 (市民意識アンケート)	3.6%	14.8%	40%

■「基本目標4 豊かでめぐまれた「自然」と利便のある「都市(まち)」をつむぐ」の評価

定住意向については、基準値を下回り、58～63%台で推移しています。死亡数と出生数の差による自然減だけでなく、転出数と転入数の差による社会減も課題となっており、人口減少と少子高齢化の進行に拍車がかかっていることから、引き続き、定住の促進に取り組んでいく必要があります。

観光入込客数については、指標設定時から測定方法が変更となっていることもあり、大きく増加していますが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響によって観光分野は厳しい状況にあります。ウィズコロナを見据えた観光のあり方を検討し、引き続き、地域資源を活かした観光を振興していく必要があります。

なお、定住は住みよい暮らし、観光は地域資源の活用と大きく関わることから、後期計画におい

ては、施策体系の見直しを検討します。

汚水処理人口普及率については、下水道及び浄化槽を計画的に整備促進していることから、目標値を達成し、自然と共生していくより良い環境が整いつつあります。引き続き、生活排水を処理する環境を整え、水環境保全と衛生的で快適な生活環境への改善を図っていく必要があります。

指標項目	基準値 (開始前)	見込値 (令和3年度)	目標値 (令和3年度)
定住意向 (市民意識アンケート)	72.9%	63.5%	78%
観光客入込客数 (観光動態調査)	392,624 人	829,000 人	829,000 人
汚水処理人口普及率	51.3%	64%	62%

■「基本目標5 未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ」の評価

市民活動に参加したい人の割合については、年々減少しています。人口減少が本格化する中、これまで以上に、市民と市民、市民と行政が対等なパートナーとして地域課題の解決に取り組む「市民協働」を推進していく必要性が高いことから、指標の見直しを検討した上で、市民活動に参加する人の増加や市民活動の活発化の促進、市民の意見を取り入れたまちづくりを進めていく必要があります。

財政健全化指数（将来負担比率）とは、市が将来負担しなければならないお金が、通常見込まれる市の収入に占める比率のことですが、本市においては、将来負担額よりも充当可能財源等が大きいため、数値なしとなっています。将来負担比率の早期健全化基準（イエローカード）は350%となっていることから、本市の財政は健全であるといえますが、人口減少等の影響から、今後、将来負担比率が上昇する可能性は高く、引き続き、財政の健全化に努めていく必要があります。

指標項目	基準値 (開始前)	見込値 (令和3年度)	目標値 (令和3年度)
市民活動に参加したい人の割合 (市民意識アンケート)	53.9%	30.9%	70%
財政健全化指数(将来負担比率)	11.5%	—	50%



Ⅲ 基本構想

第 Ⅲ 章

基本構想

Ⅲ－１ 本市のまちづくりの方向性



1. 「まちの将来像」と考え方

本市では、合併後はじめての策定となった前構想において、市民と行政が共有する目標となる「まちの将来像」を設定し、行政と市民、地域が一体となって、社会的課題に取り組んでいく必要性を明示しました。

本計画では、人口減少に端を発する地方創生という厳しい時代の潮流を迎えながらも、本市行政が、今後も市民のための公共福祉の増進に寄与し、安全安心な市民生活を守っていくことを使命とするため、前構想に引き続き「まちの将来像」を設定するものとします。

なお、本構想における将来像は、行政運営の継続性を考慮するとともに、本市においても東日本大震災の発災直後の地域における助け合いが実践され、改めて共助の重要性が再認識されたことから、行政・市民・地域・団体等が同じ目標を共有し、相互理解のもとでそれぞれの役割と責務を担いながらまちづくりを実践する「自助・共助・公助」の協働のまちづくりを推進していくため、従来よりの将来像を次のとおり、継続するものとします。

まちの将来像

「いのち」と「くらし」の 先進都市

自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす

21 世紀のまち 鉾田



設定理由



四季折々に様々な姿を見せる豊かな自然は、私たちに安らぎと癒しを与える貴重な資源であり、暮らしの土台を成す「いのち」の源です。

私たちは、この「いのち」の恵みを受けながら“農”という生活文化をはぐくみ、「暮らし」を支えてきました。また、“農”は“食”という「いのち」の糧をもたらし、私たちは健やかな心身をはぐくんできました。

「いのち」が「暮らし」を支え、「暮らし」が「いのち」をはぐくむ、こうした営みの連鎖こそが私たちの生活の原点であり、普遍的で理想のまちの姿であると言えます。

21世紀という変化の大きい時代において、農をはぐくみ、人をはぐくみ、そして健康をはぐくみできた“はぐくむ力”を原動力に、自然との共生と歴史・文化という地域の“宝物”を大切にしながら、私たちが互いに手を取り合い、生きる喜びと生きがいに満ちた暮らしができるまち。それが、本市の目指す21世紀の先進都市の姿であると考えます。



2. まちづくりの視点

「まちの将来像」を達成するにあたって、まちづくりの「視点」として、前構想に引き続き3つのキーワードを視点とし、さらに3つの視点をつむぎ、地方創生を推進するために新たな視点を設定します。

自然との共生

豊かな自然環境の中で、誰もが自然の恩恵を授かりながら自然への感謝といたわりの心を持ち、緑に囲まれて潤いや安らぎに満ちた健やかな生活を送ることのできる“自然との共生社会”を目指します。

みどり
緑

地域の個性を活かす

悠久の昔からの歴史や風土、先人から引き継いできた農の文化に誇りを持ち、世代を越えて人と人との交流を図り、縁ある有形・無形の文化を“まちの個性”として尊び、未来へと引き継ぐ、“個性を活かす社会”を目指します。

ゆかり
縁

市民との協働

市民、ボランティア・NPO、企業、行政など、まちに関わる多様な主体の誰もが主役となり、一人一人がその役割と責任を担いながら、相互の理解と補完の絆によって相乗効果を発揮する“協働社会”を目指します。

きずな
絆

地方創生の推進

地域の特徴、市民一人一人の想い、行政の様々な施策と、緑・縁・絆を紡ぎあわせることで全市が一丸となって、「まち・ひと・しごと」（地方創生）による地域活性化を目指します。

つむぐ
紡

みどり ゆかり きずな つむぐ
緑・縁・絆を紡ぐまちづくり

3. まちの指標



(1)人口指標

①銚田市人口ビジョンとの関係

本市では、平成27年度に策定した銚田市人口ビジョンにおいて、人口減少の現状や将来人口の推計結果、地域へ与える影響等を踏まえて、本市の人口減少を抑制していくための将来の目標と目指すべき方向性を、次のとおり設定しています。

■将来の目標と目指すべき方向性

将来の目標	目指すべき方向性
若い世代の就労と、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する	若者が本市で安心して働き、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現できる地域を創造します。
東京圏を中心とした人口の流出抑制とUターン促進	本市で住み・働き・安心・充実した生活を送りたい人を増やし、その希望をかなえられる地域を創造することで、若者の地域内還流、Uターン促進を目指します。
人口減少・超高齢化社会など時代を見据えたまちを構築する	年齢を問わず、地域に居住する人々が、健康を維持し、安全・安心に住み続けられる地域を創造します。また、人口の中長期的な展望を踏まえて、機能性や効率性に優れた持続可能な「まち」に再構築します。

出典：銚田市人口ビジョン

目指すべき方向性により人口減少の抑制を図るものとしていることから、本市では、銚田市人口ビジョンで示された方向性に基づき、本市の地域振興及び人口減少の克服のための施策を、本計画において講じるものとします。

②総合計画と人口指標

本市では従来、基本構想内に「人口推計に基づく指標」を設定していましたが、近年の社会情勢の急速かつ急激な変化により、長期間を展望する基本構想において将来人口推計を設定し、指標とすることは難しい状況にあります。

一方、基本計画は、中期的な計画目標として、人口・世帯、地域経済、都市構造から導き出される状況・課題に基づき、その実現のための基本的な考え方を示すものであり、この基本計画の策定にあたって将来人口推計を行うことが、現在の状況ではより適当であると考えられます。

そこで本市では、「将来人口推計」については、基本計画において取り扱うものとし、かつ上記①を考慮したものであるものとします。



(2)計画の指標

計画の進捗管理や施策実施による効果を把握するため、基本目標ごとの指標を設定します。

この指標は、銚田市の現在のすがたを踏まえ、本計画で目指す姿を数値化したものです。

■「基本目標1 誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「暮らし」をつむぐ」の指標

指標項目	基準値	目標値
出生数 (常住人口調査)	233人 (令和2年)	260人 (令和8年)
人口減少（少子化）によって様々な地域課題が深刻化していることから、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組み、出生数を増加させることで、人口減少に歯止めをかけ、持続可能なまちを目指します。		
婚姻数 (人口動態調査)	135組 (令和2年)	200組 (令和8年)
少子化の要因の一つとして、晩婚化・未婚化による出産機会の減少が挙げられますが、結婚意向はあるものの出会いの機会がないことや経済的な不安などが独身の理由になっていることから、出会い場の創出や生活支援などに取り組み、婚姻数を増加させ、希望をもって家庭を築けるまちを目指します。		
元気なお年寄りの割合 (65歳以上の要介護認定を受けていない方)	84.8% (令和2年度)	84% (令和8年度)
本市の人口の3割以上が高齢者であり、要介護認定者数も年々増加していますが、市民の健康づくりや介護予防支援に取り組むことで、要介護状態となる方の増加を抑制し、年齢を重ねても元気で長生きできる方がたくさんいる健康長寿のまちを目指します。		

■「基本目標2 魅力あふれる「地域資源」と活力のある「しごと」をつむぐ」の指標

指標項目	基準値	目標値
農業産出額 (農林水産省「市町村別農業産出額」)	613億円 (令和元年)	685億円 (令和7年)
地域経済の中心となっている農業の振興のため、全国上位となっている農業産出額を指標とし、今後も日本有数の生産地として評価され、儲かる産業として農業経営ができるよう農業産出額の維持を目指します。		
観光入込客数 (観光動態調査)	829,900人 (令和2年)	1,535,000人 (令和8年)
地域資源の掘り起こしや磨き上げなどに取り組み、地域の魅力を高めていくことで、市に訪れる観光客を増やし、消費拡大や新たな交流による地域経済の活性化を目指します。		
市内民営事業所売上高 (経済センサス活動調査)	1,850億円 (平成28年)	2,043億円 (令和8年)
市内商工業者が「稼ぐ力」を持続的に向上させ、売上高を増やして行けるよう産業振興に取り組み、地域経済の活性化や地域雇用の増加・創出を目指します。		

■「基本目標3 次世代に伝えたい「歴史・文化」と夢拓く「ひと」をつむぐ」の指標

指標項目	基準値	目標値
学校が楽しいと回答した児童生徒の割合 (市内児童生徒アンケート) ※選択肢「そう思う」と回答した児童生徒数	61.2% (令和2年)	70% (令和8年)
児童生徒が共に学び楽しく学校生活を送れるよう、「学校が楽しい」と感じる魅力ある学校づくりに取り組み、夢と希望をもち、未来を拓く人間性豊かな人材を育みます。		
英語の授業において英語で考えや気持ちを伝え合うことができた と回答した児童生徒の割合 (市内児童生徒アンケート) ※選択肢「当てはまる」と回答した児童生徒数	33.6% (令和3年)	40% (令和8年)
児童生徒が学習したことを生活の中で活用できる確かな学力の育成に取り組み、英語で自分の考えや気持ちを伝えることができ、グローバル社会に対応できる人材を育みます。		
歴史・文化、スポーツ等に触れる 生涯学習の機会に関する満足度 (市民満足度調査)	14.8% (令和2年度)	30% (令和8年度)
歴史・文化を継承し、生涯を通じて学び、活躍できる環境と、生涯を通じて楽しめるスポーツ・レクリエーション環境の充実を図り、市民が学んだ知識や人と人とのつながりから得た経験を活かすことのできる社会の実現を目指します。		

■「基本目標4 豊かでめぐまれた「自然」と利便のある「都市(まち)」をつむぐ」の指標

指標項目	基準値	目標値
公共施設の温室効果ガス排出量	12,194,150kg-CO₂ (平成27年)	10,974,735kg-CO₂ (令和8年)
地球温暖化により、気温の上昇だけでなく気候変動による被害が懸念されていることから、温室効果ガスの排出削減に取り組み、地球にやさしいまちを目指します。		
計画路線の整備率	60.09% (令和2年度)	75.49% (令和8年度)
市民の便利な暮らしと地域経済の活力を支えるため、道路網を整備することで豊かな生活環境を創造し、安全で安心な地域社会の実現を目指します。		
汚水処理人口普及率	62.1% (令和2年度)	71.6% (令和8年度)
下水道及び浄化槽を計画的に整備促進することにより、汚水処理人口(下水道・集落排水・浄化槽等を利用できる人)を増やし、霞ヶ浦(北浦)や河川等公共用水域の水質保全と、衛生的で快適な生活環境への改善を目指します。		

■「基本目標5 未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ」の指標

指標項目	基準値	目標値
市民の意見がまちづくりに 活かされていると思う市民の割合 (市民満足度調査)	18.1% (令和2年度)	35% (令和8年度)
人口減少や少子高齢社会の中であっても、持続可能なまちとして続いていくために、市民と行政がそれぞれの役割と責務を担いながら同じ目標を共有し、相互に信頼し合う協働のまちを目指します。		
マイナンバーカード交付率	21.1% (令和2年度)	95% (令和8年度)
行政を効率化し、市民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する基盤となるマイナンバーカードを普及させ、市における DX (デジタル・トランスフォーメーション) を推進するとともに、市民にとっても簡単・便利な行政手続きを目指します。		
財政の健全化判断比率(将来負担比率)	－ (令和2年度)	50% (令和8年度)
財政の健全化判断比率(将来負担比率)とは、将来負担しなければならないお金が、通常見込まれる収入に占める割合のことです。財政の健全化に取り組み、将来の財政を圧迫する可能性の抑制を目指します。		



4. 都市空間づくりと土地利用構想



本市の都市計画及び土地利用については、関連計画等に基づき、次のとおり、その方針を定めます。

①都市構造の考え方

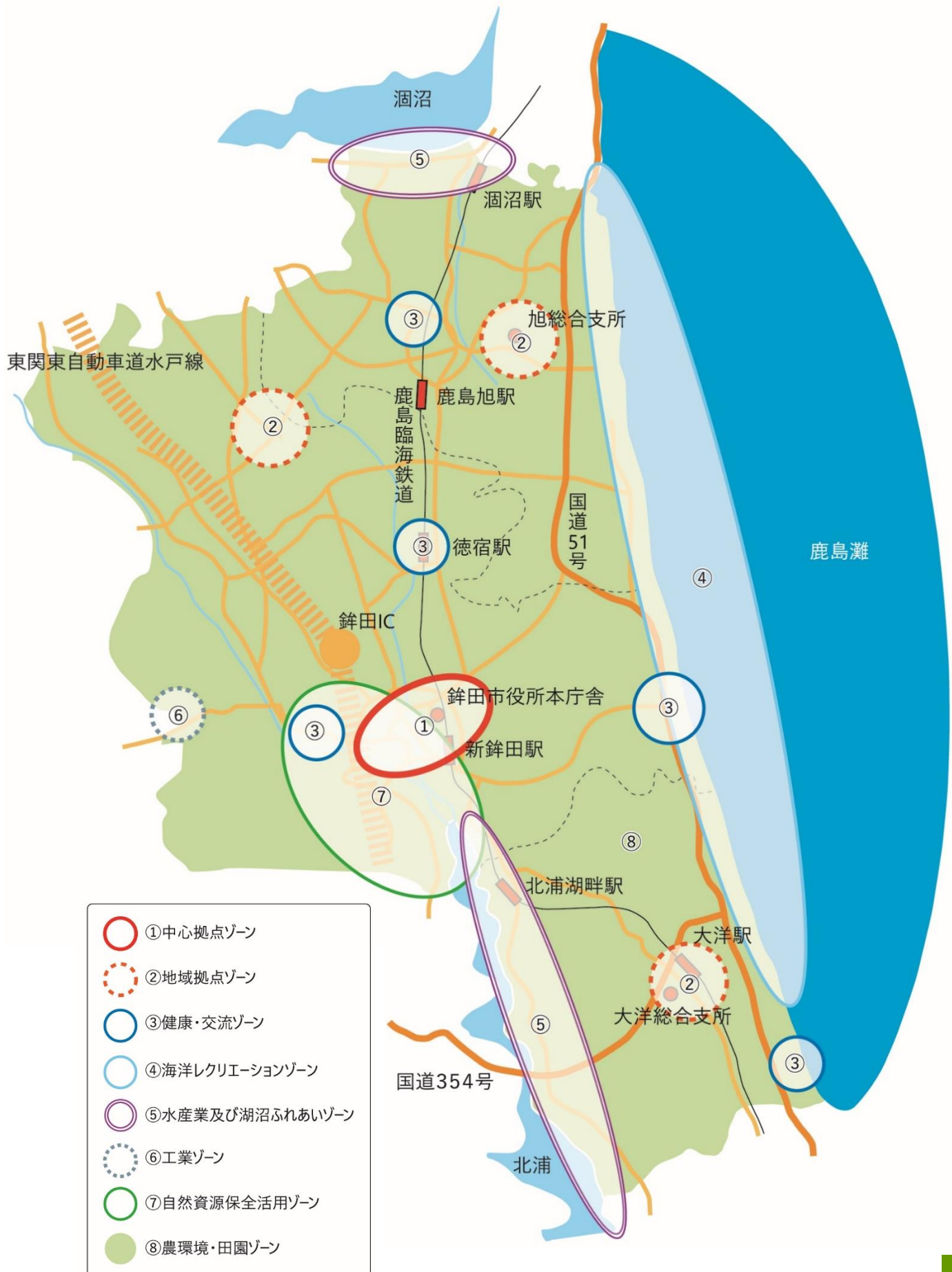
合併前の旧町村はそれぞれ中心となる市街地部を有し、その中心と各集落とが連携した都市構造を形成してきました。本計画では、今まで構築されてきたこの構造を最大限に活かし、再構築して市としての一体性や効率性を強化し、総合力を高めることに重点を置きます。

既存の都市機能や地域資源等を積極的に活かし、市全体としてのバランスの取れた発展を目指すため、現在の土地利用をベースとした「ゾーン」を配置し、幹線道路を主とした「軸」でつなぐことによって新たな都市構造を構築します。

②地域の個性を形成する「ゾーン」の配置

地域別 ゾーニング	整備方針
①中心拠点ゾーン	本庁舎が位置する現在の銚田市役所周辺は、新市の行政拠点に相応した機能を備えるとともに、新市全体の中心市街地として交流機能の充実を図ります。
②地域拠点ゾーン	支所を配置する現在の旭総合支所・大洋総合支所周辺は、地域へのきめ細かい行政サービスを担う機能を備え、かつ地域の交流拠点としての機能充実を図ります。また、銚田北小・中学校周辺についても、地域の交流拠点としての機能充実を図ります。
③健康・交流ゾーン	鹿島灘海浜公園、生涯学習館、旭スポーツセンター、銚田総合公園及びほっとパーク銚田並びにとつぷ・さんて大洋は、各地域の健康づくり拠点として機能の充実を図るとともに、多世代交流の場として活用します。
④海洋レクリエーションゾーン	鹿島灘沿岸は、鹿島灘海浜公園の着実な整備とともに、海水浴場や釣り場というマリンスポーツに資する施設整備を進め、環境に配慮した親自然型レクリエーション機能の充実を図ります。
⑤水産業及び湖沼ふれあいゾーン	涸沼及び北浦での水産業の振興を図るとともに、周辺エリアは釣りやサイクリングなどのレクリエーション拠点として、市内外の人との交流・ふれあい機能の充実を図ります。また、北浦は農業用水としての機能を維持します。
⑥工業ゾーン	銚田西部工業団地周辺は、東関東自動車道水戸線の開通や茨城空港を視野に入れつつ、工業団地の早期整備と幹線道路網の整備を一体的に促進します。
⑦自然資源保全活用ゾーン	北浦に現存する自然環境及び生態系を調査・保全する地域であるとともに、市民主体となる調査・保全事業の対象地域です。また、地域振興のための湿地の活用や生態系の周知等を図り、北浦北部の活性化を図ります。
⑧農環境・田園居住ゾーン	①～⑦を除く地域は、基幹産業である農業を振興する地域として、また農業の持つ多面的な魅力を展開する地域として、必要な整備を進めます。 各地区においては自然環境と調和した居住環境の向上を図ります。

■地域別ゾーニングと整備方針に基づくゾーニング図





③公共施設の最適な配置

本市では少子化の進行により、児童数が減少し、小学校の小規模化が進んだことから、平成24年に銚田市公立学校施設再編計画を策定し、新設の統合小学校の整備事業を推進しています。

閉校による小学校跡地の有効活用に向けては、「銚田市学校跡地利用基本方針」に基づき、効率的かつ効果的な行財政運営を図るために、公共施設の最適化と地域のニーズを勘案しながら検討していきます。

また、市が保有する公共施設等の老朽化対策については、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ「銚田市公共施設等総合管理計画」に基づき、財政的負担の軽減・平準化を図るために、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めることにより、公共施設の最適な配置を進めていきます。

④ゾーンを効果的に結ぶ幹線道路「軸」の配置

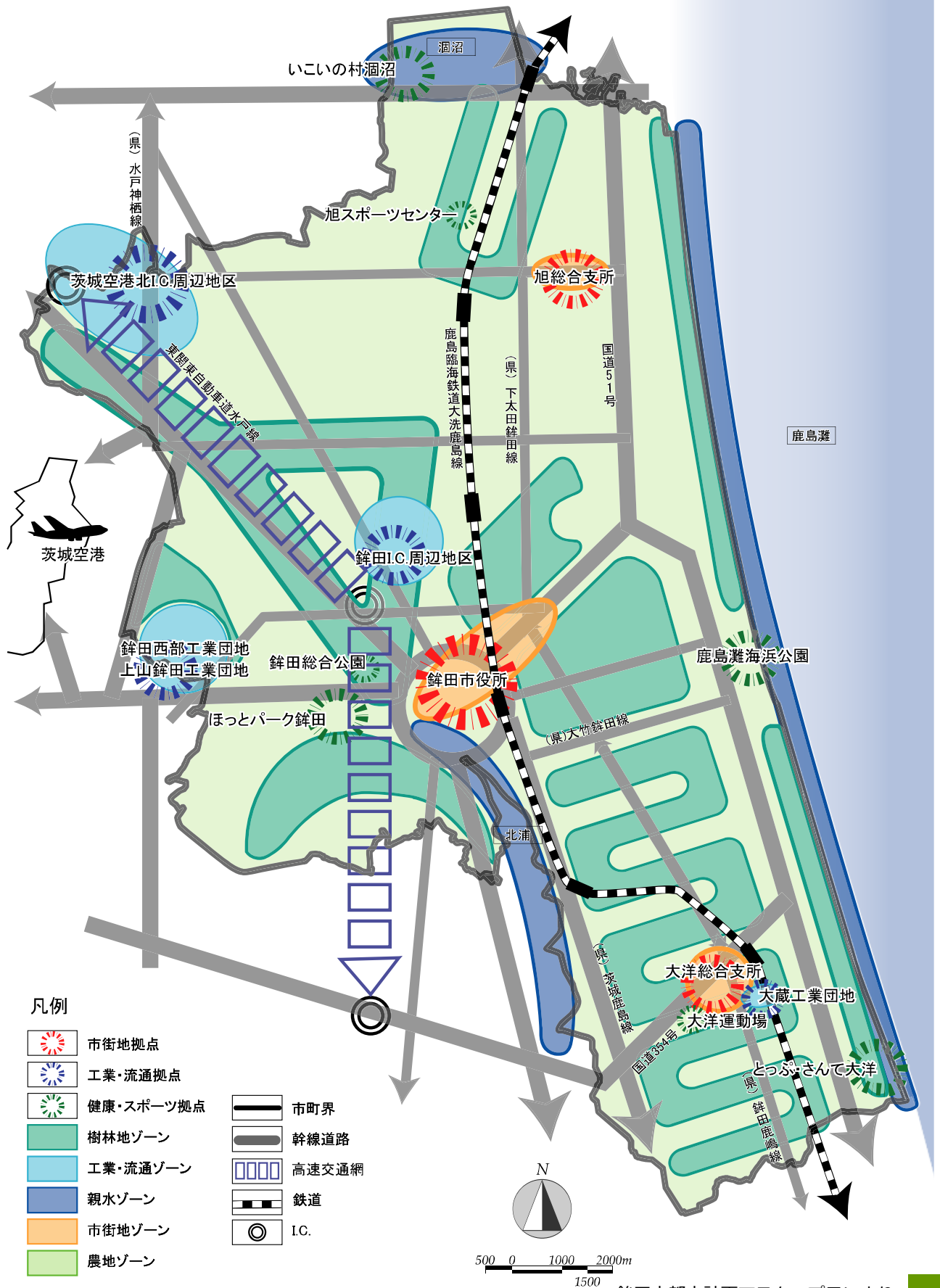
本市の道路交通網は交通処理機能に優れ、広域的な連携を強化する主要幹線道路としては、国道51号や、市西部の市境周辺を走る県道水戸神栖線があり、市北部に県道大洗友部線、市南部には国道354号があります。

また、中心市街地を取り囲む銚田環状線や、この環状線から放射状に延びる県道水戸銚田佐原線、茨城鹿島線、小川銚田線等が配置されており、これらの主要幹線道路を軸に道路新設、大竹銚田線の未整備区間の整備、都市計画道路串挽安塚線の整備を促進し、放射・環状型の道路体系の強化に努めます。

さらに長期的には、県道下太田銚田線を経由し旭総合支所周辺と銚田ICを結ぶ都市計画道路当間靱負線、県道銚田鹿嶋線と県道下太田銚田線を結ぶ合併支援道路等の整備を促進し、現在の放射・環状型から梯子状の道路体系へ移行を目指し、将来には東関東自動車道水戸線の銚田ICを経由する茨城空港北ICと潮来ICがつながり、市内の各地域と高速交通網との円滑な接続が可能になります。



将来都市構造図



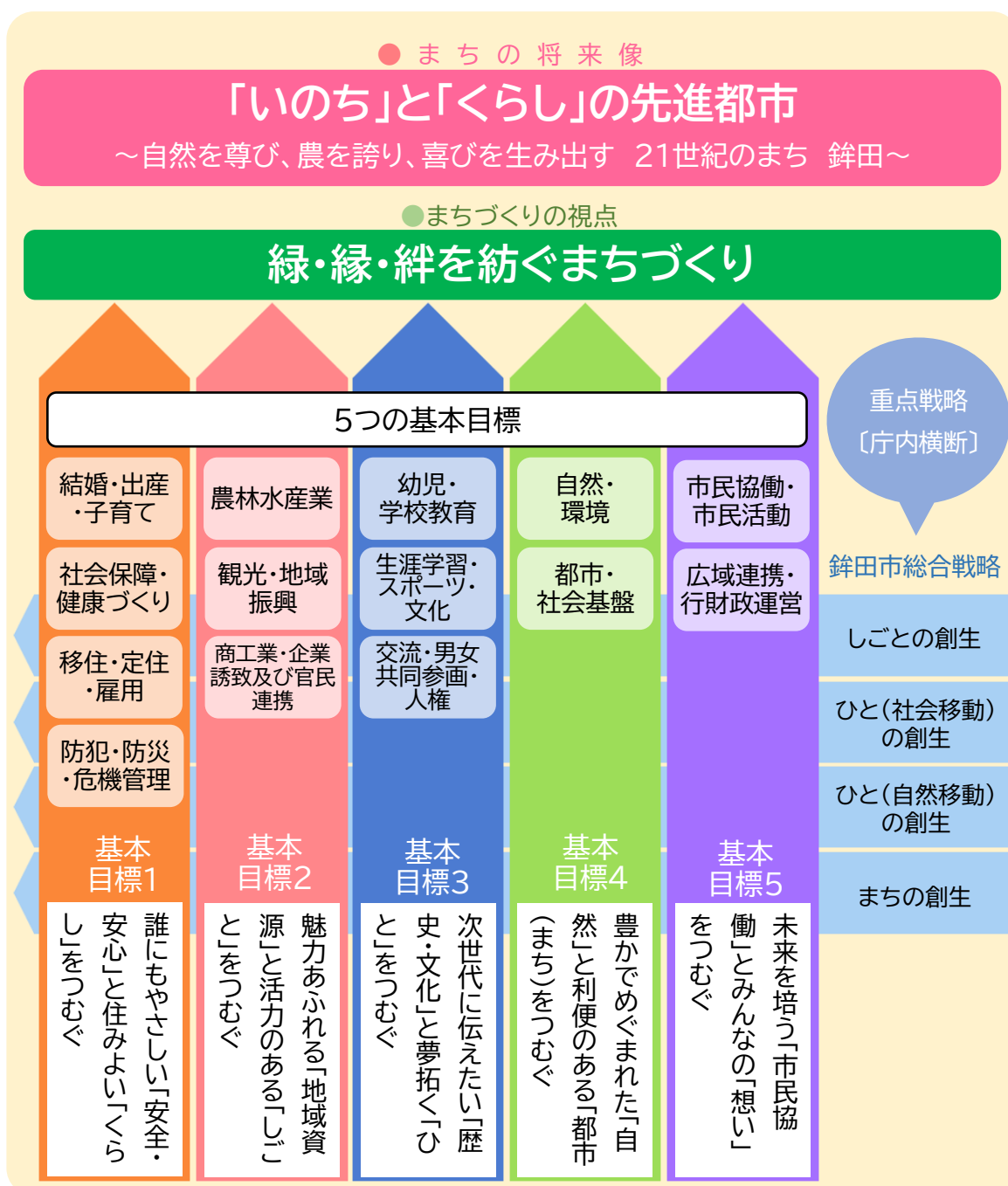
5. 「まちの将来像」を実現するための考え方



「まちの将来像」に基づいたまちづくりを実施するためには、目標を掲げ各種事業を効率的かつ効果的に推進する必要があります。

そこで、様々な課題に新たに取り組むため、従来の計画体系を改め、「まちの将来像」を実現するための5つの基本目標を設定します。

さらに、基本目標体系とともに、銚田市総合戦略に記載のある施策群について、地方創生に係る庁内横断型の施策群として別途体系化し、本計画における重点戦略に設定します。





IV 基本計画





IV-1 将来人口の見込み

第2次鉾田市総合計画前期基本計画では、2015年（平成27年）に策定した人口ビジョンをもとに、2021年（令和3年）の人口の見込みを46,500人と設定していました。

前期基本計画期間中の2020年（令和2年）に、第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略を策定しましたが、この中では、前期基本計画において設定した人口の見込みを下回って推移していくことが見込まれています。また、2020年（令和2年）国勢調査人口等基本集計結果においても、本市の人口は45,953人となっていることから、後期基本計画においては、第2次鉾田市総合計画基本構想の目標年次である2026年（令和8年）の推計人口を、第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを踏まえ設定することとします。

表－国勢調査人口と第2期人口ビジョンでの推計人口

単位（人）

		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
国勢調査		48,147	45,953	－	－	－	－
第2期人口 ビジョン	社人研準拠	48,147	45,805	43,325	40,732	38,036	35,266
	パターンA	48,147	45,958	43,722	41,520	39,187	36,957
	パターンB	48,147	45,958	43,722	41,997	40,138	38,373

※社人研準拠…国立社会保障・人口問題研究所推計に準拠

※パターンA…合計特殊出生率が2030年に1.80に、さらに2040年には人口置換水準である2.07まで上昇、加えて社会移動率を社人研推計に準拠した場合

※パターンB…合計特殊出生率が2030年に1.80に、さらに2040年には人口置換水準である2.07まで上昇、加えて若い世代の社会移動率が2030年以降均衡した場合

本計画の目標年次2026年（令和8年）における人口の見込みについては、43,200人と設定します。

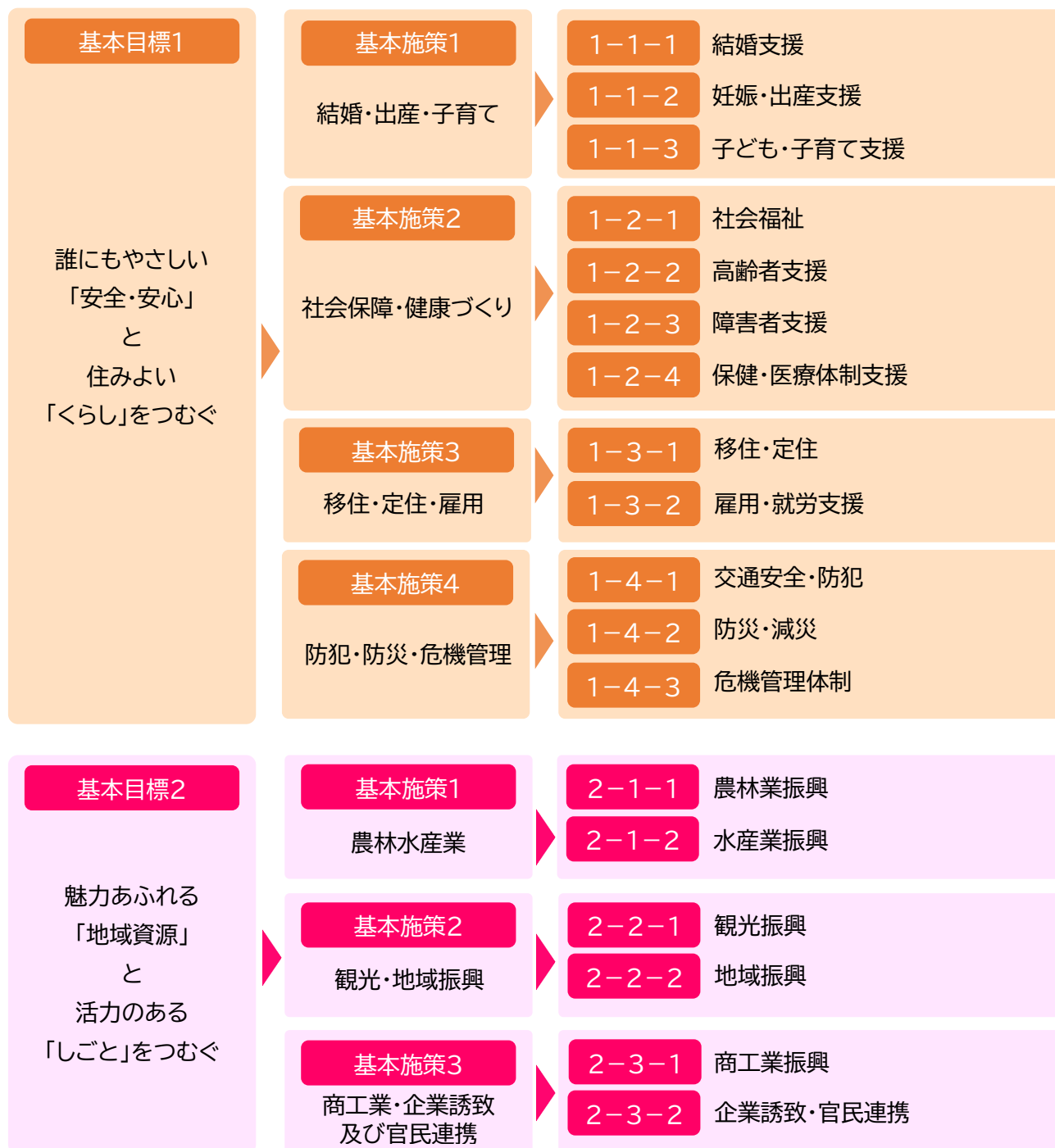
表－後期基本計画における人口の見込み

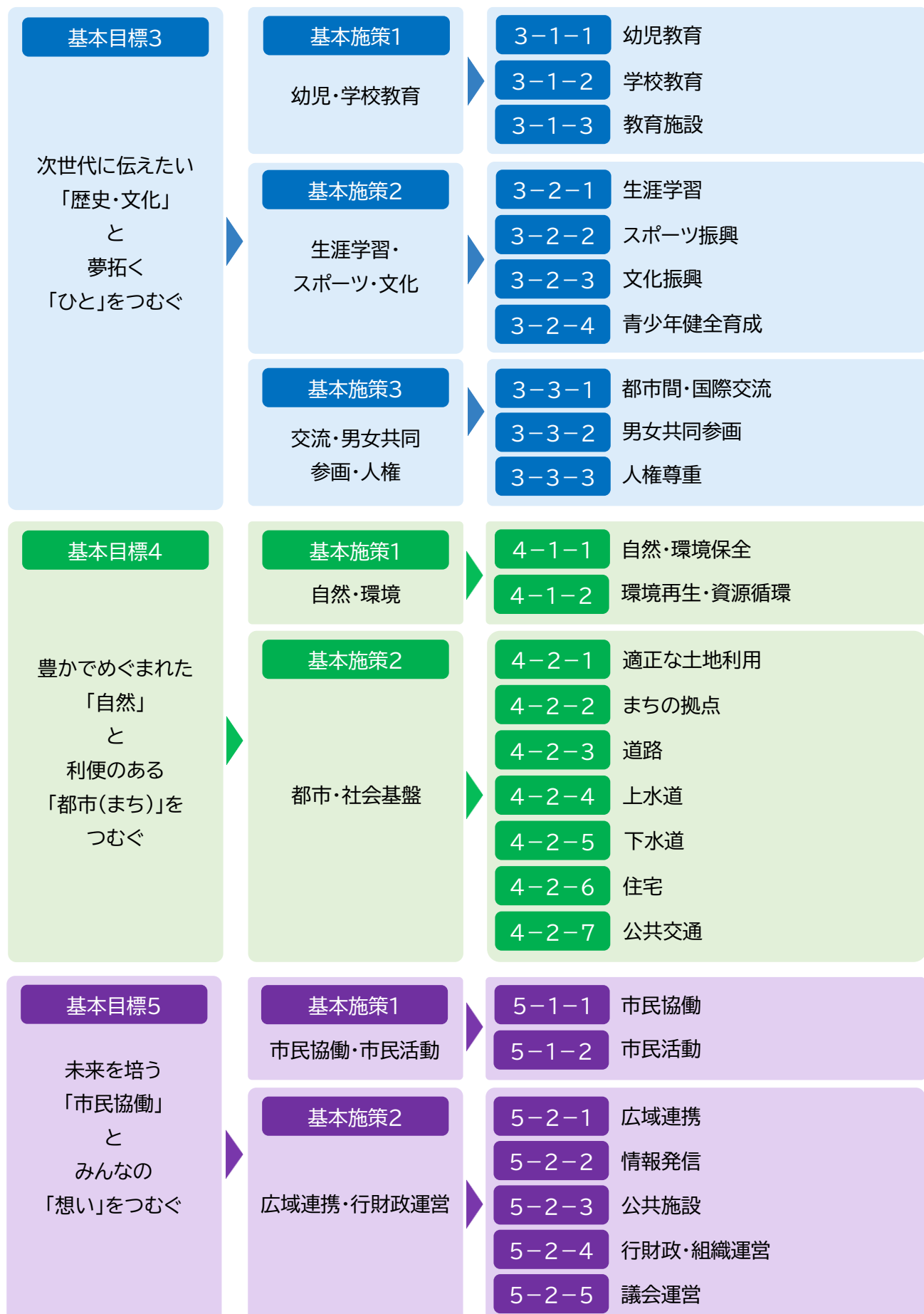
単位（人）

	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年	2024年 令和6年	2025年 令和7年	2026年 令和8年
国勢調査	48,147	45,953	－	－	－	－	－	－
社人研準拠	48,147	45,805	－	－	－	－	43,325	－
パターンA	48,147	45,958	45,500	45,000	44,600	44,100	43,700	43,200
パターンB	48,147	45,958	45,500	45,000	44,600	44,100	43,700	43,300

人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小によって、市の税収が減少する一方で、高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれており、財政は厳しさを増していくことが予想されます。また、公共施設や道路・橋・上下水道といったインフラの老朽化問題への対応も必要となります。こうしたことから、より一層、施策の選択と集中に取り組み、健全な財政基盤を維持していくことが重要です。

IV-2 基本目標ごとの施策体系図





基本目標1 誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「暮らし」をつむぐ

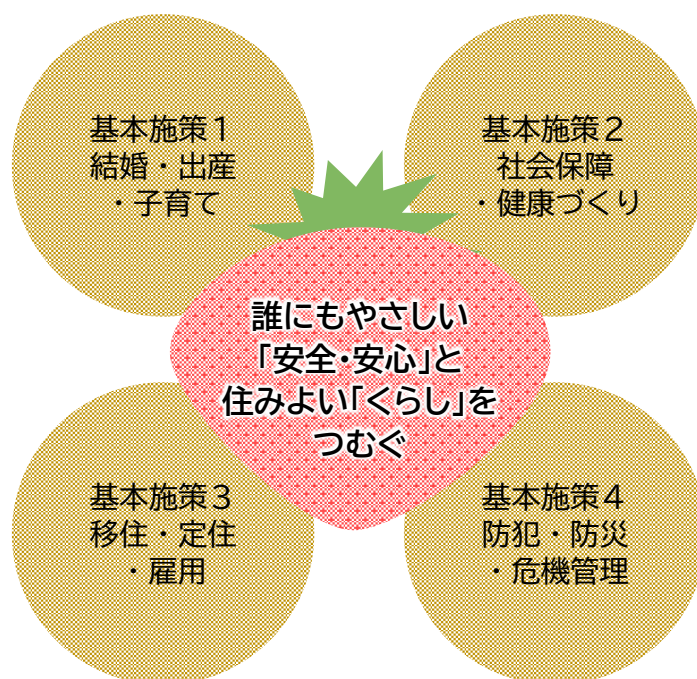
1 基本方針

人口減少や高齢化が全国的な課題となっています。本市においても、同様の傾向がみられており、次の世代に向けて、活力ある銚田市を継承するためにも、「住みよさ」や「暮らしやすさ」といった日常生活を送る上で、基本的な環境を整えることが求められます。

そのため、近年関心が高まっている気候変動による自然災害の激甚化に対する減災・防災、生活の場における防犯・交通安全に取り組むとともに、全世代でニーズが多様化している保健・医療・福祉サービスについても、安心できる子育て環境の創出、健康づくりや長寿社会への対応といった観点から、子どもからお年寄りまで切れ目のないサービス提供を図ります。

一方、若年層に向けては、将来への希望をもって銚田市で暮らすことができるよう、引き続き、結婚や妊娠・出産に対する支援を講じるとともに、移住・定住に向けた取り組みの強化を図ります。

2 施策体系



3

目標値

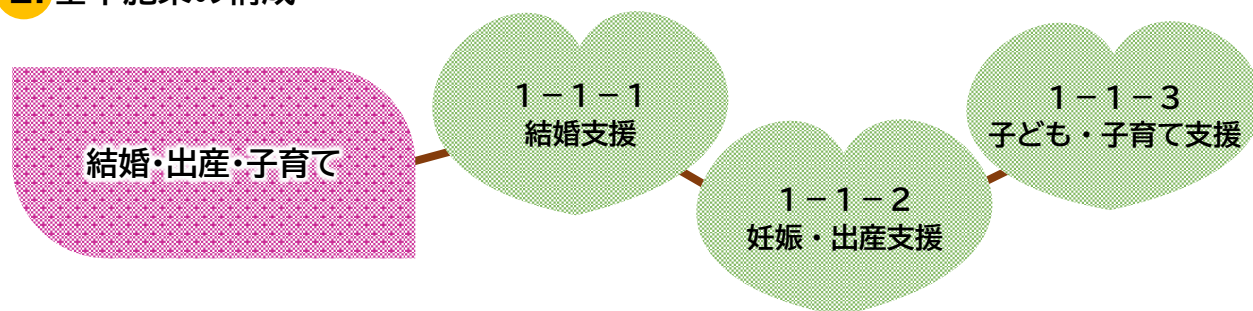
指標項目	基準値	目標値
出生数 (常住人口調査)	233 人 (令和2年)	260 人 (令和8年)
人口減少(少子化)によって様々な地域課題が深刻化していることから、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組み、出生数を増加させることで、人口減少に歯止めをかけ、持続可能なまちを目指します。		
婚姻数 (人口動態調査)	135 組 (令和2年)	200 組 (令和8年)
少子化の要因の一つとして、晩婚化・未婚化による出産機会の減少が挙げられますが、結婚意向はあるものの出会いの機会がないことや経済的な不安などが独身の理由になっていることから、出会い場の創出や生活支援などに取り組み、婚姻数を増加させ、希望をもって家庭を築けるまちを目指します。		
元気なお年寄りの割合 (65 歳以上の要介護認定を受けていない方)	84.8% (令和2年度)	84% (令和8年度)
本市の人口の3割以上が高齢者であり、要介護認定者数も年々増加していますが、市民の健康づくりや介護予防支援に取り組むことで、要介護状態となる方の増加を抑制し、年齢を重ねても元気で長生きできる方がたくさんいる健康長寿のまちを目指します。		

基本施策1 結婚・出産・子育て

1. 基本施策の方針

出会いや結婚といった若年層を取り巻く課題に対する取り組みを強化するとともに、妊娠・出産・子育てについて、妊娠・出産期や子どもの幼少期の悩みや負担への一貫した支援体制づくりを進め、若年層や子育て層に常に寄り添い、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

2. 基本施策の構成



3. 個別施策

1-1-1 結婚支援

SDGs



現状・課題

～結婚支援～

- 本市の婚姻数は年々減少傾向にあり、平成 25 年には 200 組を下回り、令和元年には 150 組を下回っています。本市の若年層の結婚意向は依然として高いものの、ライフスタイルや家族のかたちが多様化する中で、晩婚化や未婚率の上昇が進んでいます。意向調査などから、出会いの場が無いことや適当な相手にめぐり会えないことが独身の理由となっていると考えられます。
- 婚活イベント等を市や民間・市民団体等が実施していますが、カップルの成立には至るものの、交際に発展せず、婚姻までつながらないといった課題があります。また、参加者がリピーター化している傾向が見受けられるため、新たな参加者を増やす取り組みが必要です。
- 男女の出会いの場の支援として、いばらき出会いサポートセンターへの登録費用助成制度を令和元年度に創設しましたが、本市における登録者は少ない状況にあります。出会いや結婚に対する支援の一層の強化のため、令和 3 年 3 月には「銚田市出会いコーディネートセンター」を設立しています。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

若者の結婚意欲の醸成、出会いの場の創出・マッチング支援

- ・晩婚化の改善に対し、若者の結婚意欲を醸成するための情報提供のほか、出会いの場の創出に努めます。
- ・銚田市出会いコーディネートセンターを通して、地域の世話好きな方が結婚を斡旋していくことで、婚姻数の増加に向け、一層の充実を図ります。

取り組みの概要

～結婚支援～

- 若年層に対して、結婚し家庭を築くことが人生の豊かさのひとつであることを啓発するとともに、婚活事業に取り組む市内団体への支援と連携強化を図ります。また、オンラインによる婚活イベントの開催なども視野に入れ、より幅広く、未婚者に対する出会いの機会の創出に取り組みます。
- 令和3年度からAIによるマッチングを開始した、いばらき出会いサポートセンターのより一層の利用促進のため、引き続き登録費用の助成制度の利用促進に取り組むとともに、銚田市出会いコーディネートセンターを通して、お付き合いから結婚に関する様々な相談受付、結婚相手の紹介、結婚マナー講習などきめ細やかな支援を推進します。

関連計画

～結婚支援～

- ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ◆第2期銚田市子ども・子育て支援事業計画



1-1-2 妊娠・出産支援

SDGs



現状・課題

～妊娠・出産支援～

- 妊娠・出産に関する希望がかない、誰もが安心して妊娠期間を過ごし、出産することができる環境を整えていく必要があります。
- 子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠・出産の手続きのワンストップ化、妊娠期や出産後の子育て相談対応など、妊娠期から子育て期まで、継続的で切れ目のない支援に取り組んでいます。また、子育て支援ヘルパー派遣や産後ケアサポートなどの産前・産後の心身の負担軽減を図る支援を実施していますが、利用者が少なく、対象の拡充やPR強化が必要です。
- 子どもを望む方への支援強化を図るため、不妊不育治療に対する助成について、支援対象の拡大や利用しやすいの改善に取り組むことで出産に結びつける一定の効果を上げています。また、公的医療保険制度に先駆けて小児・AYA 世代のがん患者が希望をもってがん治療に取り組めるよう、妊よう性温存療法に要する費用の一部助成を開始しています。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

子育てしやすい環境づくりの推進

- ・不妊治療等を受ける世帯に対して、特定不妊治療等の一部助成を実施するなど、経済的負担を軽減します。
- ・相談・指導による継続的な母子の健康に対する支援など、子育て期間中の切れ目のない支援を行います。

取り組みの概要

～妊娠・出産支援～

- 切れ目なく個人のニーズに合った妊娠・出産・子育て支援を実現するため、妊娠期・出産後の相談体制や SNS を利用した情報発信の強化に取り組めます。体制強化にあたっては、オンラインによる相談対応の準備を進めるとともに、妊娠期や出産後の経過、子どもの成長過程などを記録する母子管理カードの電子化について、有効性と導入を検討します。
- 産前産後における子育て支援ヘルパー派遣や産後ケアサポートについては、利用促進を図るため、対象や利用日数の拡充の検討や PR の強化に取り組めます。
- 不妊不育治療や妊よう性温存療法に対する支援について、医療機関と連携し周知徹底を図ることで、子どもを望む方の出産支援の強化に努めます。

関連計画

～妊娠・出産支援～

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ◆銚田市まちづくり計画 |
| ◆第2次銚田市健康増進計画・食育推進計画 | ◆銚田市“いのち守り、支える”計画 |
| ◆第3期銚田市地域福祉計画 | ◆第2期銚田市子ども・子育て支援事業計画 |

1-1-3 子ども・子育て支援

SDGs



現状・課題

～子ども・子育て支援～

- 本市における少子化は年々深刻化しており、本市が誕生した平成17年は373人だった出生数が令和2年には233人まで減少していることから、子を持ちたいとの希望を持つ人が希望する数の子を持つことができ、ライフスタイルに合わせて将来にわたる展望が描けるように、子育てのしやすい環境を整えていく必要があります。
- 子育て世代包括支援センターを拠点として、「子育てコンシェルジュ（保育士）」による支援や、市内各所での「子育てカフェ」の開催などを実施し、親の孤立感・負担感の軽減や子どもの健全な成長をサポートしています。また、子育て支援に関する情報発信については、SNSを活用して情報を収集する子育て世代も多いことから、アプリやポータルサイトだけでなく、SNSを活用した情報発信などにも取り組む必要があります。
- 保護者の働き方やライフスタイルに応じて多様化する保育ニーズに応えるため、幼稚園と保育所（園）だけでなく、両方の機能併せ持つ「認定こども園」の設置を促進する必要があります。
- 放課後児童健全育成事業として、保護者の就労等により保育が必要な就学児の預かり行う放課後児童クラブの実施及び事業者への支援を行っていますが、長期休業中など1日保育が必要な期間の指導員の確保が課題となっています。
- 子育ての手助けを必要とする方と子育ての手助けができる方を会員として子育て援助を行うファミリーサポートセンターについては、利用申請が増加傾向にあり、今後も利用しやすさや認知度を高め、利用希望者にとって身近なものとなる取り組みを継続する必要があります。
- ひとり親家庭については、相談件数は横ばいですが、疾病や障害、低所得などの複合的な問題を抱えているケースも多いことから、継続的な支援が必要です。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

子育てしやすい環境づくりの推進

- ・若者世帯が子育てしやすいまちと思える環境づくりを推進します。
- ・子どもに対する定期的な健康診査の実施や、相談・指導による継続的な母子の健康に対する支援など、子育て期間中の切れ目のない支援を行います。
- ・子育てしやすいまちをより一層充実させるため、育児疲れや育児ストレスの解消、ママ友と交流できる環境づくりを行うとともに、多様化する子育てニーズに対応するため、幼保両機能を併せもつ「認定こども園」の設置を進めます。

共働き世帯・多子世帯に対する支援の充実

- ・共働き世帯や多子世帯に対しては、子どもの預かり環境の整備や経済的な負担を軽減するための給付を行い、子育て世代が安心して子供を産み育てる環境を創出します。

地域を描くコミュニティの創出

- ・子育てを地域全体で支える仕組みづくりを進めていきます。

取り組みの概要

～子ども・子育て支援～

- 子育て世代包括支援センターについては、子育ての総合的な支援を行う拠点として、引き続きワンストップ窓口機能や相談体制の強化に取り組むとともに、アプリやポータルサイト、SNS 等を活用した情報発信を充実させます。
- 月齢に応じた乳幼児健診や健康教育、赤ちゃん訪問、予防接種の助成などを通し、子どもの健康な発育を支援します。また、オンラインによる子育て・発育相談対応の実現を図ります。
- 茨城県のモデル事業として取り組んだ5歳児健診を継続実施し、就学前の発育状況の確認回数を増やすことで、発達の遅れなどを早期に発見し、必要な療育へつなげます。また、発達支援等における保育園・幼稚園・学校等との連携強化を図ります。
- 多様な保育ニーズに対応するため、認定こども園の設置促進に取り組み、保護者の就労状況に応じた柔軟な幼児教育・保育の提供につなげるとともに、学童保育を実施する放課後児童クラブと放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点として開設する放課後子ども教室の統合を検討し、適切な就学児童の保育体制の充実を図ります。
- ファミリーサポートセンターの運営については、利便性や認知度の向上を図り、子育ての手助けを必要とする方が安心して気軽に利用できる環境づくりと継続的な協力会員の確保に努めます。
- ひとり親家庭の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラムの策定に取り組み、ひとり親世帯の社会・職業への円滑な移行を支援するなど、子に継承される課題の解決支援も含め継続的な支援充実を図ります。
- 新たな制度の検討もしながら、「児童手当」、「児童扶養手当」に加え、「子育て応援給付金」など、子育てに対する経済的支援を継続して行っています。
- 図書館においても乳幼児と一緒に安心して過ごすことができる環境を整え、ブックスタート事業をきっかけに、自宅でも絵本に親しむ機会が持てるよう支援します。

関連計画

～子ども・子育て支援～

- ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ◆銚田市まちづくり計画
- ◆銚田市“いのち守り、支える”計画
- ◆銚田市第5期障害者基本計画／銚田市第6期障害福祉計画／銚田市第2期障害児福祉計画
- ◆第2期銚田市子ども・子育て支援事業計画
- ◆第3期銚田市教育振興基本計画
- ◆第3次銚田市生涯学習推進計画
- ◆銚田市国土強靱化計画
- ◆第2次銚田市健康増進計画・食育推進計画
- ◆第3期銚田市地域福祉計画
- ◆銚田市公立学校施設再編計画
- ◆銚田市学校施設長寿命化計画
- ◆銚田市子ども読書活動推進計画



【銚田市子育て支援サイト】



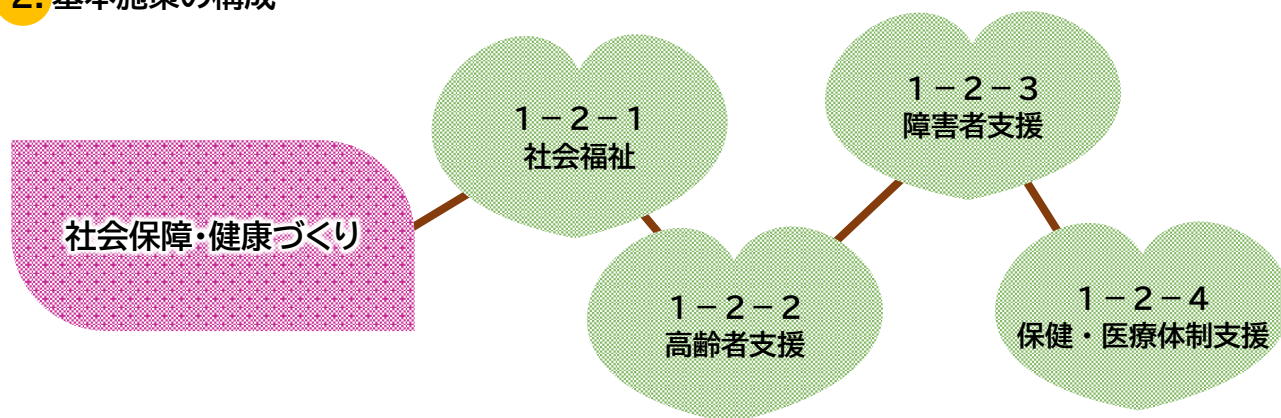
基本施策2 社会保障・健康づくり

1. 基本施策の方針

社会保障制度については、少子高齢化による影響を受け、適正な利用者負担が必要となる一方で、求められるニーズや対象が増加しています。また、地域コミュニティの希薄化や高齢化により、住民同士による共助関係も脆弱になっており、行政によるきずな環境の醸成が求められるとともに、住民同士による共助の再構築への意識改革と地域活動の基盤づくりの必要があります。

また、人生100年時代の到来というメッセージが厚生労働省人生100年時代構想会議で提唱される中で、これまで以上に健康づくりに対する取り組みが求められており、誰もが心豊かなセカンドライフを健康で生き生きと生活できるよう、保健指導による食生活改善や健康づくりに対する啓発、各種健診などの保健サービスの充実に取り組む必要があります。

2. 基本施策の構成



3. 個別施策

1-2-1 社会福祉

SDGs



現状・課題

～社会福祉～

- 地域福祉を巡っては、高齢化や地域コミュニティの希薄化が進む中で問題が複雑・複合化しつつあり、行政だけでなく市民一人一人が地域に関心をもち、地域の課題に対する関心を高める必要があります。
- また、近年は災害時に支援を必要とする市民に対する対策も重要となっており、行政と地域、市民との連携がこれまで以上に重要となっています。
- 一方、ひとり暮らしの高齢者や生活困窮者等に対する支援についても、現状やニーズを見極めながら、必要な対策を講じる必要があります。

取り組みの概要

～社会福祉～

- 地域福祉計画については、実践的な取り組みとして社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画と連動するとともに、諸分野における計画の総合化を図りながら、地域福祉の充実に努めます。また、属性や世代を問わず広く地域住民を対象として、包括的に相談を受け止める体制や交流づくりの構築を図り、重層的支援を推進します。
- 地域福祉向上のため、多様化する福祉課題に応じた実践的活動に取り組んでいる社会福祉協議会との連携を強化し、「共助」の地域づくりを目指します。
- 地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助等を行う民生委員・児童委員の活動は複雑かつ多様化しており、引き続き委員の活動を支援するとともに、人材確保に努めていきます。
- 災害時の支援については、避難行動要支援者名簿の整備を進めており、関係機関との情報共有、更新を行います。また、個別避難計画の策定において、福祉専門職との連携についても検討します。
- 生活困窮者の自立支援に対しては、平成 27 年から生活困窮者自立支援が法制化され、多様な行政サービスを実施していることを踏まえ、特に就労支援員による支援の強化を図ります。
- いのち守り、支える計画に基づき、ゲートキーパーの養成や様々な機会や媒体を通じて「生きること」の大切さの意識啓発を図り、地域全体で早期の気づき、そして支え合う体制の底上げを図ることで、自殺リスクの低減を目指します。

関連計画

～社会福祉～

- | | |
|--|--------------------|
| ◆ 鉾田市国土強靱化計画 | ◆ 鉾田市まちづくり計画 |
| ◆ 鉾田市地域防災計画 | ◆ 鉾田市公営住宅等長寿命化計画 |
| ◆ 第 2 次鉾田市健康増進計画・食育推進計画 | ◆ 鉾田市“いのち守り、支える”計画 |
| ◆ 鉾田市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画 | ◆ 第 3 期鉾田市地域福祉計画 |
| ◆ 鉾田市第 5 期障害者基本計画／鉾田市第 6 期障害福祉計画／鉾田市第 2 期障害児福祉計画 | |
| ◆ 第 3 次鉾田市生涯学習推進計画 | |

1-2-2 高齢者支援

SDGs



現状・課題

～高齢者支援～

- 高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、医療・介護等の多職種連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センター及び6つの在宅介護支援センターが拠点となり、相談業務等を含めた包括的な支援を実施しています。近年では、複雑で困難な相談内容が増加しており、特に高齢者虐待や認知症高齢者等に早急に対応できる体制の構築が必要となっています。
- 団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年頃を境として、本市の高齢者人口は徐々に減少へ転じます。しかしながら、年少人口及び生産年齢人口の減少もさらに進行し、高齢者を支える人材不足、年金・医療・介護などの社会保障費の増大が深刻化することが予想されています。これらの推計から、介護保険給付費の適正化とともに、本市の特性に見合った地域包括ケアシステムの構築の加速化が求められています。
- 高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう支援を図ることが重要となっており、買い物やごみ出し等といった生活支援に対するニーズに対応できる支援体制について、地域住民の協力等も含めて整備していく必要があります。また、就業を望む高齢者に対し、就労できる機会を創出することも重要です。
- 認知症への対応も重要となっており、容態等に応じた本人や家族の支援を包括的・集中的に提供できる体制づくりが必要となっています。
- 本市では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。特に、大洋地区では、高齢化率、ひとり暮らしの割合が高くなっており、高齢者世帯が安心して暮らせる環境づくりに向け、民間事業者の活用も含め地域課題に合わせた対応策の検討が必要となっています。
- シニアクラブについては、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、奉仕活動等の社会活動を推進していく上で、積極的な役割が期待されますが、クラブ数、加入者数ともに減少傾向にあります。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

みなが健康でいられる環境づくりの推進

・ひとり暮らし高齢者などに対するセーフティネットの構築を進めます。

取り組みの概要

～高齢者支援～

- 身近な相談窓口の充実や適切なサービスの提供につなげるため、地域包括ケアシステムの構築を加速させるとともに、地域包括支援センターの機能を強化します。また、高齢者を支える地域のボランティアや医療機関・関係団体等との連携強化を進め、高齢者に対する地域の見守り体制の充実を図ります。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方々が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、日常生活での不安や孤独感の解消、突然の発病などに備えた日常生活に必要なサービスの充実を図るとともに、要支援者等に対する効果的な介護予防支援を推進します。さらに、相談窓口の充実、地域サロンの設置の推進、住民組織の活動などの相互に支え合う「互助」の役割の充実を進めます。また、必要なときに必要な介護サービスが提供できるよう、不足する介護の担い手や増加する介護サービスの需要に対し、課題を整理するとともに関係機関との協議を進めます。
- 高齢者の自立的支援として、公共交通の確保やシルバー人材センター等を活用した就業機会の創出に向けた関係機関との協議を進めます。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業により、健康課題を分析し、加齢に伴う筋力や心身機能の低下及び低栄養改善・維持を目的とするフレイル予防に取り組みます。
- 市民が自主運営する高齢者サロン並びにシルバーリハビリ体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進します。
- シニアクラブ活性化のため、引き続きシニアクラブで行っているスポーツ活動事業の魅力向上につながる支援を実施するとともに、高齢者の生きがいづくりや健康づくりの促進を図ります。また、銚田市ボランティア活動センターと情報共有を図りつつ連携を強化し、高齢者が地域で活動する参加意欲の醸成を図ります。

関連計画

～高齢者支援～

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ◆銚田市国土強靱化計画 |
| ◆銚田市まちづくり計画 | ◆銚田市都市計画マスタープラン |
| ◆第2次銚田市健康増進計画・食育推進計画 | ◆銚田市“いのち守り、支える”計画 |
| ◆銚田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 | ◆第3期銚田市地域福祉計画 |
| ◆第3期銚田市教育振興基本計画 | ◆第3次銚田市生涯学習推進計画 |

1-2-3 障害者支援

SDGs



現状・課題

～障害者支援～

- 障害者支援については、障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすためのインクルーシブな社会づくりが求められており、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、きめ細かな情報提供や関係機関と連携するなど、誰でも気軽に相談できる体制の強化が必要となっています。
- 障害者が生きがいをもって生活できるよう、雇用促進や職業訓練体制・就業相談体制の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーションや文化活動に接する機会づくりが必要です。
- 障害児施策については、子ども子育て支援新制度において、障害分野との緊密な連携を求められています。また、児童福祉法では、保健・医療・福祉等の連携によるきめ細やかな支援が重視されており、発達障害のある児童生徒や、医療的ケアが必要な障害児、またその保護者に対する支援を強化していくことが重要な視点となっています。

取り組みの概要

～障害者支援～

- 障害者支援については、安心して地域で生活ができるように、ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けた複合的な支援（多層的支援）体制を整えていきます。また、障害福祉サービス等の情報提供の充実に努めるとともに、関係機関・団体等とのネットワークを構築し、基幹相談支援体制の整備を図ります。
- 障害者が個々の状況に応じて必要な支援を必要な際に受けられるよう、障害福祉サービスや生活支援サービスの提供体制の整備を図り、日常生活を支えていきます。また、障害者の社会参加促進のため、スポーツや文化活動等による地域交流の機会拡大に努めます。
- 障害者が自立して住み慣れた地域で生活するために、日中サービス支援型グループホームの設置やグループホームの新たな支援形態として、1人暮らしに近い形態のサテライト型居住の取り組みを促します。
- 関係機関との連携を図り、福祉的就労はもとより、一般雇用も含め、障害者の働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労機会の確保に努めます。
- 障害のある児童生徒たちやその家族、学校に対する相談・援助体制の充実と個々の状況に応じた教育環境づくりに努めるとともに、福祉・教育等の関係機関が連携して、ニーズに応じた支援を推進します。

関連計画

～障害者支援～

- | | |
|--|--------------------|
| ◆ 銚田市まちづくり計画 | ◆ 銚田市都市計画マスタープラン |
| ◆ 第2次銚田市健康増進計画・食育推進計画 | ◆ 銚田市“いのち守り、支える”計画 |
| ◆ 第3期銚田市地域福祉計画 | |
| ◆ 銚田市第5期障害者基本計画／銚田市第6期障害福祉計画／銚田市第2期障害児福祉計画 | |
| ◆ 第2期銚田市子ども・子育て支援事業計画 | |

1-2-4 保健・医療体制支援

SDGs



現状・課題

～保健・医療体制支援～

- 本市では、国民健康保険への加入者が多く、予防医療においては、市が実施する特定健康診査が重要となりますが、65歳以下の方の受診率が低くなっており、受診についての啓発が必要です。
- 後期高齢者医療保険制度については、今後団塊世代が被保険者となることから、適切な保険制度の運営に取り組むとともに、予防医療の充実により医療費の削減を図ることが必要です。
- 医療機関については市内に2病院、13診療所があり、休日夜間診療の対応も行っています。医療圏を踏まえた二次救急医療強化支援や病院群輪番制の支援を実施し、各医療施設と連携の強化をしています。また、市民の安心な生活環境を確保するため、医師不足を解消し、地域医療体制の確立が求められます。
- 医療を受ける機会が多い小児や重度心身障害者をはじめ、予防医療に不可欠な検診などを、必要とする人が適切に医療を受けられるよう、引き続き医療費助成を行うことが必要です。
- 感染症対策については、新型コロナウイルス感染症拡大時に実践したように国や県の動向に対応できる体制の構築を行うとともに、必要なワクチン接種計画の策定、遂行体制の確保を図る必要があります。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

みなが健康でいられる環境づくりの推進

- ・すべての市民が生涯にわたって健康に暮らせるように、健診や健康教室、予防接種などを行うことにより、疾病予防や病気の重症化を防ぎ、市民の健康を維持する取り組みを行います。
- ・周産期医療や休日・夜間等の小児等救急医療など、妊娠・子育て期から高齢期まで切れ目なく、セーフティネットの構築を進めます。

取り組みの概要

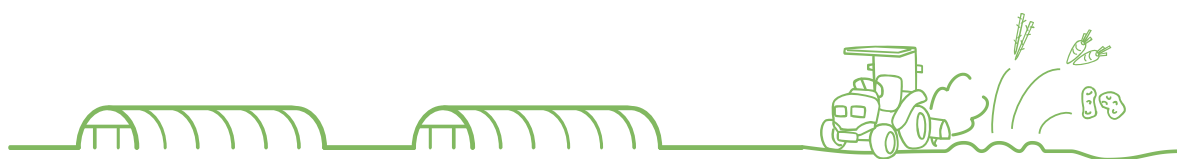
～保健・医療体制支援～

- 市民の健康づくりを支援するため、乳幼児から高齢者までライフステージに合わせ、心身の健康に関する相談体制の強化、食育や疾病予防等の教室開催、各種健康診査の受診促進に取り組むなど、予防医療の充実を図ります。
- 国民健康保険や後期高齢者医療保険については、持続可能な財政基盤の確立に向け、保険税・料の適正化及び納付方法の多様化等、徴収率向上を図るとともに、医療費の適正化に努めます。
- 地域医療体制の維持を図るため、市内医療施設や周辺自治体・医療施設、関係機関との連携を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大時に経験した対策や知見をもとに、平時において国や県の動向を踏まえ「新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しを図るとともに、感染拡大時に即時即応できるよう行動マニュアルの策定に努めます。

関連計画

～保健・医療体制支援～

- ◆ 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ◆ 銚田市まちづくり計画
- ◆ 銚田市立地適正化計画
- ◆ 銚田市“いのち守り、支える”計画
- ◆ 銚田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
- ◆ 銚田市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画
- ◆ 銚田市国民健康保険第2期データヘルス計画
- ◆ 第3期銚田市地域福祉計画
- ◆ 銚田市第5期障害者基本計画／銚田市第6期障害福祉計画／銚田市第2期障害児福祉計画
- ◆ 第2期銚田市子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 銚田市国土強靱化計画
- ◆ 銚田市都市計画マスタープラン
- ◆ 第2次銚田市健康増進計画・食育推進計画
- ◆ 銚田市国民健康保険保健事業実施計画

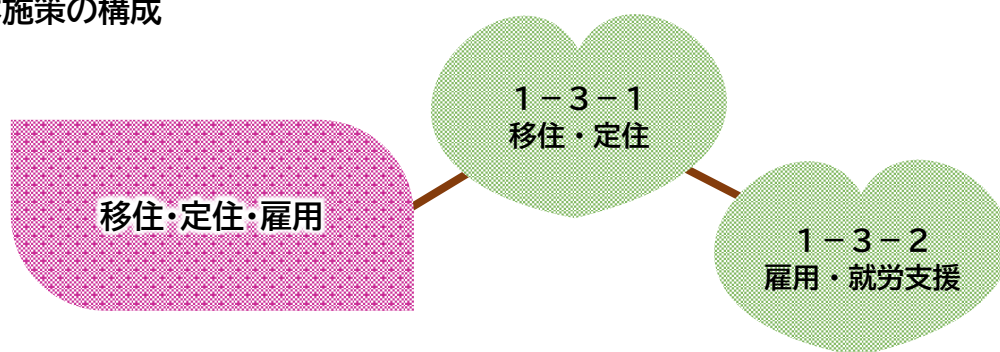


基本施策3 移住・定住・雇用

1. 基本施策の方針

移住・定住については、人口減少や少子化が進む中で、地方創生においても重要な取り組みとなっています。就業形態の多様化やリモートワークの浸透等、移住・定住に向けて追い風となる動向もみられています。本市は豊かな自然景観や日本一の野菜はじめ新鮮食材の入手に恵まれており、首都圏へも比較的アクセスしやすい利点を活かして魅力ある住環境の創出に取り組むとともに、若者の定住支援策の充実や市内や周辺地域での雇用・就業機会の確保を図り、これまで以上に移住・定住を希望する人々にとっての魅力向上に取り組めます。

2. 基本施策の構成



3. 個別施策

1-3-1 移住・定住

SDGs



現状・課題

～移住・定住～

- 鉾田市の認知度を向上するため、市のプロモーションの強化を行っていますが、今後も継続的に取り組む必要があります。
- 本市への移住・定住者をみると、サーフィンや農業法人への就職など、本市が持つ豊かな環境や農業等の魅力が動機となった例も多くなっています。
- 本市では、男女ともに25～39歳の若者や子育て世代において大幅な転出超過となっており、定住に対する取り組みが必要です。若い世代の移住・定住やU・Iターンを促進するためには、一番の課題となる雇用について、就業先の確保支援や鉾田らしい働き方の提案などが重要となります。また、児童期・青年期におけるふるさと意識の醸成などを通し、定住の促進や人口の流出抑制を図っていく必要があります。
- 平成30年度に「鉾田市空家バンク」を設立し、移住及び空家の有効利用の促進に取り組んでいます。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

移住の促進・移住にもつながる「関係人口」の創出

- ・移住希望者への PR ツールを活用し、情報発信の充実を図ります。
- ・空家バンクへの登録を促し、宅地建物取引協会との連携により、住まいの選択肢の一つとなる空家を紹介するなど、若者を中心に首都圏在住者の U ターン・移住を促進します。
- ・移住や U I J ターンに伴う負担を軽減するため、県と連携し、東京圏から本市への移住者に対して、経済的支援の取り組みを進めます。
- ・地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を拡大するため、定住には至らないものの、地域外にあって、本市と継続的かつ多様な形で関わる「関係人口」の創出と拡大の取り組みを進めます。

若者の「ふるさと意識」醸成による地域内還流の促進

- ・中高生と連携し、本市の魅力的な地域資源の発掘を行うことで、「ふるさと意識」を醸成する仕組みづくりを進めていきます。
- ・地元高校生等の若者視点で地域資源を再発見する機会を設け、「ふるさと意識」の醸成を図るとともに、本市への定住促進を図ります。

取り組みの概要

～移住・定住～

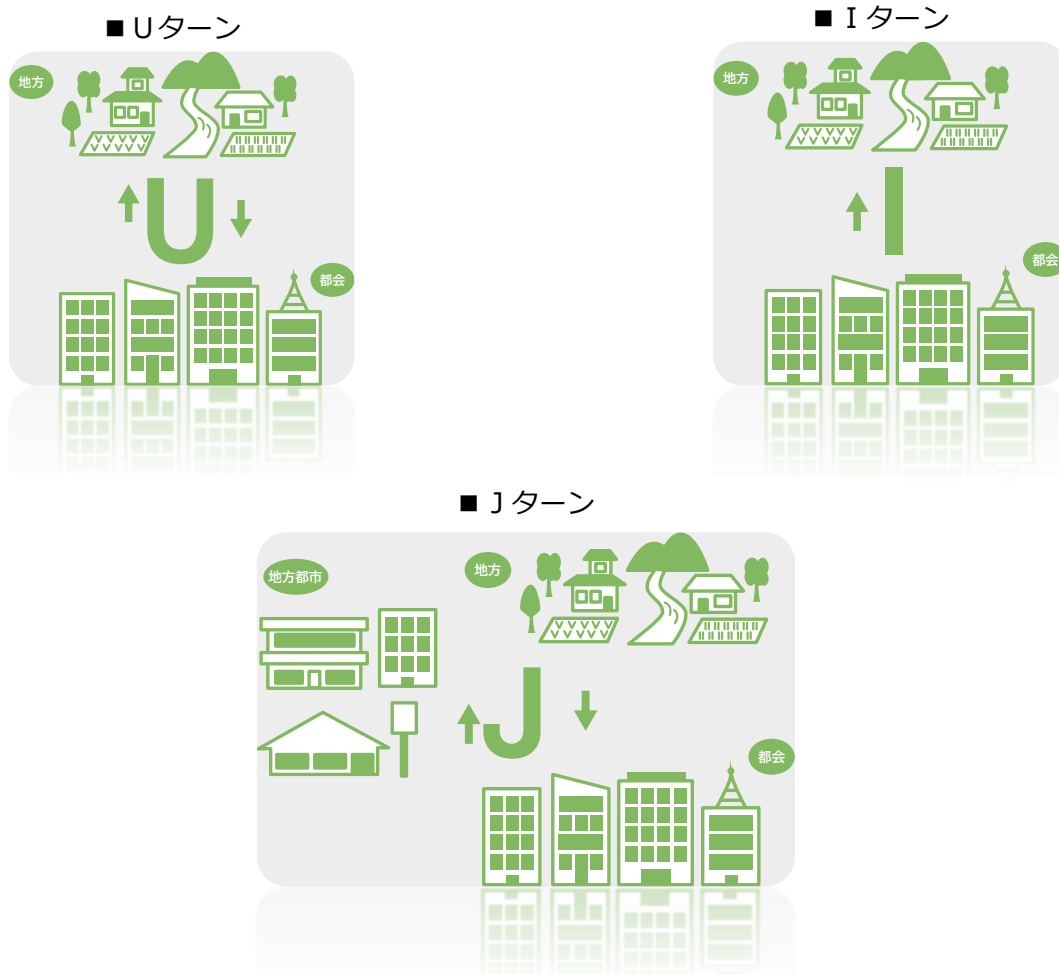
- 銚田市の認知度向上の取り組みに加え、移住希望者に向けた PR ツールの開発、情報発信の充実を図り、本市への移住定住を支援する体制を構築するとともに、子育て世代への支援制度等を整備し、若者の移住定住を促進します。また、より若者・子育て世代の興味を引き出すため、ICT を活用した住環境、教育環境、医療環境の充実・魅力向上について検討します。
- 就学・就業のため本市から離れた若者や東京圏からの地方移住希望者、本市で働く市外就労者などに対し、U I J ターンを意識した情報発信や支援を行います。また、本市における働き方について、市の基幹産業である農業の魅力向上や農業分野への就業を促進するとともに、働き方の多様化に対応した住まい方の提案等の検討を行います。
- 将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、定住には至らないものの、地域外にあって、本市と継続的かつ多様な形で関わる「関係人口」の創出と拡大を進めます。
- 銚田市に住む学生や市外に住む銚田市出身の学生などを中心に、若者と市民をつなげるプラットフォームをつくり、本市の魅力的な地域資源の発掘や再発見を通して、まちづくりを考えるきっかけやふるさとである銚田市への愛着・誇りを醸成する機会を創出することで、若者の定住・U ターンを促進します。
- 銚田市国際交流協会と連携し、地域社会の中で外国人住民が暮らしやすい環境づくりや交流機会の充実に努めます。
- 空家バンクについては、登録物件の充実と利用者のマッチングの充実を図るとともに、移住だけでなく地域コミュニティの拠点としての利用や、空き店舗を利用した展示会、チャレンジショップなどの有効活用などについても、関係機関と連携して検討を行います。

関連計画

～移住・定住～

- ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ◆銚田市空家等対策計画
- ◆第2期銚田市子ども・子育て支援事業計画

図一Uターン・Iターン・Jターンの概念図



1-3-2 雇用・就労支援

SDGs



現状・課題

～雇用・就労支援～

- 近年、民間事業所が先行する形で定年延長や再雇用が常態化しており、国家公務員法及び地方公務員法が改正され、令和13年度より65歳定年が決定しました。本市基幹産業である農業従事者をはじめ市民の多くは70歳まで就労することを意識しています。
- 本市では、鹿行総合事務所において、ハローワークとの連携により銚田市地域職業相談室を運営し、職業相談、求職受理及び職業紹介を行うとともに、求人情報・労働市場の状況等に関する情報提供を行っています。
- シルバー人材センターの会員数は、近年横ばいとなっています。人生100年時代を迎える中、地域の高齢者の多様な就業機会を確保し、高齢者が生涯現役で社会参加していくシルバー人材センター事業は、今後も益々重要な役割を担うことが期待されていることから、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現に向けて、高齢者の多様な就業ニーズに応えることができるよう機能強化を支援する必要があります。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

「ひと」と「しごと」のマッチング支援

- ・定住する「ひと」と地域内の「しごと」をマッチングするための「職業相談室」のさらなる充実を図ります。

取り組みの概要

～雇用・就労支援～

- 引き続き銚田市地域職業相談室の周知及び利用促進を図りつつ、ハローワーク、茨城就職支援センターと連携し、求職者と企業とのマッチングを図ります。また、Uターンをはじめとする移住・定住希望者にも対応できるよう、一般社団法人銚田市観光物産協会の拠点施設において、求人情報等が必要に応じて提供できるよう支援の強化を図ります。
- 常陸鹿嶋地区雇用対策協議会等関係機関との連携により、高齢者・障害者の雇用対策や新規学卒者への職業選択の援助と地元就職の促進を図ります。
- 健康で働く意欲のある高齢者の就労の機会及び生きがいづくりを支援するため、シルバー人材センター事業の充実に向けた支援を行います。

関連計画

～雇用・就労支援～

- ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ◆銚田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 ◆第3期銚田市地域福祉計画
- ◆銚田市第5期障害者基本計画／銚田市第6期障害福祉計画／銚田市第2期障害児福祉計画
- ◆第2期銚田市子ども・子育て支援事業計画

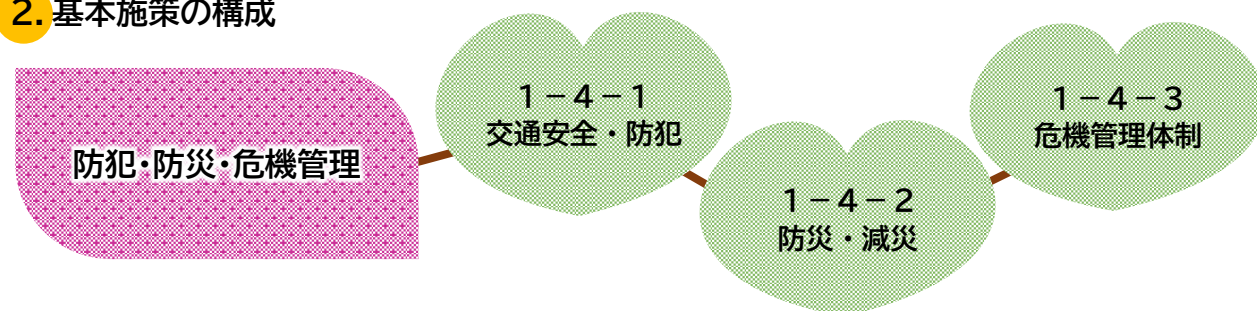
基本施策4 防犯・防災・危機管理

1. 基本施策の方針

気候変動により災害が頻発、激甚化する中で、防災・減災に対する関心が高まっています。一方で、少子高齢化や人口減少により地域力が低下していることから、従来からの地域の防災体制の維持が困難になっており、行政としての危機管理、防災・減災施策の充実と、自主防災組織等による地域の防災力強化を図ります。

また、日常生活における事故や犯罪についても、高齢者による自動車運転事故や特殊詐欺といった新たな犯罪の増加がみられており、交通安全教育の推進、多様化する犯罪、消費者被害の防止に向けた啓発活動や支援体制の強化など、関係機関との連携を図ります。

2. 基本施策の構成



3. 個別施策

1-4-1 交通安全・防犯



現状・課題

～交通安全・防犯～

- 平成 28 年度から取り組んできた防犯灯の長寿命化、維持費抑制のための LED 化については、概ね完了となっています。また、犯罪抑止として進めてきた防犯カメラの設置についても、主要な交差点への設置が概ね完了しています。
- 防犯活動を担う鉾田地区防犯協会については、警察と連携して活動内容の周知をさらに進め、地域との連携を図る必要があります。
- 高齢者の事故防止に向け、シニアクラブや地域サロン等が開催・参加する行事の機会を活用して事故防止の啓発活動を実施しているほか、小中学生の自転車の運転については、鉾田地区交通安全協会及び警察署と連携して交通安全教室やスポーク反射材の取付け等の活動を実施しています。
- 近年、オンラインでの買い物が普及したことにより、高齢者を中心に契約や売買に関する消費者トラブルの相談が寄せられていることから、相談体制の充実や消費生活の知識についての啓発が必要となっています。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

安心・便利なまちづくりの推進

- ・防犯灯の整備、防犯活動団体への支援を通じて、地域の犯罪を未然に防ぐ環境を構築します。

取り組みの概要

～交通安全・防犯～

- 防犯灯や防犯カメラについては、市民からの要望や安全性確保を考慮し、適宜設置を進めます。
- 交通事故の防止に向け、各行事等で交通安全の普及啓発に努め、高齢者の免許返納を促進する他、小中学生を中心に交通安全教育の充実や自転車保険への加入促進に取り組みます。
- 消費者保護を推進するため、消費生活センターにおける相談体制の充実を図るとともに、情報発信や啓発活動に取り組みます。また、若年層のトラブルが増加していることから中学生及び高校生を対象とする消費者教育の充実を図ります。

関連計画

～交通安全・防犯～

- | | |
|---|----------------|
| ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ◆銚田市まちづくり計画 |
| ◆銚田市空家等対策計画 | ◆第3期銚田市地域福祉計画 |
| ◆銚田市第5期障害者基本計画／銚田市第6期障害福祉計画／銚田市第2期障害児福祉計画 | |
| ◆第2期銚田市子ども・子育て支援事業計画 | ◆銚田市公立学校施設再編計画 |
| ◆第3期銚田市教育振興基本計画 | ◆銚田市学校施設長寿命化計画 |
| ◆第3次銚田市生涯学習推進計画 | |

1-4-2 防災・減災

SDGs



現状・課題

～防災・減災～

- 防災・減災については、銚田市地域防災計画を策定しており、これに基づく防災体制の確保を図る必要があります。
- 本市では日本原子力発電株式会社東海第二発電所及び日本原子力研究開発機構大洗研究所の原子力災害に備えて、避難計画を策定しています。
- 地域における防災・減災の主体となる自主防災組織において実質的な活動をしている組織はまだ少なく、自分の身を自分の努力によって守る「自助」や地域や近隣で互いに助け合う「共助」の観点からも地域にあった組織づくりと活性化に向けた支援が必要です。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

安心・便利なまちづくりの推進

- ・自主防災組織が定める防災計画策定への助言・指導などを通して、地域の防災力を向上させます。

取り組みの概要

～防災・減災～

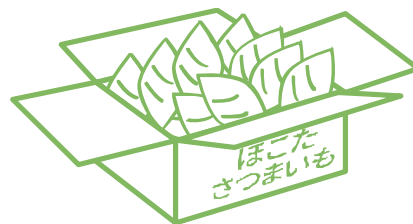
- 地域防災計画に基づく防災・減災対策の充実に取り組むとともに、原子力災害時の避難計画について、茨城県との連携強化を進め、市民へ周知・啓発を行います。
- 災害時の職員の対応力を高めるため、地域防災計画に基づき、各課の業務・体制を考慮した業務継続計画やマニュアルの整備についても検討します。
- 自主防災組織については、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感の醸成を促進し、防災に対する意識の向上を図るとともに、防災士の資格取得や消防団との連携を通じて、防災リーダーの育成に取り組みます。
- 地域の防災士や消防団員を中心に、防災リーダーの育成を支援し、市民参加型の地域にあった防災計画の策定を促します。また、自主防災の組織化を進めるため、災害ハザードマップエリア内からモデル地区を選定し、わかり易い活動マニュアルを作成・提供することで、防災に対する意識の向上やいざという時に行動できる計画の策定に向けて段階的に取り組みます。
- 防災情報の提供については、防災行政無線の他、戸別受信機の配布や、市のホームページ、防災メール等の活用を図り、伝達手段の多様化を図ります。
- 令和3年度から開始した災害ラジオ・防災行政無線戸別受信機のデジタル化更新を計画的に進めます。

関連計画

～防災・減災～

- ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ◆銚田市国土強靱化計画
- ◆銚田市まちづくり計画
- ◆銚田市地域防災計画
- ◆銚田市都市計画マスタープラン
- ◆銚田市立地適正化計画
- ◆銚田市空家等対策計画
- ◆銚田市耐震改修促進計画
- ◆銚田市公立学校施設再編計画
- ◆第3期銚田市教育振興基本計画
- ◆銚田市学校施設長寿命化計画
- ◆第3次銚田市生涯学習推進計画

【デジタル防災行政無線】



1-4-3 危機管理体制

SDGs



現状・課題

～危機管理体制～

- 地震、津波、台風・竜巻・豪雨などの風水害等の自然災害、それらに起因する原子力災害など、いかなる災害等が発生しようとも、最悪の事態に陥る事が避けられるような強靱な地域社会、地域経済をつくりあげる必要があります。
- 危機管理は、災害や武力攻撃事態等から住民の生命及び財産を守るための基本的かつ優先すべき施策であり、関係機関と連携しながら体制の充実を図る必要があります。
- 消防団については、団員確保が難しくなっており、消防団組織の再編について検討する時期を迎えています。
- 避難施設となる公共施設については、適正配置計画や教育施設の統廃合等により施設が減少していくことから、適正な避難施設の確保を図る必要があります。
- 本市においても、新型コロナウイルス感染症が流行しており、ワクチン接種の拡充が必要になるとともに、新型コロナウイルス感染症に限らず様々な感染症から身を守るための感染症対策の充実も必要です。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

安心・便利なまちづくりの推進

- ・消防団への支援などを通して、地域の防災力を向上させます。

取り組みの概要

～危機管理体制～

- 鉾田市国土強靱化計画に基づき、いかなる災害等が発生しようとも、人命の保護を最大限に図り、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持され、住民の財産や公共施設に係る被害を最小化し、迅速な復旧復興を目指すよう、平時から防災・減災等の効果を発揮できる仕組みと地域づくりを展開していきます。
- 市の危機管理体制については、運用方法を検証しつつ、必要に応じた見直しやマニュアル等の整備を行います。
- 現在、防災備蓄倉庫が分散していることから、危機管理の拠点となる防災拠点の確保について検討します。
- 消防団については、団員確保とともに、装備品や施設の充実を図ります。また、定員が合併時のままとなっていることから、分団の統合や定員の適正化に取り組むとともに、職域消防団の設置促進と女性消防団員の拡充を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の経験をもとに、日頃から感染症予防について啓発を行うとともに、実効性のある新型インフルエンザ等対策行動計画への見直しや新型インフルエンザ住民接種計画の策定を行います。
- 公共施設については、施設の統廃合に合わせた避難所の確保を図ります。また、自主防災組織ごとに地域集会施設等を避難場所として位置づけることを可能とし、自主防災組織の強化に努めます。

関連計画

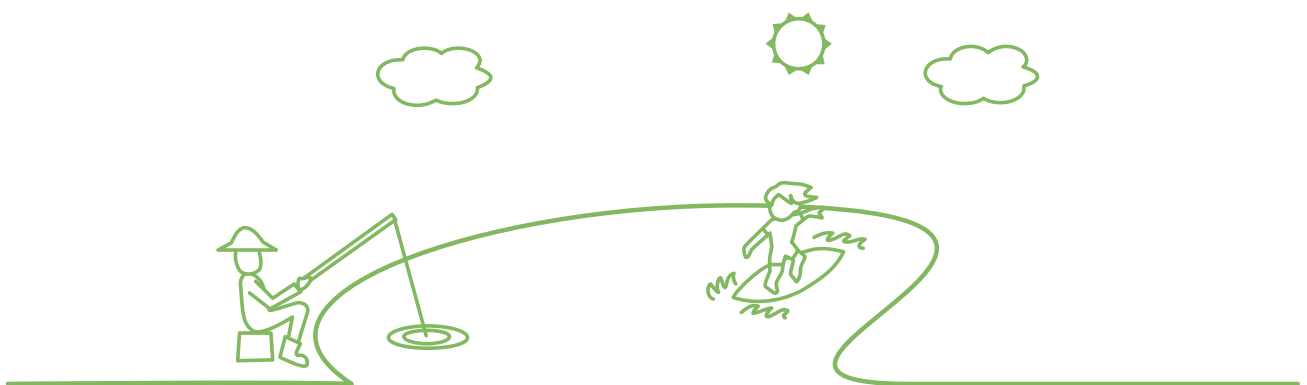
～危機管理体制～

- ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ◆銚田市まちづくり計画
- ◆銚田市都市計画マスタープラン
- ◆銚田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
- ◆銚田市第5期障害者基本計画／銚田市第6期障害福祉計画／銚田市第2期障害児福祉計画
- ◆銚田市国土強靱化計画
- ◆銚田市地域防災計画
- ◆第3期銚田市地域福祉計画



【消防訓練の様子】





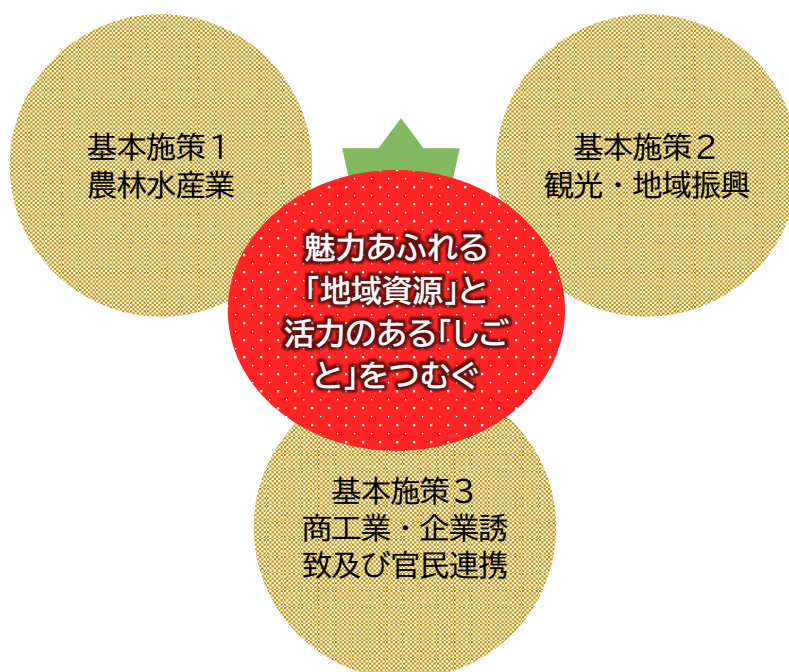
基本目標2 魅力あふれる「地域資源」と活力のある「しごと」をつむぐ

1 基本方針

産業については、グローバル化が進む一方で、国内製造業の衰退が進んでおり、このような影響を受けている地域や自治体もありますが、本市の基幹産業である農業については、全就業人口の3割を占め、農業先進地「日本でいちばん野菜をつくるまち」として、市場や消費者と向き合いながら、優れた農業技術を用いた質の高い農畜産物の生産に取り組むことで、地域経済を支えてきました。

このような地域特性を踏まえ、農業については、今後も発展の可能性を有する産業として、農業技術の継承とともに、スマート農業の導入などにも取り組んでいきます。また、本市の地域資源である海や北浦・涸沼といった水辺環境を活用した観光・地域振興に取り組むとともに、茨城空港や東関東自動車道水戸線等の交通インフラを背景とした新たな産業や企業の参入を促すことで、地域経済の活性化と雇用創出を図ります。

2 施策体系



3

目標値

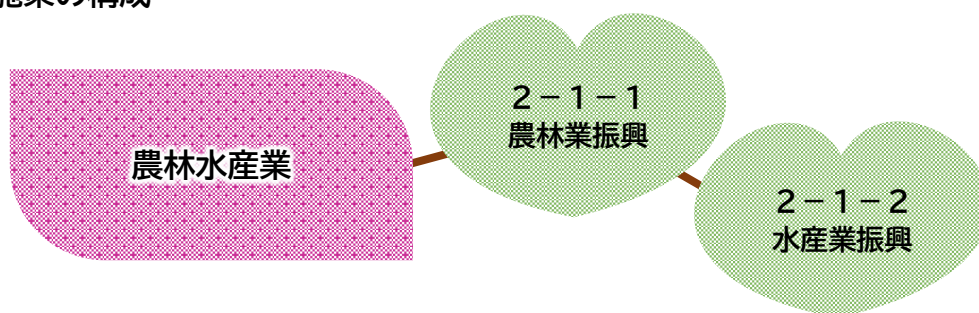
指標項目	基準値	目標値
農業産出額 (農林水産省「市町村別農業産出額」)	613 億円 (令和元年)	685 億円 (令和7年)
地域経済の中心となっている農業の振興のため、全国上位となっている農業産出額を指標とし、今後も日本有数の生産地として評価され、儲かる産業として農業経営ができるよう農業産出額の維持を目指します。		
観光入込客数 (観光動態調査)	829,900 人 (令和2年)	1,535,000 人 (令和8年)
地域資源の掘り起こしや磨き上げなどに取り組み、地域の魅力を高めていくことで、市に訪れる観光客を増やし、消費拡大や新たな交流による地域経済の活性化を目指します。		
市内民営事業所売上高 (経済センサス活動調査)	1,850 億円 (平成28年)	2,043 億円 (令和8年)
市内商工業者が「稼ぐ力」を持続的に向上させ、売上高を増やして行けるよう産業振興に取り組み、地域経済の活性化や地域雇用の増加・創出を目指します。		

基本施策1 農林水産業

1. 基本施策の方針

本市は農林水産業が盛んな地域であり、特に農業・畜産業については、全国的にもトップクラスの産出額・生産量を有していることから、将来に向けても本市の基幹産業と位置づけ、市場環境の変化を見据えつつ、生産環境の整備、品質の向上に向けた取り組みの充実を図ります。また、農林水産業の付加価値向上や環境負荷の低減に向けた取り組みへの支援を行うなど、将来に継承する地域産業として農林水産業の魅力向上を図ります。

2. 基本施策の構成



3. 個別施策

2-1-1 農林業振興

SDGs



現状・課題

～農林業振興～

- 現在、主に首都圏の消費者に向けて銚田市が農産物の一大産地であることをPRしています。今後も認知度の向上と需要喚起のため、引き続き銚田ブランドの推進に取り組む必要があります。
- 本市の基幹産業となっている農業ですが、高齢化と人口減少の影響を受け、農業者の減少や後継者不足がみられ、将来的に耕作放棄地や遊休農地の拡大が加速化することが懸念されます。
- 農地の集積・集約化を推進するため、令和2年度に農地利用アンケート調査を実施し、結果の図示化を行っており、今後、地域での話し合いを行いながら、担い手への農地集約を図る必要があります。
- 担い手の育成・確保のため、新規就農者支援を継続する必要があります。
- 生産者の所得向上のため、生産の効率化・合理化を図り、6次産業化や、海外を含む新たな販路の開拓を支援する必要があります。
- 農業生産においては、省力化などを目的に、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用したスマート農業の展開が期待されていますが、本市においても農業用ドローンやロボットなどの先端技術の活用促進や導入補助制度の周知に取り組んでいます。

- 家畜伝染病に対する防疫対策、飼料価格の高騰等、畜産農家を巡る外部環境は厳しくなっています。近年、豚熱や高病原性鳥インフルエンザの発生が憂慮される状況にあり、患畜すると地域産業への影響が大きいことから、継続した家畜伝染病予防対策、農場の徹底した衛生管理が必要となっています。
- 太陽光発電施設建設に伴う森林伐採には、森林の公益的機能が失われる可能性があるため、無秩序な開発を防ぐ必要があります。
- カラス・イノシシ・ハクビシン等の鳥獣による農産物や畜産への被害がみられており、農業生産環境の維持を図るため、必要な対策を講じる必要があります。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

農業ブランド力の向上・流通促進戦略

- ・農業のブランド力、付加価値向上を図るため、首都圏等でのイベントの開催・出展、従来のマスメディアの活用に加え、SNS の特性を活用した情報発信・情報拡散策の展開や、差別化した販売戦略の確立、農産物加工品による通年での PR を推進し、農業所得の向上を目指します。
- ・本市農産物の販売促進を図るため、WEB マガジンやプロモーション動画を活用した消費者への情報発信、首都圏百貨店等でのフェア開催、県と連携した旬の季節をとらえた首都圏での PR イベント等の実施、全国の産地と連携した売場展開、日本貿易振興機構（ジェトロ）茨城と連携した販路の拡大に向けた取り組みを推進し、農業経営の安定につなげます。

農業の担い手の育成・経営環境の改善・スマート農業技術（ICT 等）活用の推進

- ・農業従事者の高齢化、担い手・労働力不足など地域農業の抱える問題を解決するため、新規就農者への経済的・技術的な支援を実施するとともに、地域農業の担い手への農地集積・農地の有効利用を促します。
- ・農家にとってリスクが高い経営多角化について、小規模からスタートする事業支援を実施するなど、新たな所得確保に向けた取り組み支援を進めていきます。
- ・新しい時代の流れを力にする観点から、Society 5.0 の実現に向け、農業分野においても、ロボット技術や ICT 技術を活用したスマート農業の導入促進を図ることで、省力化や労働負担軽減に取り組み、生産性の向上を目指します。

取り組みの概要

～農林業振興～

- 生産者や関係機関と連携し、農産物の銚田ブランド推進に努めるとともに、「農業のまち」としてのブランド力強化も図ります。また、銚田市観光物産協会と連携を強化し、消費者動向を意識した戦略により新たな販路拡大や需要喚起を促すことで、生産者の所得向上及び農業の振興を図ります。
- 増加する遊休農地の解消に向け、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロールを強化します。
- 農業中間管理機構の相談・マッチング事務を通して、農地の集約・集積化に努め、農地利用の促進を図ります。また、将来に向けた農地の維持、生産環境の向上を図るため、「人・農地プラン」による農地利用の最適化を推進します。
- 農業後継者の確保に向け、農業の魅力向上、担い手の育成・確保、新規就農についての取り組みを強化します。新規就農者への就農相談や営農支援については、鹿行地域農業改良普及センター等と連携し支援します。

- 優良な農用地を確保するため、土地改良区等が行う施設の公益的な維持管理事業を支援していくとともに、農業振興地域整備計画の適正な運用を図り、計画の見直しにあたっては経済情勢など変化を勘案し、他の土地利用計画との整合性を図ります。
- 新商品開発を行い、6次産業化を目指す生産者等へ支援を行うほか、関係機関と連携しながら、直販、ネット販売、海外市場等に関する情報提供を行い、新たな販路の開拓を支援します。
- 農産物の品質向上や生産の効率化に向け、AI や ICT 技術等の活用についての取り組みを強化するとともに、生産工程における環境負荷の軽減についても取り組みます。
- 鹿行家畜衛生所等の関係機関と連携を図りながら、畜産農家の経営安定に向け、防疫・衛生管理に対する支援、優良雌牛の導入などに取り組みます。また、家畜排せつ物の適切な処理と、環境との調和のとれた事業活動に向け、普及活動、気運の醸成を図ります。
- 病害虫による農作物被害の未然防止及び被害防止に努め、関係機関との連携により必要な対策を講じます。
- 太陽光発電施設については、関係法令等に基づき農地の保全に配慮した設置について指導を行うとともに、違法伐採や無秩序な林地開発の防止に向け、関係機関と連携した取り組みを行います。
- 鳥獣被害対策については、農産物被害や家畜伝染病被害の防止に向け、被害防止についての講習会の実施、捕獲効率を高める ICT 導入などの取り組みを強化します。
- 森林は、空気の清浄化作用や治水など自然環境を守る公益的機能を有していることから、違法な伐採や無秩序な林地開発を防止するとともに、森林環境譲与税基金事業の推進、森林整備機械器具等の貸出、森林愛護運動の支援等により森林の保全活用を図ります。

関連計画

～農林業振興～

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ◆銚田市国土強靱化計画 |
| ◆銚田市まちづくり計画 | ◆銚田市農業振興地域整備計画 |
| ◆銚田市森林整備計画 | ◆第3次銚田市生涯学習推進計画 |



2-1-2 水産業振興

SDGs



現状・課題

～水産業振興～

- 本市における水産業は、施設の老朽化や従事者の高齢化・減少が進んでいますが、河川湖沼環境や水産資源の保全という多面的役割を持つことから、安定した水産業の振興に向けた環境づくりが必要です。

取り組みの概要

～水産業振興～

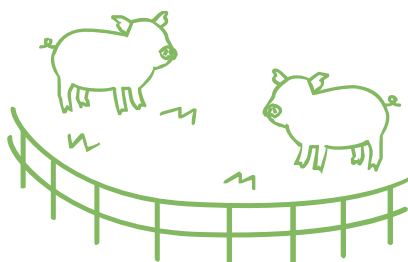
- 水産業の環境整備を図るため、船溜まり施設の適正な維持管理とともに、しじみの稚貝やうなぎ・ワカサギの稚魚放流など資源の保護培養の支援を行います。
- 茨城県や水産関係団体と連携しながら、新たな水産資源の掘り起こしや開発、漁場環境の保全、水産加工品等のPRに対する取り組みを支援します。

関連計画

～水産業振興～

◆銚田市国土強靱化計画

◆銚田市まちづくり計画

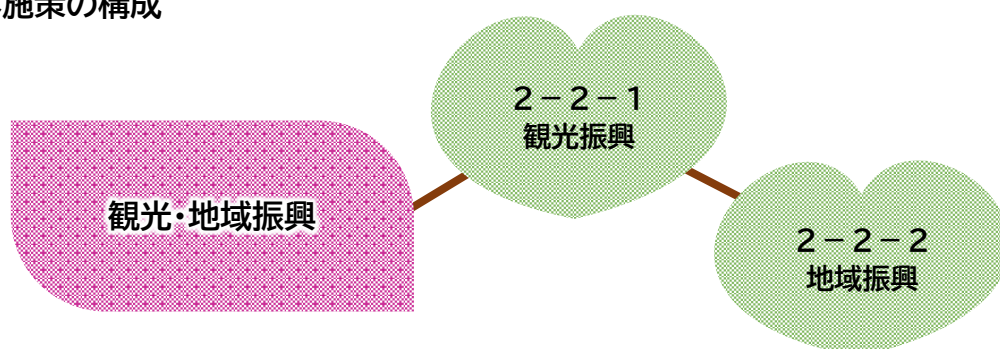


基本施策2 観光・地域振興

1. 基本施策の方針

地域資源を活用した観光交流は、交流人口の創出を通じ地域の活性化につながる取り組みです。現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光交流が停滞している状況となっていますが、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた環境を整備します。

2. 基本施策の構成



3. 個別施策

2-2-1 観光振興

SDGs



現状・課題

～観光振興～

- 本市は、涸沼や北浦、鹿島灘といった水辺を有しています。涸沼については、ラムサール条約登録湿地となっており、観光交流とともに水辺環境を学ぶ場としての活用も期待されます。
- 本市は、著名な古墳や古代資料など豊富な歴史文化遺産が存在し、これらを観光資源として活かす必要があります。
- 北浦や鹿島灘については、レクリエーションの場として、県内外から観光客が訪れており、関係機関や自治体と連携し、観光交流の振興を図る必要があります。
- 多様化する観光ニーズに対応するため、令和3年1月に設立した銚田市観光物産協会を中心に観光振興の取り組みを強化する必要があります。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

地域資源の活用による交流人口の拡大促進

- ・ 銚田市観光物産協会を主軸として、本市の特性を活かした観光コンテンツの創出、それらを活用した市内回遊・滞留の仕組みづくりを進めていきます。
- ・ 観光センターの利用促進、観光物産協会ホームページや SNS 等多媒体での情報発信に取り組み、交流人口の拡大を促進します。
- ・ 日本屈指のサーフスポットを本市の観光資源の一つとして認識を深め、サーフィンを軸とした観光振興についての基本構想を行うなど、その可能性について検討を進めます。

取り組みの概要

～観光振興～

- 市内の農家や事業者、地域資源を活かした観光商品、体験プログラムの開発やプロモーションを推進するため、銚田市観光物産協会の支援を行います。
- 鹿島臨海鉄道大洗鹿島線をはじめ、旅客鉄道や茨城空港等、公共交通を活用した観光を推進していきます。
- 歴史文化遺産について観光資源としての活用を推進していきます。
- フィルムコミッションの推進により、自然環境等の観光資源や特産物、歴史文化遺産等、市の魅力の発信に努めます。
- 涸沼については、環境学習の場として活用するとともに、周辺自治体と協力し、観光資源として活用を推進します。
- 鹿島灘については、鹿島灘海浜公園の観光活用を促進するとともに、海水浴場やサーフィン等の魅力向上を図ります。
- 北浦北部については、希少種の野鳥等も確認されていることから、水辺環境の維持・保全に取り組みます。また、茨城県や沿岸自治体と連携し、釣りや水上スポーツ等の振興を目指します。
- 体験型観光の充実を目指し、グリーンツーリズムやスポーツツーリズムの観光メニューの充実を図ります。

関連計画

～観光振興～

- ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ◆銚田市まちづくり計画
- ◆銚田市都市計画マスタープラン

2-2-2 地域振興

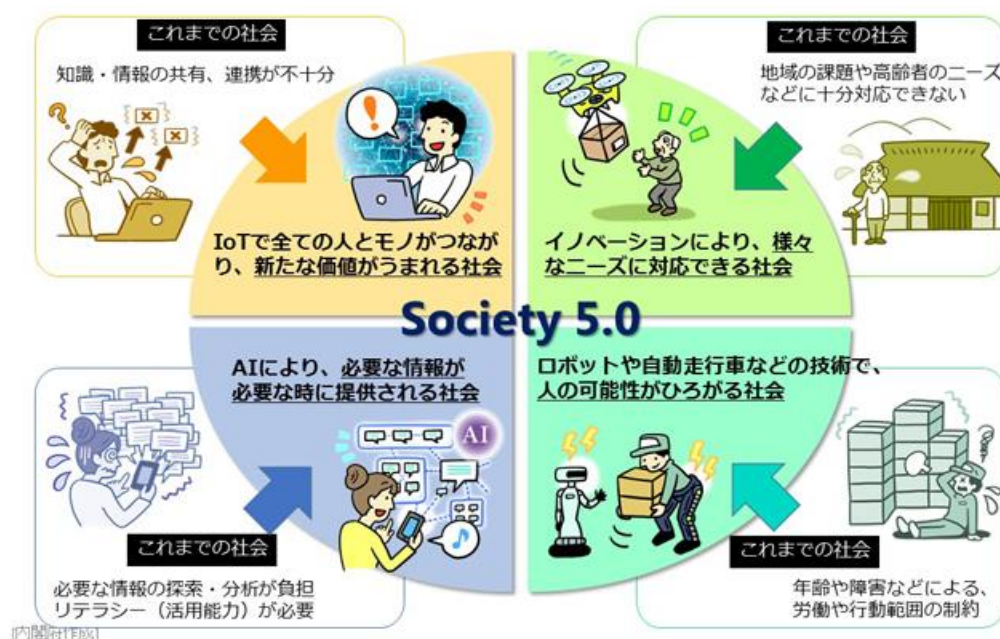
SDGs



現状・課題

～地域振興～

- 本市では農業が盛んであり、農業体験や農産物の販売を通じて、銚田市への来訪機会を創出し、地域経済の活性化につなげるため、販売機会の創出、プロモーションの充実に取り組む必要があります。
- ふるさと銚田応援寄附記念品事業（ふるさと納税）は、年々増加傾向にあります。今後も増加傾向を維持していくには効果的なPRや新規協賛事業者の掘り起こし、新規返礼品の開発を行う必要があります。
- 鹿島アントラーズのホームタウンである強みを活かし、鹿島アントラーズや他のホームタウンなどの関係機関と連携して、本市や地域特産品のPRを強化していく必要があります。
- 内閣府が第5期科学技術基本計画にて提唱した、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会「Society 5.0」の実現に向け、具体的な取り組みを検討・推進していく必要があります。



Society5.0「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」説明資料

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

地域資源の活用による交流人口の拡大促進

- ・交流イベントを充実させ、本市の魅力を知ってもらうきっかけづくりに取り組みます。
- ・鹿行地域での広域観光等の事業を周辺市町との連携により推進します。

取り組みの概要

～地域振興～

- 本市の魅力を伝える PR 動画の活用やイベント開催などを通して、市内外に対するプロモーションの強化を図り、関係人口の創出につなげます。
- 地域振興を目的とした市内イベントの開催については、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、開催方法や内容について検討を行います。そのうえで、市民や関係団体と協働して、市民が誇りを抱き郷土愛を育む機会を創出するとともに、「関係人口」となるイベント来訪者へ市の魅力を広く発信していきます。
- ふるさと銚田応援寄附記念品事業（ふるさと納税）については、新規協賛事業者の掘り起こしや新たな返礼品の開発のほか、クラウドファンディング等を積極的に活用し、納税額の増加に向けて、ホームページ等での情報発信・プロモーションの強化に取り組みます。また、企業版ふるさと納税の推進を図り、これらの財源を活かした地域振興を推進します。
- 鹿島サッカースタジアムでのホームゲームにおける各種イベントに併せて、本市の地域特産品を PR することにより、銚田市特産品の認知度向上を図ります。また、鹿島アントラーズホームタウン DMO と連携し、観光及び地域振興に努めます。その他にも、協定を結ぶ企業や団体等との関係を活かした地域の活性化に取り組みます。
- 持続可能な産業化、人手不足への対応、食品の増産やロスの削減、温室効果ガスの排出削減、地域間の格差など様々な課題に対し、IoT、AI、ロボット、自動運転、キャッシュレス決済等の技術を導入することで解決に導くことができないか包括的に検討し、より効率的で快適な住環境・教育環境・医療環境を備えた魅力的な社会・地域の実現に向けて、積極的に取り組んでいきます。

関連計画

～地域振興～

- ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ◆銚田市まちづくり計画

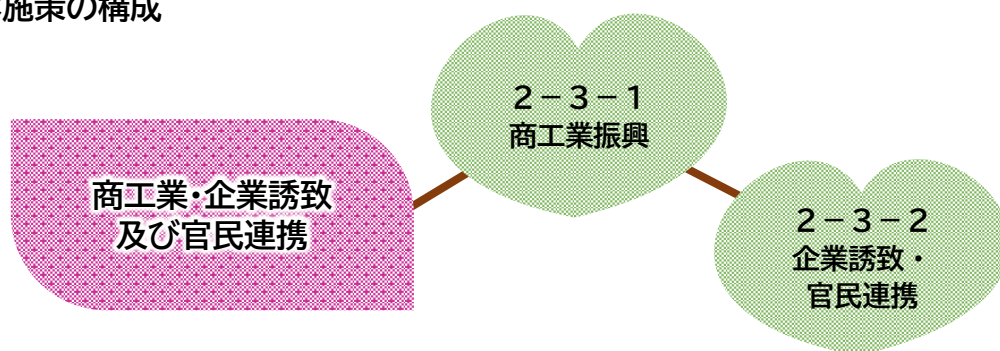
基本施策3 商工業・企業誘致及び官民連携

1. 基本施策の方針

本市のような地方における商工業は、古くからの商店や小規模事業所の廃業がみられるなど、非常に厳しい状況となっています。さらに、消費者のライフスタイルの変化により、郊外への大型店の出店やインターネット購買の普及が進んでおり、このような外部環境を考慮した振興策を検討します。

一方、起業・創業については、地方創生の一環として近年多くの自治体で取り組まれており、本市においても将来に向けて強化を図ります。

2. 基本施策の構成



3. 個別施策

2-3-1 商工業振興

SDGs



現状・課題

～商工業振興～

- 大型店舗への購買力の流出やインターネットによる通信販売の普及などの影響により、本市の旧市街地の商店街については、廃業や郊外への転居が多くなっており、中心市街地の空洞化につながっています。またコロナ禍も相まって、市内商業の全体的な低迷も続いています。
- 商工業事業者の支援については、中小企業者を対象に、国の認定を受け、商工会を窓口として創業支援やセミナーの開催、相談窓口の開設、創業にかかる補助金交付などを行っています。
- 新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受ける事業者については、ウィズコロナ時代を見据えた事業転換などに対する支援策の検討が必要です。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

商工業の振興と新産業の創出

- ・意欲ある市内商工業事業者へ支援を行うとともに、若者の創業支援による新産業創出を促し、地域内雇用の拡大を目指します。

取り組みの概要

～商工業振興～

- 商工業の活性化、事業者の経営安定化を支援するため、融資保証、中小企業の経営基盤の支援、経営革新に向けた補助金交付などによる支援を行います。
- 起業・創業を支援するため、引き続き商工会を窓口として、新規創業を希望する方に対するセミナー開催や相談窓口体制、補助金交付を継続します。
- コロナ禍に対する緊急経済対策の一環として、中小企業・小規模事業者等の支援に取り組んでいますが、今後もウィズコロナを見据え、厳しい状況にある事業者の事業継続を支援していきます。

関連計画

～商工業振興～

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ◆銚田市国土強靱化計画 |
| ◆銚田市まちづくり計画 | ◆銚田市都市計画マスタープラン |
| ◆銚田市立地適正化計画 | |

2-3-2 企業誘致・官民連携

SDGs



現状・課題

～企業誘致・官民連携～

- 本市は茨城空港に近接するほか、東関東自動車道水戸線の全線開通も控えており、広域への利便が向上しつつあります。
- 上山鉾田工業団地の区域拡大として茨城県開発公社が事業主体となり鉾田西部工業団地の整備が進められましたが、現在も未造成のままであり、管理については、茨城県開発公社の管轄を離れ茨城県へ移管されています。企業立地を促進するため、工業団地の整備促進及びオーダーメイドによる分譲が可能という特性や茨城県未造成工業団地等立地希望企業紹介制度を活用した誘致活動をする必要があります。
- 教育施設の統廃合により現在 12 の学校跡地があります。今後も大洋地区、旭地区において統廃合が予定されており、これらの利活用を推進する必要があります。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

商工業の振興と新産業の創出

- ・閉校等のストックマネジメントの観点から、利活用を進め、IT 企業などに特化したサテライトオフィスの誘致を目指すなど、雇用を創出する事業者の誘致を図り、地域内雇用の拡大を目指します。

取り組みの概要

～企業誘致・官民連携～

- 鉾田西部工業団地については、整備の具体化に向けて茨城県に対して要望します。
- 立地企業に対する固定資産税相当額の奨励金の拡充や、企業ニーズにあった新たな優遇措置を検討します。また、企業誘致専用開設したホームページや SNS 等の情報発信を継続・強化するとともに、新聞・雑誌広告やネット広告の活用を取り入れます。
- 学校跡地の利活用は、単に市の保有する資産の圧縮のためだけでなく、市の政策課題の解決、新たな行政需要への対応や地域活性化に寄与するものとし、民間事業による利活用を視野に入れながら、効率かつ効果的な利活用に取り組みます。
- 基幹産業となっている農業を活かし、農業や食品関連分野での仕事の創出を目指します。
- 企業誘致や産業振興を図るために、企業との継続的な関係構築、異業種交流等に関する取り組みの充実を目指します。また、協定や企業版ふるさと納税などを通じ、新たなパートナーシップの構築の可能性を広げます。

関連計画

～企業誘致・官民連携～

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ◆第2期鉾田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ◆鉾田市まちづくり計画 |
| ◆鉾田市学校跡地利活用計画 | ◆鉾田市都市計画マスタープラン |
| ◆鉾田市立地適正化計画 | |



【銚田西部工業団地】

基本目標3 次世代に伝えたい「歴史・文化」と夢拓く「ひと」をつむぐ

1

基本方針

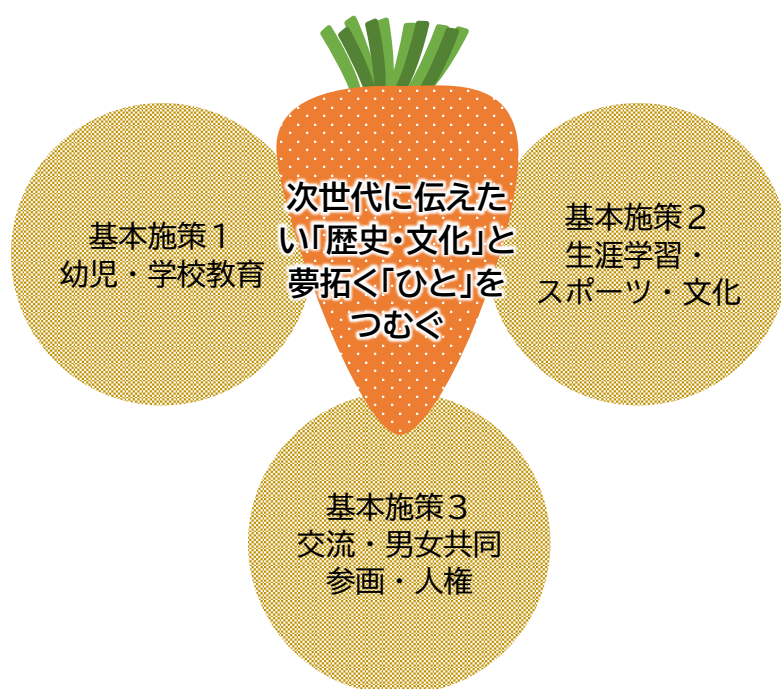
地域の継承や地域での人材育成については、地方創生の取り組みとしてだけでなく、教育分野に関わる基本的かつ最重要課題としても捉えられています。

本市の教育環境を巡っては、少子化が進む中で老朽化施設に代わり教育施設の新設による統廃合を進めています。また、子どもたちの成長過程に合わせ、適切な教育環境を確保するとともに、教育内容についても、外国語教育や情報教育といった新たな分野への対応と併せて郷土教育の充実を図ります。一方、人生において様々な学びの機会に触れることは、新たな知識の習得や交流を育むことにもつながり、学習意欲の向上や生きがいがいづくりにつながるものであることから、生涯学習の充実に取り組みます。

また、豊かな人生を築くためにもライフステージに合わせた体力づくりや競技スポーツをととした健康づくりも必要です。その拠点の一つとして、令和元年に開催されたいきいき茨城ゆめ国体（第74回国民体育大会）において、本市がスポーツクライミング会場となっていたことから、このレガシーの継承を目指します。

2

施策体系



3

目標値

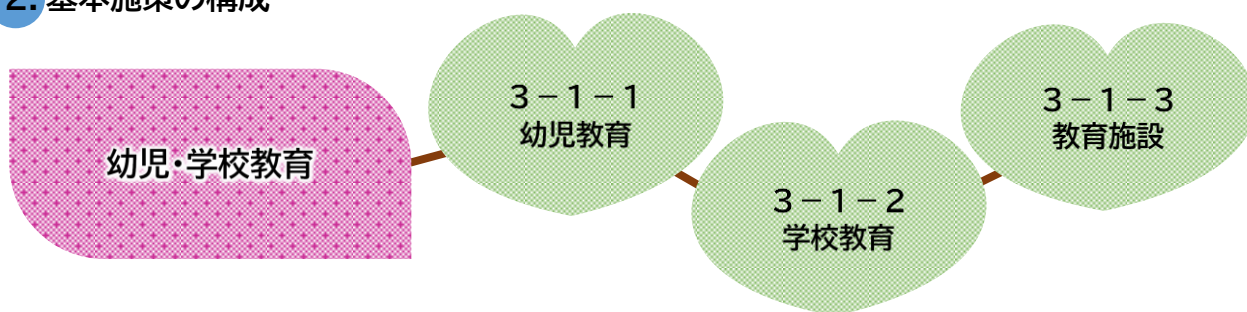
指標項目	基準値	目標値
学校が楽しいと回答した児童生徒の割合 （市内児童生徒アンケート） ※選択肢「そう思う」と回答した児童生徒数	61.2% （令和2年）	70% （令和8年）
児童生徒が共に学び楽しく学校生活を送れるよう、「学校が楽しい」と感じる魅力ある学校づくりに取り組み、夢と希望をもち、未来を拓く人間性豊かな人材を育みます。		
英語の授業において英語で考えや気持ちを伝え合うことができたと回答した児童生徒の割合 （市内児童生徒アンケート） ※選択肢「当てはまる」と回答した児童生徒数	33.6% （令和2年）	40% （令和8年）
児童生徒が学習したことを生活の中で活用できる確かな学力の育成に取り組み、英語で自分の考えや気持ちを伝えることができ、グローバル社会に対応できる人材を育みます。		
歴史・文化、スポーツ等に触れる生涯学習の機会に関する満足度 （市民満足度調査）	14.8% （令和2年度）	30% （令和8年度）
歴史・文化を継承し、生涯を通じて学び、活躍できる環境と、生涯を通じて楽しめるスポーツ・レクリエーション環境の充実を図り、市民が学んだ知識や人と人とのつながりから得た経験を活かすことのできる社会の実現を目指します。		

基本施策1 幼児・学校教育

1. 基本施策の方針

教育は、子どもたちが成長し、社会で活躍するために必要となる力と知識を育むものであり、子どもたちに寄り添い、それぞれの個性や興味・関心を見極めつつ、きめ細かな教育の提供を目指します。

2. 基本施策の構成



3. 個別施策

3-1-1 幼児教育

SDGs



現状・課題

～幼児教育～

- 本市の就学前人口は、今後も減少すると考えられることから、少子化に対応した幼児教育の環境を整備する必要があります。
- 前期基本計画期間において、生活指導員配置事業等を実施してきましたが、今後も子どもたちの成長や発達段階に合わせて、集団生活や小学校生活への適応を支援する必要があります。
- 本市でも、保育需要が多くなっていることから、幼児教育とともに保育サービスの充実も必要となっています。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

子育てしやすい環境づくりの推進

- ・子育てしやすいまちをより一層充実させるため、多様化する子育てニーズに対応するため、幼保両機能を併せもつ「認定こども園」の設置を進めます。

取り組みの概要

～幼児教育～

- 就学前人口の減少に対応した教育環境の確保、保育需要への対応を行うため、民間事業者の状況も踏まえながら、認定こども園への移行を進めます。
- 乳幼児の入園や小学校との接続を支援するため、既に実施している生活指導員配置事業の継続を図るとともに、指導者同士の交流、交流機会の充実等に取り組みます。

関連計画

～幼児教育～

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ◆銚田市まちづくり計画 |
| ◆第2次銚田市教育大綱 | ◆第2次銚田市健康増進計画・食育推進計画 |
| ◆銚田市“いのち守り、支える”計画 | ◆第2期銚田市子ども・子育て支援事業計画 |
| ◆第3期銚田市教育振興基本計画 | ◆銚田市学校施設長寿命化計画 |
| ◆第3次銚田市生涯学習推進計画 | ◆銚田市子ども読書活動推進計画 |

3-1-2 学校教育

SDGs



現状・課題

～学校教育～

- 本市の教育目標である「夢と希望をもち、未来を拓く心豊かな人づくり」の実現に向け、子どもたちの発達段階に応じた確かな学力の育成に取り組む必要があります。
- 教育内容については、郷土を愛し協力し合う心を育むため、道徳や特別活動の充実を図るほか、GIGA スクール構想に基づき、タブレットや情報機器を活用し、授業内容の充実、教員の働き方改革を進める必要があります。
- 情報機器の活用や外国語教育の充実を図るため、ICT 指導員・支援員や ALT の確保、能力向上が必要です。
- 環境教育や SDGs の理念に基づく取り組みが求められています。
- 児童生徒の悩みや問題行動は、多様化・複雑化し相談件数も多い状況であることから、適応指導教室や特別支援教育支援員の充実が必要です。
- 子どもたちの教育機会を確保するため、家庭との連携や学びに対する支援を行う必要があります。



【大洋小学校】

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

若者の「ふるさと意識」醸成による地域内還流の促進

- ・ ESD（持続可能な発展のための教育）の視点に立った教育を引き続き推進するとともに、県の教育研修プログラムなども活用し、持続可能な開発目標である SDGs の理念とも関連させながら、持続可能な地域づくり実現のための地域と考える力を育てます。
- ・ 学校給食において、本市が誇る地域の地場産品や特産品の提供を行うとともに、本市農産物が有する他地域と比較した場合の優位性などを子どもたちへ伝えていくことで、地域産品の誇り・本市への誇りや愛着をもって成長してもらえらる取り組みを進めます。

「ひと」と「しごと」のマッチング支援

- ・ 地域事業者での職場体験や農業体験を行うことで、地域の「しごと」を身近に感じてもらう取り組みを行います。

取り組みの概要

～学校教育～

- 第3期銚田市教育振興基本計画に基づき、教育環境や教育内容の充実に取り組みます。
- 児童生徒の豊かな学びのため、学校や学級の実態を踏まえた支援員等の配置について充実を図ります。
- GIGA スクール構想については、端末を効果的に活用した個別最適な学びと協働的・探究的な学びを目指す「銚田市授業スタイル2nd」を確立します。また、学習記録の蓄積を行い、指導内容への反映を行うなど、端末整備による効果を活かした指導に取り組みます。
- ウィズコロナほか感染症まん延時に対応できる学習支援アプリを活用したオンライン学習及び個別最適な学びとなるデジタル教材の活用等、児童生徒が主体的に学習するための環境整備と指導方法の充実を図ります。
- 自然や農業、歴史文化といった本市の特色である資源の体験を通じた郷土教育や環境教育に取り組み、SDGs の目標も踏まえつつ、郷土の魅力等を広く発信し、銚田市の発展を自分事として考えられる児童生徒の育成に努めます。
- 不登校児童生徒・問題行動のある児童生徒・特別な配慮を要する児童生徒への支援については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒と家庭に対する支援を行います。さらに、適応指導教室の充実や特別支援教育支援員の充実を図ります。
- 情報機器の活用や外国語教育の質の向上を図るため、ICT 指導員・支援員や ALT について、適切な人材の確保に取り組みます。
- 教職員においては、校務支援システムや ICT を活用し、効果的な生徒指導や働き方改革の実現に取り組みます。

関連計画

～学校教育～

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ◆銚田市まちづくり計画 |
| ◆第2次銚田市教育大綱 | ◆第2次銚田市健康増進計画・食育推進計画 |
| ◆銚田市“いのち守り、支える”計画 | ◆第3期銚田市教育振興基本計画 |
| ◆第3次銚田市生涯学習推進計画 | ◆銚田市子ども読書活動推進計画 |

3-1-3 教育施設

SDGs



現状・課題

～教育施設～

- 小学校再編計画に基づき小学校の統廃合を進めています。これまでに統合小学校2校が開校し、今後も整備スケジュールに合わせて統合小学校整備事業を進める必要があります。
- 学校跡地については、学校跡地利活用計画に基づき、民間事業者の事業提案などによる利活用を進めています。今後も統廃合により閉校となる施設が生じることから、跡地利用の取り組みを強化する必要があります。
- 学校跡地の維持管理費（樹木伐採・雑草の処理等）が大きな負担となっています。建物が廃墟化し景観・治安の悪化が懸念されるため、計画的な跡地管理が引き続き求められます。
- 施設の老朽化に伴い、施設や設備の修繕費負担が増加しています。

取り組みの概要

～教育施設～

- 小学校再編計画に基づき小学校の統廃合を進めるとともに、スクールバスの運行を行います。
- 中学校についても施設改修と併せて統廃合についても検討していきます。
- 鉾田市学校施設長寿命化計画により、予防保全型管理及び事後保全型管理による施設の延命化と、安全・安定的な施設運営に努め、施設の存続等維持管理の効率化を図ります。
- 学校跡地利活用については、公共・公益的な活用が見込まれない跡地について、サウンディング調査も含めて民間事業者等による事業機会の創出に取り組みます。

関連計画

～教育施設～

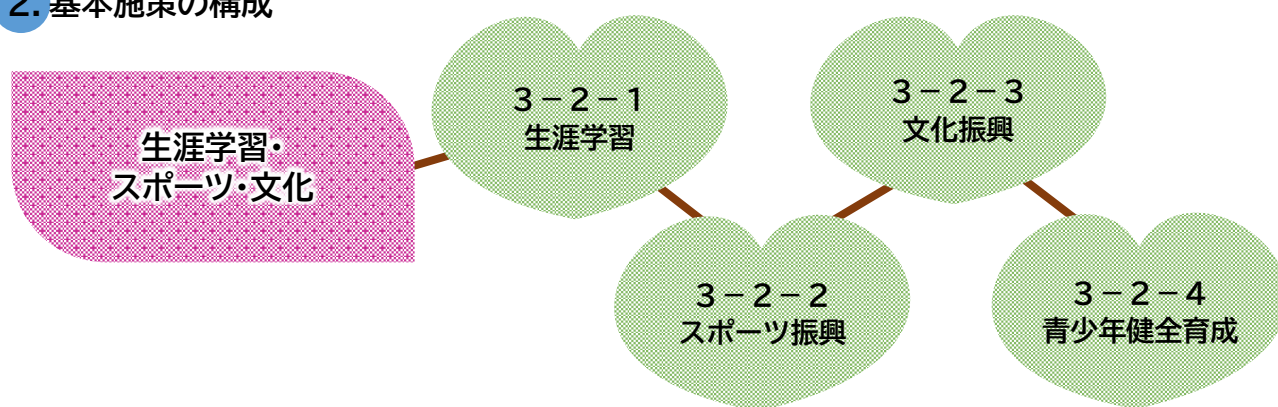
- | | |
|------------------|------------------|
| ◆ 鉾田市国土強靱化計画 | ◆ 鉾田市まちづくり計画 |
| ◆ 第2次鉾田市教育大綱 | ◆ 鉾田市学校跡地利活用計画 |
| ◆ 鉾田市公共施設等総合管理計画 | ◆ 鉾田市公共施設等個別施設計画 |
| ◆ 鉾田市地域防災計画 | ◆ 鉾田市都市計画マスタープラン |
| ◆ 鉾田市立地適正化計画 | ◆ 鉾田市公立学校施設再編計画 |
| ◆ 第3期鉾田市教育振興基本計画 | ◆ 鉾田市学校施設長寿命化計画 |
| ◆ 第3次鉾田市生涯学習推進計画 | |

基本施策2 生涯学習・スポーツ・文化

1. 基本施策の方針

生涯学習推進や青少年健全育成事業は、市民の生きがいづくりやコミュニティの形成にもつながる大切な取り組みとして振興を図ります。また、スポーツに触れる機会の創出は、健康づくりだけでなく競技水準の向上につながる取り組みであり、今後も施設環境の向上やスポーツイベントの開催に取り組みます。さらに、文化振興については、市民が芸術文化に親しむ鑑賞機会の創出や絵画・彫刻、音楽・演劇等の創作活動の場の提供など重要な取り組みです。

2. 基本施策の構成



3. 個別施策

3-2-1 生涯学習



現状・課題

～生涯学習～

- 複雑化・多様化する現代社会に対応するためにも、生涯にわたって学習することの必要性や重要性が高まっています。
- 公民館については、市民の生涯学習の場として利用されていますが、多様化する市民ニーズへの対応が必要です。また、施設の老朽化が進んでおり、銚田中央公民館については、建替え等の改善および費用対効果を見直す必要があります。
- 令和3年度に旧徳宿小学校を活用し生涯学習館「とくしゅくの杜」の整備を行いました。今後は、生涯学習館が持つ「学習・展示棟」と「スポーツライミングセンター」の2つの機能を有効活用した魅力あるプログラムやソフト事業の提供を行う必要があります。

取り組みの概要

～生涯学習～

- 公民館については、住民が生涯学習をすすめる上で最も身近な拠点であることを踏まえ、引き続き、関連機関と連携を図りながら、住民同士の交流やクラブ活動、様々な講座の実施など、生涯にわたる学習機会の創出を行います。また、老朽化が進んでいる鉾田中央公民館については、他の施設と複合化し、多目的複合施設とすることを検討します。
- 生涯学習館「とくしゅの杜」については、鉾田市から発掘された埋蔵文化財や古民具の展示をはじめ、様々な教室の実施による学び、スポーツを通じた健康増進など、豊かな心と健康な身体を培うことのできる複合施設として運営していきます。
- 図書館については、子どもからお年寄りまでだれもが気軽に立ち寄り、読みたい本を自由に手に取ったり借りたりすることができるよう、快適な環境の整備と資料の充実を図ります。また、旭文庫及び大洋文庫においても、資料等の整備に努め、機能向上を図ります。
- 家族の触れ合いを通して、基本的な生活習慣や社会的なマナー、豊かな情操などを身に付ける上で重要な役割を果たす家庭教育を支援します。また、地域行事・地域活動についても、重要性を啓発していきます。

関連計画

～生涯学習～

- ◆鉾田市まちづくり計画
- ◆鉾田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
- ◆鉾田市第5期障害者基本計画／鉾田市第6期障害福祉計画／鉾田市第2期障害児福祉計画
- ◆第3期鉾田市教育振興基本計画
- ◆鉾田市子ども読書活動推進計画
- ◆第2次鉾田市教育大綱
- ◆第3期鉾田市地域福祉計画
- ◆第3次鉾田市生涯学習推進計画



【鉾田市生涯学習館「とくしゅの杜」】

3-2-2 スポーツ振興

SDGs



現状・課題

～スポーツ振興～

- 市民の心身両面にわたる健康の保持増進や健全な発達を促すスポーツの振興を図るため、スポーツイベントの開催やスポーツ少年団をはじめとするスポーツ団体の支援を行っています。
- 少子化に伴い、スポーツ少年団の登録者数が減少傾向にあります。各スポーツ少年団活動の充実を図り、スポーツ少年団登録数を確保する必要があります。
- 中学校部活動については、教師の働き方改革及び生徒の種目の選択肢が少ない中、地域スポーツクラブ設置運営について検討が必要です。
- 令和元年に開催されたいきいき茨城ゆめ国体（第 74 回国民体育大会）では本市がスポーツクライミングの会場となっており、大会後にレガシーとして整備した専用施設（旧徳宿小学校）の活用が期待されます。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

みなが健康でいられる環境づくりの推進

- ・すべての市民が生涯にわたって健康に暮らせるように、スポーツを通じた健康づくりなど、市民の健康を維持する取り組みを行います。

取り組みの概要

～スポーツ振興～

- スポーツの振興については、健康づくりや競技水準の向上を目指し、市民がスポーツに触れる機会を提供するとともに、体育協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員と連携し、市民体育・レクリエーションの充実を図ります。
- 鉾田総合公園、旭スポーツセンター、くぬぎの森スポーツ公園など、市内体育施設を適正に維持管理し、市民が身近にスポーツに親しめる環境づくりに努めます。
- 部活動を地域スポーツクラブへ移行するための、具体的な運営方法等について協議する体制づくりの検討を始めます。
- スポーツクライミングについては、旧徳宿小学校に整備した専用施設（スポーツクライミングセンター）を活用し、体験事業や競技会の開催をはじめ、県、全国レベルの大会誘致に努め、スポーツクライミングの拠点づくりを目指します。
- スポーツ団体や関係機関等と連携を図り、スポーツによる地域活性化やスポーツの振興・普及啓発を推進していきます。

関連計画

～スポーツ振興～

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ◆第 2 期鉾田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ◆鉾田市国土強靱化計画 |
| ◆鉾田市まちづくり計画 | ◆第 2 次鉾田市教育大綱 |
| ◆鉾田市公共施設等総合管理計画 | ◆鉾田市公共施設等個別施設計画 |
| ◆第 3 期鉾田市教育振興基本計画 | ◆第 3 次鉾田市生涯学習推進計画 |

3-2-3 文化振興

SDGs



現状・課題

～文化振興～

- 文化・芸術は心豊かな生活を実現していくために必要不可欠なものであり、市民が文化・芸術活動に参加しやすい環境づくりが必要です。
- 銚田市文化協会などと連携しながら文化祭や美術展の開催を行っています。
- 市民が主体となって文化活動を行う団体については、組織体制の充実が必要です。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

若者の「ふるさと意識」醸成による地域内還流の促進

- ・若者が郷土の文化・芸術に親しみをもてるように、文化振興に取り組み、若者の地域内還流の促進につなげます。

取り組みの概要

～文化振興～

- 市民の文化・芸術活動を支援するため、引き続き銚田市文化協会などとの連携を図るとともに、地域の歴史・文化資源について市民の理解を深める取り組みを強化します。
- 文化を振興していくために、様々な分野の情報共有化を図る新たなネットワークの構築を図ります。
- 継続的に市民へ芸術・文化を鑑賞する機会を提供するとともに、市民団体等に創作活動の場を提供します。また、市民が主体となって文化活動を行う団体については、自立的な活動に向け支援に取り組みます。
- 芸術文化活動の振興を図るため、団体の事業に対し補助金を交付し支援します。
- 幼小中学校を対象に、音楽家等の芸術家を派遣するアウトリーチを実施し、芸術に触れる機会を創出します。
- 『銚田市文化財保護活用地域計画』の策定を進めるとともに、保護啓発活動に取り組みます。
- 生涯学習館の機能として、文化財等の展示を行い、運営ボランティア等のガイドを活用して、地域の歴史の成り立ちについて学習する機会を提供します。

関連計画

～文化振興～

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ◆銚田市国土強靱化計画 |
| ◆銚田市まちづくり計画 | ◆第2次銚田市教育大綱 |
| ◆第3期銚田市教育振興基本計画 | ◆第3次銚田市生涯学習推進計画 |

3-2-4 青少年健全育成

SDGs



現状・課題

～青少年健全育成～

- 少子高齢化、情報化、雇用形態の多様化、厳しい雇用情勢など、青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、青少年に関する課題も多様化・複雑化しています。学校・地域・家庭が連携し、社会全体で子ども・若者の成長を支えていく必要があります。
- 青少年育成団体の担い手が高齢化する一方、後継者の不足が大きな課題となっています。青少年相談員については、若年層人口の減少や認知度の低さなどにより、担い手が減少しています。
- 体験学習・活動を実施するにあたり、外部講師を招へいするほか、指導者を効率的に確保する工夫を行い、特色あるプログラムの充実に努める必要があります。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

子育てしやすい環境づくりの推進

- ・青少年教育の充実など、子育て期間中の切れ目のない支援を行います。

取り組みの概要

～青少年健全育成～

- 青少年の健全育成を図るため、活動拠点（居場所）を設け、子どもたちに学習や様々な体験活動の機会を提供します。
- 放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点として開設する放課後子ども教室と学童保育を実施する放課後児童クラブの統合も含め、放課後対策（放課後子どもプラン）のあり方を検討します。
- 次代を担う中学生等を実践的な外国語でのコミュニケーションを行う海外などへ派遣し、語学能力の向上を図るとともに、ホームステイ等を通じて、他国の文化・風俗・習慣等の異文化に触れることにより、国際感覚を養ったグローバル人材の育成に取り組みます。
- これからを担っていく若者を励まし、成人を祝うため、今後も 20 歳になる方を対象に成人式典の開催を支援します。
- 青少年健全育成活動の認知度向上を図り、青少年相談員の担い手を確保するとともに、資質及び活動意欲の向上を図ります。また、関係団体との連携や地域住民等の参画を促進し、青少年健全育成に向けた体制を強化するとともに、地域交流や見守り機能の充実に努めます。
- 教育機関等を通じて、青少年を取り巻く有害環境対策（インターネットの安全・安心利用等）や子どもの読書活動の推進、選挙権や成年年齢の引き下げに伴う主権者教育などについて取り組みます。

関連計画

～青少年健全育成～

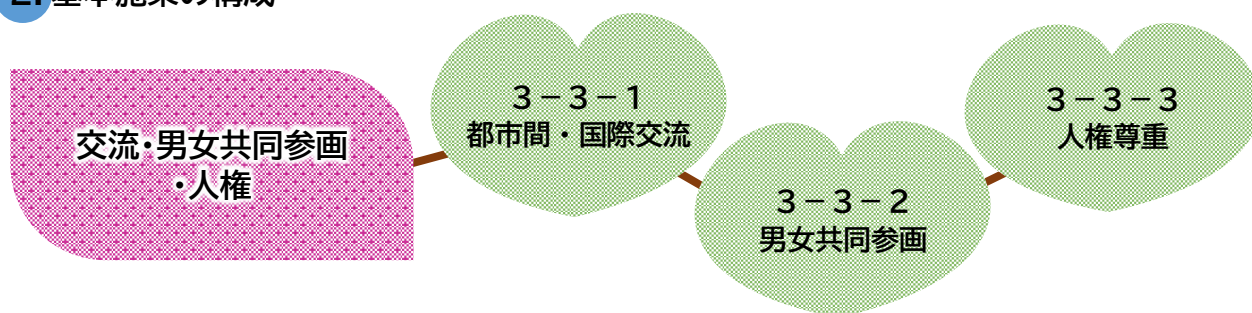
- | | |
|------------------------|----------------------|
| ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ◆銚田市まちづくり計画 |
| ◆第2次銚田市教育大綱 | ◆第2期銚田市子ども・子育て支援事業計画 |
| ◆第3期銚田市教育振興基本計画 | ◆第3次銚田市生涯学習推進計画 |
| ◆銚田市子ども読書活動推進計画 | |

基本施策3 交流・男女共同参画・人権

1. 基本施策の方針

グローバル化への対応や多文化共生に対する関心が高まっており、国際的な視点や多様性の理解についての啓発は重要な要素となっていることから、全ての市民に向けた啓発と分野や地域に縛られない多様な交流機会の創出に取り組みます。

2. 基本施策の構成



3. 個別施策

3-3-1 都市間・国際交流

SDGs



現状・課題

～都市間・国際交流～

- 少子高齢人口減少社会が到来し、単独の自治体では解決できない行政課題も増えており、地域間の連携による課題解決や分野を限定しない交流・協力・連携関係が必要です。
- 国際交流協会を中心に外国人市民との交流に取り組んでいます。
- 中学生の国際交流機会として、中学生海外派遣事業を創設しています。

取り組みの概要

～都市間・国際交流～

- 効率的で効果的な行財政運営を図るとともに、多様性・広域化する様々な市民ニーズへの対応や災害時を見据えた相互応援協定などを視野に入れ、都市間交流による可能性や効果を研究し、新たな都市間交流の在り方を検討していきます。
- 農業や特産物を活かしたイベント開催をはじめとした産業・経済交流を中心に、本市と他自治体との様々な交流の機会づくりを図ります。
- スポーツライミング専用施設で県大会や全国区大会レベルの大会を開催し、スポーツを通じた交流を推進します。
- 今後一層、国際的な視点や考え方が求められることから、国際交流の充実を図るとともに、多文化共生に対する啓発を行います。
- 小学生や中学生の国際交流機会の充実を目指し、ALT の活用、中学生海外派遣事業などに取り組みます。
- 校舎内に異国文化を体験できる部屋等を設け、楽しみながら学べる環境づくりに努めます。

関連計画

～都市間・国際交流～

◆ 銚田市まちづくり計画

◆ 第3期銚田市教育振興基本計画



3-3-2 男女共同参画

SDGs



現状・課題

～男女共同参画～

- 男女共同参画については、本市調査での「女性よりも男性が優遇されている」との質問に対し、過半数以上の女性が「家庭」でも「職場」においても女性よりも男性が優遇されていると回答するなど、男女共同参画意識が十分浸透していない状況となっています。
- 共働き世帯や核家族の増加により、子育てや介護と仕事の両立に困難を抱えている家庭が増加しています。多様な働き方・家族のあり方を支えるために、様々な社会資源を活用しやすい体制づくりが必要となっています。
- ワーク・ライフ・バランスについては、個人の時間を仕事とそれ以外にどのように使い分けているかについて調和を図るという考え方であり、男女共同参画、新しい働き方、人生 100 年時代などの視点を踏まえ、市民に対する啓発に取り組む必要があります。

取り組みの概要

～男女共同参画～

- 市民一人一人が、性別に関わらず、個性と能力を活かしながら、あらゆる分野に参画できる社会の実現を目指す男女共同参画計画に基づき、正しく理解し、誰もが身近な問題として関心をもち、行動に移せるよう情報提供や意識啓発に取り組みます。
- 固定的な性別役割分担意識を払拭し、女性も男性も働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、多様で柔軟な働き方ができる雰囲気・社会づくりを推進します。
- ワーク・ライフ・バランスについては、男女共同参画、新しい働き方、人生 100 年時代という考え方に対応した重要な取り組みであることから、情報提供や普及啓発に取り組みます。
- 男女間のあらゆる暴力を根絶するため、暴力加害者、被害者、傍観者とならないための教育や暴力を容認しない社会環境の整備を強化します。
- 子育てや介護については、地域ぐるみや家族ぐるみでの支援が重要になることから、支援制度についての情報発信を強化するとともに、ボランティアや相談体制の強化に取り組みます。
- 本市が設置する審議会等の委員については、女性の積極的な登用に努めます。

関連計画

～男女共同参画～

- ◆ 銚田市まちづくり計画
- ◆ 第 3 期銚田市教育振興基本計画

- ◆ 第 3 次銚田市男女共同参画計画

3-3-3 人権尊重

SDGs



現状・課題

～人権尊重～

- 人権に関する啓発に取り組んでいますが、依然として、障害者やハンセン病患者、外国人に対する偏見や差別、部落差別が存在するほか、いじめや虐待、インターネット上での個人の名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する書き込み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う医療従事者やその家族に対するコロナ差別など、社会情勢に応じた様々な人権問題が発生しています。人権問題の解消に向けた取り組みを強化する必要があります。
- 性的指向や性自認、LGBT などについて関心が高まっており、性少数者に対する偏見や差別を無くするための一歩として、多様な性についての認識を深める機会づくりが必要となっています。

取り組みの概要

～人権尊重～

- 市民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらう機会を創出するため、人権問題についての講演会や人権啓発キャンペーン事業を実施します。また、市のホームページや SNS 等を活用し、人権についての情報発信の充実にも努めます。
- 学校教育の分野においても、一人一人の児童生徒がその発達段階に応じて人権について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、人権教育に取り組めます。
- 誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会づくりを実現するため、関係機関と連携して、性が個人の尊厳に大きくかかわる大切な問題であることを知る機会づくりや啓発に取り組めます。

関連計画

～人権尊重～

- | | |
|--|------------------|
| ◆ 鉾田市まちづくり計画 | ◆ 第3次鉾田市男女共同参画計画 |
| ◆ 鉾田市“いのち守り、支える”計画 | |
| ◆ 鉾田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 | ◆ 第3期鉾田市地域福祉計画 |
| ◆ 鉾田市第5期障害者基本計画／鉾田市第6期障害福祉計画／鉾田市第2期障害児福祉計画 | |
| ◆ 第2期鉾田市子ども・子育て支援事業計画 | ◆ 第3期鉾田市教育振興基本計画 |
| ◆ 第3次鉾田市生涯学習推進計画 | |

基本目標4 豊かでめぐまれた「自然」と利便のある「都市(まち)」をつむぐ

1

基本方針

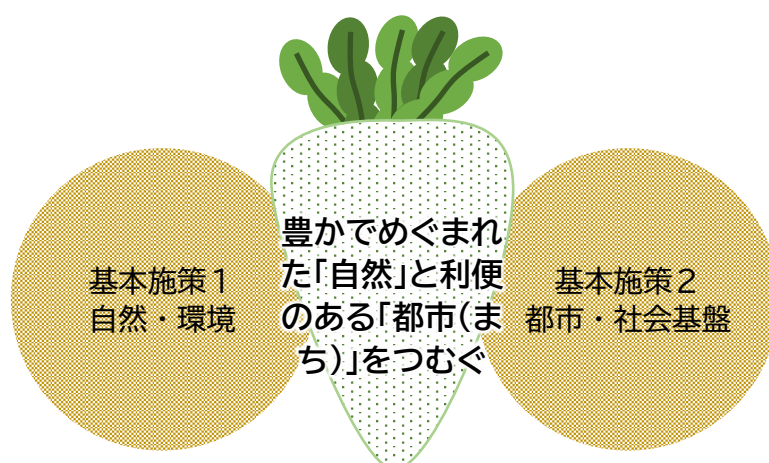
本市の自然や都市（まち）は、市民の暮らしの舞台です。このうち、自然環境については、地球温暖化が世界的な課題となる中で、身近な環境の保全にも関心を寄せる取り組みが必要であり、ラムサール条約登録湿地である涸沼をはじめ、北浦、鹿島灘といった水辺環境や身近なみどりである平地林の保全、緑化の推進などに取り組むとともに、観光資源としての活用や循環型社会の形成に向けた取り組みの充実を図ります。

一方、都市（まち）については、人口減少を背景として、低密度な市街化の拡散により生活サービス機能の適切な維持が困難になる可能性を踏まえ、市民各々の生活拠点を考慮しながらも、都市機能の集約や人口密度を維持したコンパクトなまちづくりへの転換が必要となっています。

また、ライフスタイルの変化や生活圏域の広域化により、都市（まち）に求められる要素も変化しており、市民の生活を支え、賑わいを創出する舞台として、持続可能なまちづくりに取り組みます。

2

施策体系



3

目標値

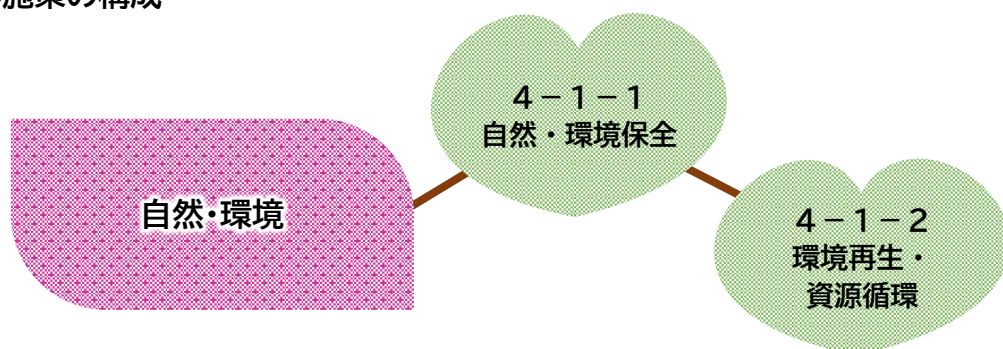
指標項目	基準値	目標値
公共施設の温室効果ガス排出量	12,194,150kg-CO ₂ (平成27年)	10,974,735kg-CO ₂ (令和8年)
地球温暖化により、気温の上昇だけでなく気候変動による被害が懸念されていることから、温室効果ガスの排出削減に取り組み、地球にやさしいまちを目指します。		
計画路線の整備率	60.09% (令和2年度)	75.49% (令和8度)
市民の便利な暮らしと地域経済の活力を支えるため、道路網を整備することで豊かな生活環境を創造し、安全で安心な地域社会の実現を目指します。		
污水处理人口普及率	62.1% (令和2年度)	71.6% (令和8年度)
下水道及び浄化槽を計画的に整備促進することにより、污水处理人口(下水道・集落排水・浄化槽等を利用できる人)を増やし、霞ヶ浦(北浦)や河川等公共用水域の水質保全と、衛生的で快適な生活環境への改善を目指します。		

基本施策1 自然・環境

1. 基本施策の方針

地球温暖化等による気候変動への関心が高まる中で、日常生活においても自然環境の保全や循環型社会の形成に向けた取り組みが求められることから、天然資源の消費抑制や環境への負担ができるだけ低減される社会づくりに寄与する取り組みを推進していきます。

2. 基本施策の構成



3. 個別施策

4-1-1 自然・環境保全

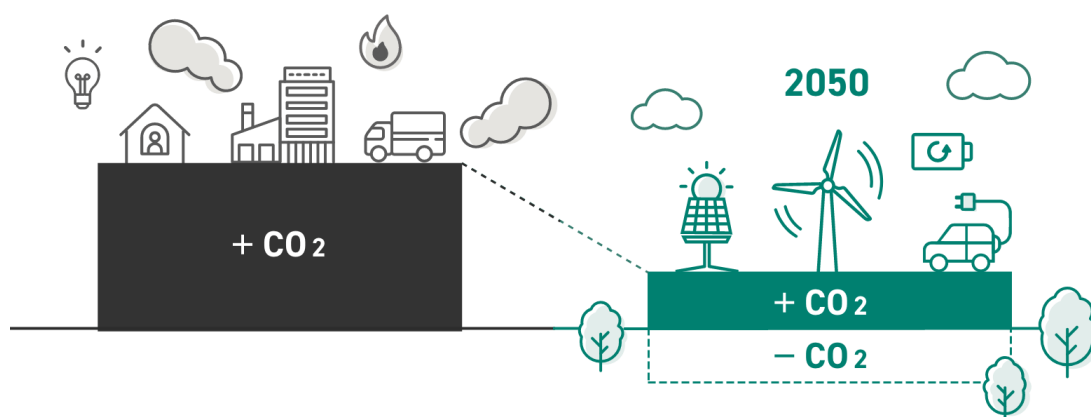
SDGs



現状・課題

～自然・環境保全～

- 平成 28 年度に策定した銚田市環境基本計画に基づく環境施策を推進するとともに、平成 28 年に公共施設に係る温室効果ガスの総排出量を算定し、地球温暖化対策にも取り組んでいます。
- 日常生活における環境保全のため、関係機関と連携しながら、生活排水や家畜排せつ物の不適切な処理、農地への過剰施肥についての適正指導を行っています。
- 水辺環境を保全するため、市民との協働により清掃活動を行っています。



環境省 脱炭素ポータルより

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

若者の「ふるさと意識」醸成による地域内還流の促進

- ・ラムサール条約登録湿地である涸沼周辺に、自然環境を育むことができる公園施設を整備し、SDGs の理念も踏まえ、子どもたちの環境学習に取り組みます。

取り組みの概要

～自然・環境保全～

- 銚田市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギーや省エネルギーを主軸とした地球温暖化対策、グリーンインフラの活用、廃棄物系バイオマス等を活用した資源循環、生物多様性の確保・自然共生、水環境保全など幅広く環境保全に資する取り組みを検討・推進します。
- 地球温暖化対策実行計画の中で、2050 年に二酸化炭素排出量実質ゼロを見据えた数値目標を設定していること踏まえ、全庁的に二酸化炭素排出量ゼロに向けた取り組みを推進します。
- 都市緑化祭の開催をはじめ、緑の保全や創出に取り組みます。
- 生活排水による水質汚濁防止、環境と農林水産業や畜産業などの産業活動の調和についての啓発に取り組みます。
- ラムサール条約登録湿地である涸沼や北浦の水辺環境を活用した環境学習に取り組みます。北浦では既存のエコハウスを拠点として、涸沼については、国で整備する水鳥・湿地センターを運営するほか、観察や体験・見学等を通して、地球にやさしい環境づくりに対する意識の向上を図ります。
- 動物を愛護することで、命を大切にするとともに、動物の虐待や遺棄の防止、適正な飼育、動物による人への危害や周囲への迷惑防止などの普及啓発を図り、人間と動物が共に生きている社会づくりに努めます。
- 環境保護に取り組む市民活動に対する支援を行います。

関連計画

～自然・環境保全～

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ◆ 第 2 期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ◆ 銚田市国土強靱化計画 |
| ◆ 銚田市まちづくり計画 | ◆ 銚田市農業振興地域整備計画 |
| ◆ 銚田市森林整備計画 | ◆ 銚田市環境基本計画 |
| ◆ 銚田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） | ◆ 銚田市都市計画マスタープラン |
| ◆ 銚田市公立学校施設再編計画 | ◆ 第 3 期銚田市教育振興基本計画 |
| ◆ 銚田市学校施設長寿命化計画 | ◆ 第 3 次銚田市生涯学習推進計画 |

4-1-2 環境再生・資源循環

SDGs



現状・課題

～環境再生・資源循環～

- 循環型社会の形成に向け、分別の徹底や資源回収についての啓発、不法投棄・不適切処理の監視指導などに取り組んでいます。引き続き、市民の具体的行動を資源循環に結びつけていけるよう、様々な手法を活用した意識向上に取り組んでいく必要があります。
- ごみ処理については、令和3年4月に「鉾田・大洗広域事務組合」を設立し、広域ごみ処理の施設建設を推進しています。
- し尿処理施設については、エコパーク鉾田、大洋サニタリーセンターともに20年以上が経過しており、修繕費用も増加傾向にあります。
- 霞ヶ浦流域の水質浄化に向け、茨城県の森林湖沼環境税を活用し、高度処理型合併浄化槽への転換を推進しています。

取り組みの概要

～環境再生・資源循環～

- 引き続き、不法投棄・不適切処理の監視指導などに取り組むとともに、3R、「使う資源やごみの量を減らす（Reduce）」「ものを繰り返し使うこと（Reuse）」「使い終わったものを資源として再び利用する（Recycle）」を推進します。
- ごみ処理施設については、「鉾田・大洗広域事務組合」において新処理施設の供用を目指します。
- し尿処理場については、施設の長寿命化に取り組むとともに、新施設の確保についても検討します。
- 新処理施設の供用に伴い、集積所の統合について検討するとともに、高齢者を対象とするゴミ出し支援についても取り組みます。
- 不法投棄については、看板の設置やパトロールにより、不法投棄の防止に取り組みます。
- 公共下水道、農業集落排水施設などが整備されていない地域において、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防ぐため、高度処理合併浄化槽の設置補助や単独処理槽からの転換補助を実施するとともに、適正な管理についての啓発を行います。

関連計画

～環境再生・資源循環～

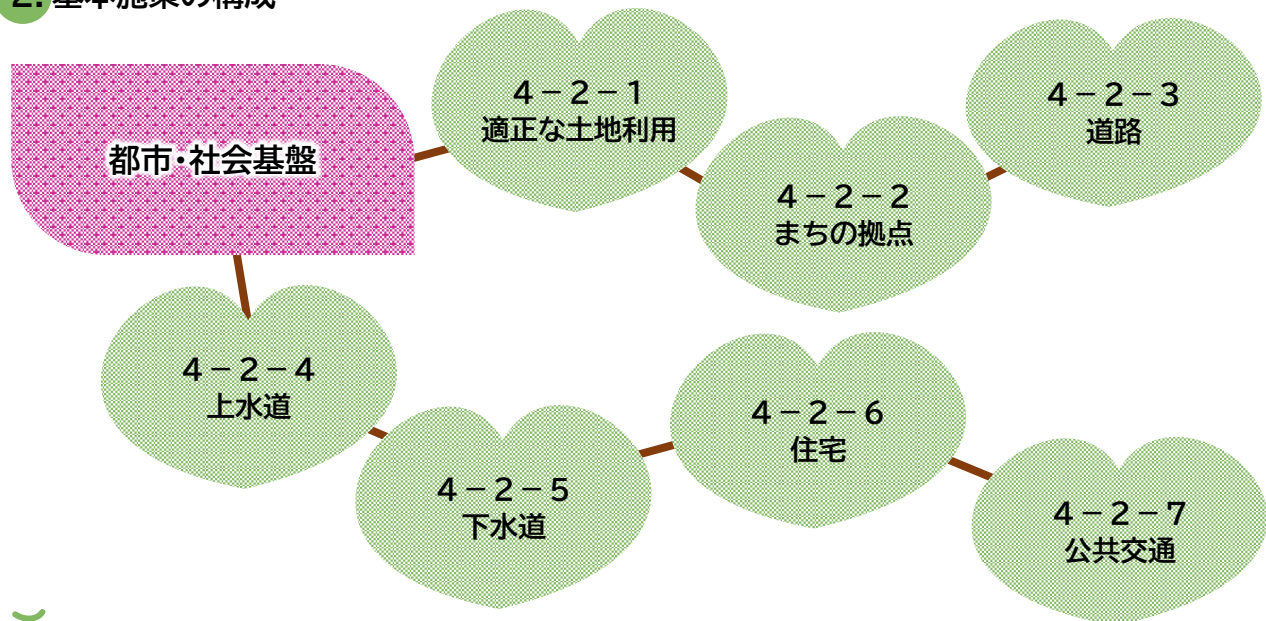
- | | |
|-----------------|-----------------|
| ◆鉾田市国土強靱化計画 | ◆鉾田市まちづくり計画 |
| ◆鉾田市公共施設等総合管理計画 | ◆鉾田市公共施設等個別施設計画 |
| ◆鉾田市環境基本計画 | ◆鉾田市一般廃棄物処理基本計画 |
| ◆鉾田市災害廃棄物処理計画 | ◆鉾田市都市計画マスタープラン |

基本施策2 都市・社会基盤

1. 基本施策の方針

都市計画や社会基盤については、今後の人口減少や高齢化を見据え、コンパクトで使いやすく、持続可能性に配慮することが求められることから、都市計画マスタープランや立地適正化計画における都市（まち）全体の方向性をもとに、都市（まち）を構成する各施設の整備を進めます。

2. 基本施策の構成



3. 個別施策

4-2-1 適正な土地利用

SDGs



現状・課題

～適正な土地利用～

- 本市は、全域が非線引き都市計画区域となっていますが、東関東自動車道水戸線の供用といった新たなインパクトも想定されることから、都市的土地利用と農業的土地利用が調和した土地利用の誘導が必要です。
- 本市の中心である鉾田市街地では、従来中心的な機能であった商業機能、公共交通機能等の停滞が進んでいることから、既存資源の活用とともに、ライフスタイルの変化に合わせた都市機能の誘導が必要です。
- 鹿島灘沿岸の常緑照葉樹林帯及び北浦湖岸や涸沼湖岸の水辺と巴川など河川周辺の緑地、台地上にまとまった平地林等は、本市の自然環境の骨格を形成していることから、今後とも保全に努める必要があります。
- 本市は、国土交通省が進める3次元（3D）地図製作の都市モデル構築対象に選ばれており、防災や都市計画のシミュレーションなどへの活用が期待されています。

取り組みの概要

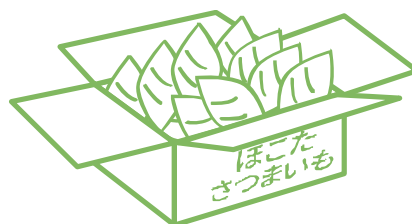
～適正な土地利用～

- 都市計画マスタープランに基づき、農林水産業との調和を図りながら、適正な土地利用・誘導を図ります。
- 立地適正化計画に基づき、集約的なまちづくりへの転換を進めるため、地域拠点間の連携を図りながら、銚田市街地への都市機能の誘導を進めます。
- 集約的なまちづくりを実現するため、都市計画道路をはじめとして、都市計画の検証、見直しに取り組みます。
- 東関東自動車道 IC 周辺については、広域都市基盤の整備に伴う経済的波及効果を活かした土地利用を推進します。
- 土地利用や都市基盤の管理を進めるため、統合型 GIS の利活用を進めます。
- 建物や道路などを立体的に表示し、名称や用途、建築年といった都市活動情報を付与することで、都市空間を再現した 3D 都市モデルを活用した都市計画・まちづくりに取り組みます。

関連計画

～適正な土地利用～

- | | |
|-----------------|-------------|
| ◆銚田市国土強靱化計画 | ◆銚田市まちづくり計画 |
| ◆銚田市農業振興地域整備計画 | ◆銚田市森林整備計画 |
| ◆銚田市都市計画マスタープラン | ◆銚田市立地適正化計画 |



4-2-2 まちの拠点

SDGs



現状・課題

～まちの拠点～

- 本市は、旧町村の拠点が継承されており、市民生活を支えています。人口減少や高齢化に対応した拠点のあり方を検討する必要があります。
- 公共交通の拠点である駅については、鹿島鉄道銚田駅の廃止や自動車交通の普及により、拠点機能が低下していることから、公共交通の利用促進と併せ、公共施設の機能見直しを視野に入れ、利便性や魅力の向上が必要です。
- 飯名地区の市有地については、飯名地区市有地利活用検討委員会において、「子育て支援機能」「コミュニティ活動機能」「多目的広場機能」「情報発信機能」を有する施設として基本計画の策定を進めています。また、海洋レクリエーションゾーンと位置づける鹿島灘、鹿島灘海浜公園などを活用し、観光交流拠点としての魅力向上が期待されます。
- その他、交流等の拠点として、生涯学習館、旭スポーツセンター、銚田総合公園、ほっとパーク銚田、とっぷ・さんて大洋などがあります。

取り組みの概要

～まちの拠点～

- 市民の生活利便性を確保するため、銚田市街地への都市機能の誘導を進めるとともに、その他の地域拠点と連携を図りながら、拠点機能の充実に取り組みます。
- 銚田市街地については、教育施設が立地することを活かし、事業者との連携を図りながら、老朽化した公共施設の設置見直しを視野に、旧銚田駅や商店街を含めて魅力の向上を検討します。
- 本市の主要駅である新銚田駅については、交通結節点としての利便性向上を図るとともに、賑わい創出について検討します。また、東関東自動車道水戸線の全線開通によるインパクトを活用するため、IC周辺の利活用や幹線道路における道の駅等の地域振興施設の整備についても検討します。
- 飯名地区の市有地については、「飯名地区市有地利活用基本計画」に基づき、「子育て支援機能」「コミュニティ活動機能」「多目的広場機能」「情報発信機能」を有する（仮称）銚田市子育て・コミュニティセンターの整備を進めます。
- 鹿島灘海浜公園については、都市公園の広大な場所を利用した自然との触れ合いや観光交流施設としての魅力を高めるため、民間事業者のノウハウの活用や特色ある花木の植栽による利用促進を図ります。
- 生涯学習館「とくしゅくの杜」において、文化と歴史、スポーツライミングの拠点として、市の魅力を広く市内外へ発信し、文化やスポーツの振興を図ります。また、旭スポーツセンター、銚田総合公園、ほっとパーク銚田、とっぷ・さんて大洋についても、健康と交流の拠点として、利用促進を図ります。

関連計画

～まちの拠点～

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ◆銚田市まちづくり計画 | ◆銚田市地域公共交通網形成計画 |
| ◆銚田市飯名地区市有地利活用基本計画 | ◆銚田市公共施設等総合管理計画 |
| ◆銚田市公共施設等個別施設計画 | ◆銚田市都市計画マスタープラン |
| ◆銚田市立地適正化計画 | ◆銚田市公立学校施設再編計画 |

4-2-3 道路

SDGs



現状・課題

～道路～

- 道路については、交通の円滑化と市民生活の利便性を確保する施設であり、適正な維持管理、幹線道路等の計画的な整備に取り組む必要があります
- 今後の人口減少や財政状況を考慮すると、維持管理が課題となることから、個別施設修繕計画（舗装）及び橋梁長寿命化修繕計画に基づき、管理の適正化に取り組んでいます。

取り組みの概要

～道路～

- 東関東自動車道水戸線をはじめとする各種プロジェクトや地域の状況を考慮しながら、必要な市道整備を進めます。
- 都市計画道路の未整備箇所については、検証を行った上で、必要な見直しに取り組みます。
- 市民が安全で快適に利用できるよう、維持管理を行うとともに、個別施設修繕計画（舗装）及び橋梁長寿命化修繕計画並びに将来の需要を見極めながら、道路の必要性について検討します。

関連計画

～道路～

- | | |
|--|-------------------|
| ◆ 鉾田市国土強靱化計画 | ◆ 鉾田市まちづくり計画 |
| ◆ 鉾田市橋梁長寿命化修繕計画 | ◆ 鉾田市個別施設修繕計画（舗装） |
| ◆ 鉾田市都市計画マスタープラン | ◆ 鉾田市立地適正化計画 |
| ◆ 第3期鉾田市地域福祉計画 | |
| ◆ 鉾田市第5期障害者基本計画／鉾田市第6期障害福祉計画／鉾田市第2期障害児福祉計画 | |
| ◆ 鉾田市公立学校施設再編計画 | |



【市道鉾田大洋線】

4-2-4 上水道

SDGs



現状・課題

～上水道～

- 平成 25 年度までに市内全域を対象とした上水道施設整備がほぼ完了しており、水道普及率も向上していますが、依然として地下水を利用する世帯も多く、上水道への加入、使用が進んでいない状況となっていることから、加入促進に向けた啓発に取り組む必要があります。
- 上水道事業については経営戦略を策定しており、検証・見直しを行いながら、施設の耐震化や更新を含め、安定した上水道事業の運営が必要です。
- 本市水道事業は昭和 63 年より簡易水道として事業を開始した比較的新しい事業体であり、施設・管路の老朽化を迎えるまで比較的猶予がありますが、短期間で整備を進めてきたため、集中的に更新時期を迎えることとなります。
- 茨城県水道ビジョンでは、2050 年を目標に県が主導となり県内水道事業の一元化（1 県 1 水道）を目指す計画となっており、本市水道事業は当面の 10 年間で鹿行広域圏の企業局や他市水道事業との経営の一体化を推進する目標となっています。

取り組みの概要

～上水道～

- 上水道への加入率向上、利用促進に向けて啓発を行うとともに、将来的な人口減少を想定し、給水収益による安定した上水道事業の経営に向けた検討を行います。
- 災害等緊急時における重要給水施設への給水を確保するため、配水管の耐震化を進めます。
- 水道料金収納率の向上、事務の効率化に努め、経営の安定化・健全化を図ります。
- 施設の老朽化に対して適宜修繕を実施することで施設の維持に努めるとともに、施設・管路のダウンサイジングを意識した更新コストの縮減、事業費の平準化を検討します。
- 水道事業の広域連携の実現にあたっては、段階的に設置される検討準備会及び広域的連携等推進協議会に参加していきます。

関連計画

～上水道～

- ◆ 鉾田市国土強靱化計画
- ◆ 鉾田市水道事業経営戦略

- ◆ 鉾田市まちづくり計画

4-2-5 下水道

SDGs



現状・課題

～下水道～

- 本市の公共下水道は全体計画区域が令和3年度時点で 360.5ha となっています。このうち、事業認可区域(280ha)の整備は約 70%が完了していますが、水洗化率(人口)は 27.75%と接続率が低い現状となっています。
- 公共下水道については、今後、事業認可区域の拡大が予定されていますが、将来人口を見据え費用対効果等についての検討が必要です。
- 農業集落排水事業についても、加入促進を図るとともに適正な維持管理に努めています。
- 公共下水道、農業集落排水事業以外の区域では、合併浄化槽による汚水処理を行っています。

取り組みの概要

～下水道～

- 公共下水道、農業集落排水事業については、将来的な人口減少や維持管理コストを考慮しながら、適正な事業規模の検討を行います。
- 公共下水道の認可区域については、処理人口等を考慮しながら拡大について検討します。
- 下水処理場については、将来的な農業集落排水事業との接続を見据えながら、処理能力の適正化について検討します。
- 公共下水道、農業集落排水事業への加入について、啓発を図るとともに接続補助金制度の活用推進を図ります。

関連計画

～下水道～

- | | |
|------------------|-------------------|
| ◆ 銚田市国土強靱化計画 | ◆ 銚田市まちづくり計画 |
| ◆ 銚田市都市計画マスタープラン | ◆ 銚田市公共下水道全体計画 |
| ◆ 銚田市公共下水道事業経営戦略 | ◆ 銚田市農業集落排水事業経営戦略 |

4-2-6 住宅

SDGs



現状・課題

～住宅～

- 市営住宅については、建設から約 40 年が経過し、老朽化が進行していることから、市営住宅の将来像や方向性についての検討が必要です。
- 適正に管理が行われていない空家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、空家については、空家対策計画を策定し、空家バンクの運営や所有者による適正管理についての啓発、指導を行っています。今後も増加することが懸念されます。
- 旧耐震基準の住宅も多く、耐震化を促進する必要があります。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

移住の促進・移住にもつなげる「関係人口」の創出

- ・空家バンクへの登録を促し、宅地建物取引協会との連携により、住まいの選択肢の一つとなる空家を紹介するなど、若者を中心に首都圏在住者のＵターン・移住を促進します。

取り組みの概要

～住宅～

- 市営住宅については、鉾田市公営住宅等長寿命化計画に基づき、戸数の適正化、計画的な修繕・整備、既存住宅の活用等を図ります。
- 移住・定住施策と連携しながら、若者世帯の住宅取得を促進します。
- 住宅の耐震化を進めるため、耐震に関する補助金等の活用について周知を図ります。
- 鉾田市空家対策計画の改定を行い、空家の利活用、適正管理の促進に取り組みます。
- 空家バンクについては、登録物件の確保に向け、事業のアップグレードを行います。

関連計画

～住宅～

- | | |
|---|-----------------|
| ◆第2期鉾田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ◆鉾田市国土強靱化計画 |
| ◆鉾田市まちづくり計画 | ◆鉾田市都市計画マスタープラン |
| ◆鉾田市立地適正化計画 | ◆鉾田市空家等対策計画 |
| ◆鉾田市耐震改修促進計画 | ◆鉾田市公営住宅等長寿命化計画 |
| ◆第3期鉾田市地域福祉計画 | |
| ◆鉾田市第5期障害者基本計画／鉾田市第6期障害福祉計画／鉾田市第2期障害児福祉計画 | |

4-2-7 公共交通

SDGs



現状・課題

～公共交通～

- 大洗鹿島線及び路線バスは、通勤・通学利用者の減少等により、年々乗客数が減少しており、利用促進を図る必要があります。
- 高齢化により、交通弱者が増加することが考えられることから、令和3年10月からデマンド型乗合タクシーの市内全域運行を開始しています。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

安心・便利なまちづくりの推進

- ・乗合自動車の運行エリアの拡大による移動手段の確保を図ります。
- ・公共交通については、利用促進を図るとともに、交通弱者の移動手段の確保の観点から維持に努めます。
- ・県や企業等と連携した、Society 5.0の実現に向けた交通支援分野等におけるAIやIoT等の先端技術、ロボット技術を活用した実証実験の実施などを検討します。

取り組みの概要

～公共交通～

- 大洗鹿島線については、利便性向上を図るため、新鉾田駅のバリアフリー化、駅前広場の再整備を進めます。
- デマンド型乗合タクシーについては、他の公共交通との連動を視野に入れた運行を検討しながら、利用促進に向けた啓発を行い、持続可能な運営体制づくりを図るとともに、AI技術などの活用についても検討します。

関連計画

～公共交通～

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ◆第2期鉾田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ◆鉾田市国土強靱化計画 |
| ◆鉾田市まちづくり計画 | ◆鉾田市地域公共交通網形成計画 |
| ◆鉾田市都市計画マスタープラン | ◆鉾田市立地適正化計画 |
| ◆鉾田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 | |

【鉾田市デマンド型乗り合いタクシー

「ほこまる号」]



基本目標5 未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ

1

基本方針

地縁的関係を志向しない人や、生活圏の拡大により主に昼間に地域にいない人が増えたこと、さらには、高齢化の進行やコミュニティ活動のきっかけとなる子どもの減少が顕著になったことなどを背景に、市民が地域に関わる機会が減少し、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。地域の伝統文化の継承や支え合いのためには、これまで以上に市民との協働が重要になります。また、銚田市の次代を担う世代に継承するためには、市民や事業者、行政が共にまちづくりの理念や目標を共有し、それぞれの役割と責務を認識する必要があります。

一方で、行政を巡る環境は厳しさを増すとともに、自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取り組みが不可欠となり、行政運営においては、これまで以上に効率性とアウトプットが求められることとなります。

そのため、これからのまちづくり、地域づくりにおいては、財政の見通しや事業評価を行いながら、行政の担う役割を明確にし、市民や事業者とのパートナーシップの確立による協働のまちづくりを目指します。

2

施策体系



3

目標値

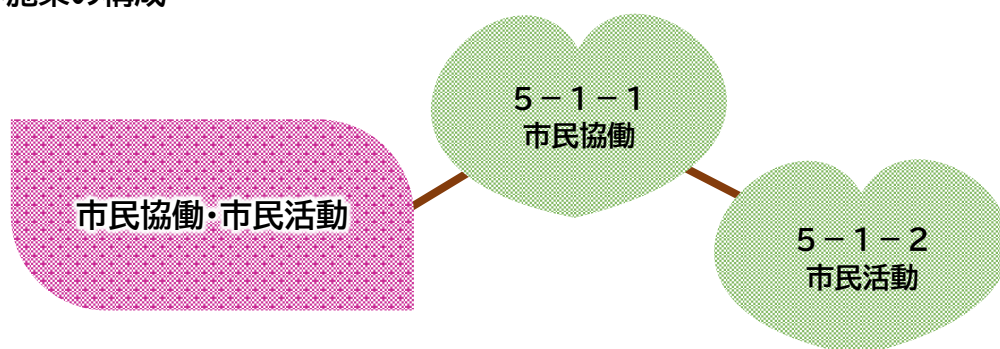
指標項目	基準値	目標値
市民の意見がまちづくりに活かされていると思う市民の割合 (市民満足度調査)	18.1% (令和2年度)	35% (令和8年度)
人口減少や少子高齢社会の中であっても、持続可能なまちとして続いていくために、市民と行政がそれぞれの役割と責務を担いながら同じ目標を共有し、相互に信頼し合う協働のまちを目指します。		
マイナンバーカード交付率	21.10% (令和2年度)	95% (令和8年度)
行政を効率化し、市民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する基盤となるマイナンバーカードを普及させ、市における DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進するとともに、市民にとっても簡単・便利な行政手続きを目指します。		
財政の健全化判断比率(将来負担比率)	— (令和2年度)	50% (令和8年度)
財政の健全化判断比率(将来負担比率)とは、将来負担しなければならないお金が、通常見込まれる収入に占める割合のことです。財政の健全化に取り組み、将来の財政を圧迫する可能性の抑制を目指します。		

基本施策1 市民協働・市民活動

1. 基本施策の方針

少子高齢化で、地域における課題やニーズが多様化する中、市民同士が地域課題を共有し解決に取り組むことが必要となっていることから、従来からの地域コミュニティの活性化を図るとともに、新しい市民協働の仕組みづくりに取り組みます。

2. 基本施策の構成



3. 個別施策

5-1-1 市民協働

SDGs



現状・課題

～市民協働～

- 高齢化等により、地域における共助機能が低下しており、公助の負担がますます大きくなっています。
- 市民ニーズも複雑化、多様化しており、市民や民間団体、民間事業者との連携が重要になっています。
- 本市では、第2次総合計画始動時から毎年、市民満足度調査を実施しており、この結果を施策に反映していくことが重要です。
- 茨城県より特定非営利活動促進法に関する事務が権限移譲され、市内NPO法人の設立認証等の支援を行っています。
- 多様性を尊重し、共に活躍・成長することができる環境づくりが求められ、ダイバーシティ・インクルージョンを意識した協働の取り組みが求められています。

取り組みの概要

～市民協働～

- 市民の意向を把握し、政策に反映するため、定期的に市民に対し意識調査を実施するとともに、個別計画の意向調査等との連携や広聴機会の充実について検討します。また、市民満足度調査については、調査の効率化に向け、インターネットの活用について検討します。
- 子育てや介護、地域づくり等、多様な分野において、市民協働が不可欠となることから、市民や事業者、行政が担う役割について明確化を図るとともに、市民協働に向けた啓発やボランティアの育成等に取り組みます。
- まちづくりにおける協働においては、様々な発想やノウハウ、資金活用を目指し、教育機関や民間事業者等との連携強化についても検討します。
- NPO窓口を設け、市民協働を担う主体となるNPO法人の組織化や活動について支援します。
- 地域課題の共有化、市民による課題解決の促進を図るため、市民生活に直結する行政課題や福祉課題についての市民協働の機会づくりを検討します。
- 多様な市民の参画を促進するため、性別、年齢、国籍、人種、民族、宗教、社会的地位、障がいの有無、性的指向・性自認、価値観、働き方等の多様性を尊重し合い、協働・参画しやすいまちづくりに向けた啓発の強化に取り組みます。

関連計画

～市民協働～

- | | |
|--|----------------|
| ◆ 銚田市国土強靱化計画 | ◆ 銚田市まちづくり計画 |
| ◆ 第3次銚田市男女共同参画計画 | ◆ 第3次銚田市行政改革大綱 |
| ◆ 銚田市地域防災計画 | ◆ 銚田市環境基本計画 |
| ◆ 都市計画マスタープラン | |
| ◆ 銚田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 | ◆ 第3期銚田市地域福祉計画 |
| ◆ 銚田市第5期障害者基本計画／銚田市第6期障害福祉計画／銚田市第2期障害児福祉計画 | |
| ◆ 第3期銚田市教育振興基本計画 | |

5-1-2 市民活動

SDGs



現状・課題

～市民活動～

- 少子高齢化・人口減少が進む本市において、市民が互いに支え合う「共助」の社会づくりの主体である市民活動の重要性はますます大きくなっています。
- 市民協働によるまちづくりを推進するためにも、市民活動団体の協力・連携が必要であることから、市民活動団体登録制度や協働のまちづくり推進事業補助金制度を創設しています。
- 依然として行政区（自治組織）などの地縁によるコミュニティは維持されているものの、昔に比べると地域のつながりは弱くなっている状況です。

【重点戦略】まち・ひと・しごと創生

地域を描くコミュニティの創出

- ・人口減少と少子高齢化社会の進行に備えて、市民協働のまちづくりと地域コミュニティを強化していくための地域におけるひとづくりを進めます。

取り組みの概要

～市民活動～

- 市民活動団体の協力・連携を強化するため、市民活動団体登録制度への登録を促進し、登録団体の活動について情報発信や支援を行います。
- 自発的で多様な市民活動の意識の向上を図るため、銚田市協働のまちづくり推進事業補助金制度の周知に努め、自立性のある市民活動を促進します。
- 様々な地域課題に対応するため、地縁による地域コミュニティだけでなく、防災や子育て、介護、環境保護など、目的別のコミュニティ形成を促進し、市民同士が協力し合い、絆を強めながら、地域へ貢献できる社会づくりに取り組みます。

関連計画

～市民活動～

- | | |
|---|-----------------|
| ◆第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ◆銚田市国土強靱化計画 |
| ◆銚田市まちづくり計画 | ◆銚田市学校跡地利活用計画 |
| ◆第3次銚田市行政改革大綱 | ◆銚田市地域防災計画 |
| ◆銚田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 | ◆第3期銚田市地域福祉計画 |
| ◆銚田市第5期障害者基本計画／銚田市第6期障害福祉計画／銚田市第2期障害児福祉計画 | |
| ◆銚田市公立学校施設再編計画 | ◆第3期銚田市教育振興基本計画 |
| ◆第3次銚田市生涯学習推進計画 | |

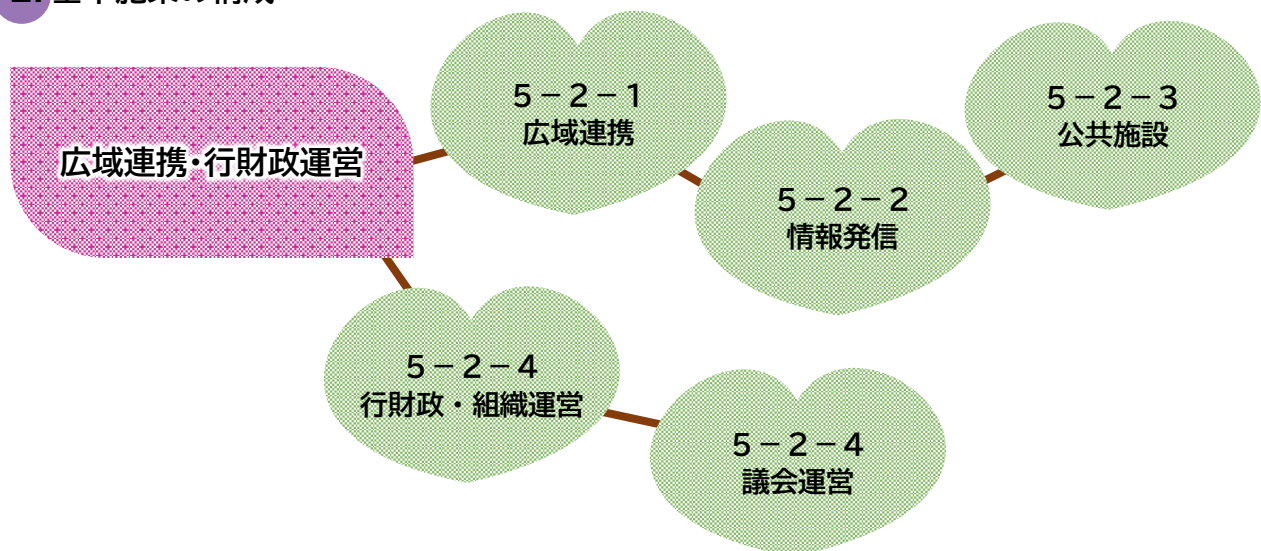
基本施策2 広域連携・行財政運営

1. 基本施策の方針

人口減少や人口構造の変化が進む中であっても、地域の持続可能を高めていくためには、人口減少対策だけでなく、地域の枠組みを超えた連携・協力や技術の活用などが重要となることから、これまで以上に、多様な広域連携のあり方について考えていくとともに、行政事務の効率化、市民サービスの向上を図るため、自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進します。

また、人口減少に対応した行政改革を推進するため、公共施設総合管理計画に基づく公共施設の統廃合、銚田市行政改革大綱等に基づく行財政マネジメントに取り組み、効率的かつ自律的で持続可能な行財政運営を目指します。加えて、市民に開かれた市政を推進していくためにも、市政情報等のタイムリーかつきめ細やかな発信に努めていきます。

2. 基本施策の構成



3. 個別施策

5-2-1 広域連携



現状・課題

～広域連携～

- 銚田市は、鹿行広域事務組合で行う共同処理事務である養護老人ホーム事務、広域消防事務、広域火葬場事務、審査会事務、職員共同研修事務の5事業すべてに加入しています。その他にも、ごみ処理に関し、大洗、銚田、水戸環境組合や銚田・大洗広域事務組合に加入しています。
- 行動圏域の拡大への対応や広域資源の保全・活用をはじめ、持続可能な行政サービスの提供を確保していくためには、様々な分野における広域連携の検討が必要です。

取り組みの概要

～広域連携～

- 人口減少に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、既存の広域連携に加えて、行政の各分野における広域連携の可能性について検討していきます。
- 公共交通については、大洗鹿島線の利用促進に向け、県及び沿線自治体と連携して活性化事業を展開するとともに、広域的な視点で、近隣自治体と連携した公共交通のあり方を検討します。
- 交流人口の拡大や地域振興に向け、ホームタウンである鹿島アントラーズやラムサール条約登録湿地である涸沼、北浦等を活用した広域施策を推進します。

関連計画

～広域連携～

- ◆ 鉾田市国土強靱化計画
- ◆ 第3次鉾田市行政改革大綱
- ◆ 鉾田市環境基本計画
- ◆ 鉾田市都市計画マスタープラン



【大洗鹿島線】

5-2-2 情報発信

SDGs



現状・課題

～情報発信～

- 市民への情報発信については、広報紙に加え、市ホームページや SNS での発信を行っています。
- 市政情報や地域情報が中心となっていますが、市民の視点や身近な情報を発信するため、市民との連携による情報作成の充実に取り組む必要があります。

取り組みの概要

～情報発信～

- 市民が必要とする情報を発信できるよう、広報紙の内容の充実に取り組むほか、新たな市ホームページの運用と、ホームページと連携した各種 SNS 等からのタイムリーな情報発信を進めます。
- 民間の目的別ポータルサイト・SNS 等と連携し、情報発信に努めます。
- 市政情報の適切な発信に努めるため、プレスリリース等の情報発信のルール化、効果的な情報発信のあり方を検討します。

関連計画

～情報発信～

- ◆ 銚田市国土強靱化計画
- ◆ 銚田市まちづくり計画
- ◆ 第3次銚田市行政改革大綱

5-2-3 公共施設

SDGs



現状・課題

～公共施設～

- 公共施設については、銚田市公共施設等総合管理計画(令和3年3月改定)に基づき、施設の統廃合を進めていますが、教育施設以外の施設については、統廃合が遅れている状況となっています。
- 今後の人口減少を考慮すると、公共施設の老朽化対策費や維持管理費が課題となっており、必要な財源の不足も見込まれる状況にあります。

取り組みの概要

～公共施設～

- 施設管理の適正化、管理コストの抑制を図るため、銚田市公共施設等総合管理計画に基づく管理に取り組みます。
- 公共建築物の長寿命化及び適正配置にあたっては、銚田市公共施設等個別施設計画に沿って推進していきます。
- 市役所庁舎については、銚田市公共施設等個別施設計画に沿った、建替えも視野に入れた集約化・複合化を検討します。
- 公共施設の運営コストの抑制やサービス向上を図るため、民間事業者による運営など、PPP（公民連携）の導入について検討します。

関連計画

～公共施設～

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ◆銚田市国土強靱化計画 | ◆銚田市まちづくり計画 |
| ◆銚田市学校跡地利活用計画 | ◆銚田市公共施設等総合管理計画 |
| ◆銚田市公共施設等個別施設計画 | ◆第3次銚田市行政改革大綱 |
| ◆銚田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） | ◆銚田市都市計画マスタープラン |
| ◆銚田市立地適正化計画 | ◆銚田市公立学校施設再編計画 |
| ◆第3期銚田市教育振興基本計画 | ◆銚田市学校施設長寿命化計画 |
| ◆第3次銚田市生涯学習推進計画 | |

5-2-4 行財政・組織運営

SDGs



現状・課題

～行財政・組織運営～

- 行政事務の効率化、市民サービスの向上を図るため、自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）や地方公共団体情報システムの標準化に対する対応が必要となっています。
- 市民の利便性向上を図るため、マイナンバーカードの普及を推進するとともに、窓口業務の効率化を進める必要があります。
- 課税及び納税については、適正な課税を行うとともに、収納率の向上に向け、納税方法の多様化、納税相談の充実に取り組む必要があります。
- 負担の公平性・資源配分の適正化及び自主財源の確保を図る必要があります。
- 銚田市行政改革大綱や銚田市定員適正化計画に基づく適正管理を行いつつ、定年延長や働き方改革への対応、女性活躍推進の体制を整えていく必要があります。
- 総合計画をはじめとする行政計画については、実施計画の作成、指標の管理、事業評価などを適切に行うPDCAサイクルによる進行管理を行っています。

取り組みの概要

～行財政・組織運営～

- DX（デジタル・トランスフォーメーション）化の推進を図るため、庁内体制の整備と職員の意識向上、業務フローの改善に取り組みます。
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年9月施行）に伴い、住民記録、地方税、社会保障、教育等の分野における基本的な事務を処理するための情報システムについて、令和7年度を目標に標準化・共通化を図ります。
- マイナンバーカードの普及による行政手続きの利便性向上、納税事務のデジタル化、納税方法の多様化による収納率向上を目指します。
- 公共用施設等の使用料や行政が提供する事務に対する手数料などについて、受益者負担の原則に基づき公平性を担保するため、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針を策定します。
- 歳入の確保を図るため、課税の適正化、僅かな収入のみの高齢者世帯の所有する土地における家族への生前贈与の周知、相続に伴う登記についての啓発、ふるさと納税の推進を図るとともに、新たな税外収入の導入等についても検討します。
- 銚田市行政改革大綱や定員適正化計画に基づき、行政改革・職員の適正管理を行います。また、各役職段階に占める女性の割合を高めていくためにも、職員のマネジメント能力の向上やDX（デジタル・トランスフォーメーション）化に対応できるデジタル活用人材などの育成に努めるとともに、職員における仕事と育児の両立、休暇の取得促進など、次世代育成支援対策に努めます。
- 総合計画をはじめとする行政計画については、引き続きPDCAサイクルによる進行管理を適正に行うとともに、事務負担を軽減した効率的な進行管理体制の構築に取り組みます。

関連計画

～行財政・組織運営～

- ◆ 銚田市国土強靱化計画
- ◆ 銚田市まちづくり計画
- ◆ 第3次銚田市定員適正化計画
- ◆ 銚田市次世代育成支援対策及び女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
- ◆ 第3次銚田市行政改革大綱
- ◆ 第3期銚田市教育振興基本計画
- ◆ 銚田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

5-2-5 議会運営

SDGs



現状・課題

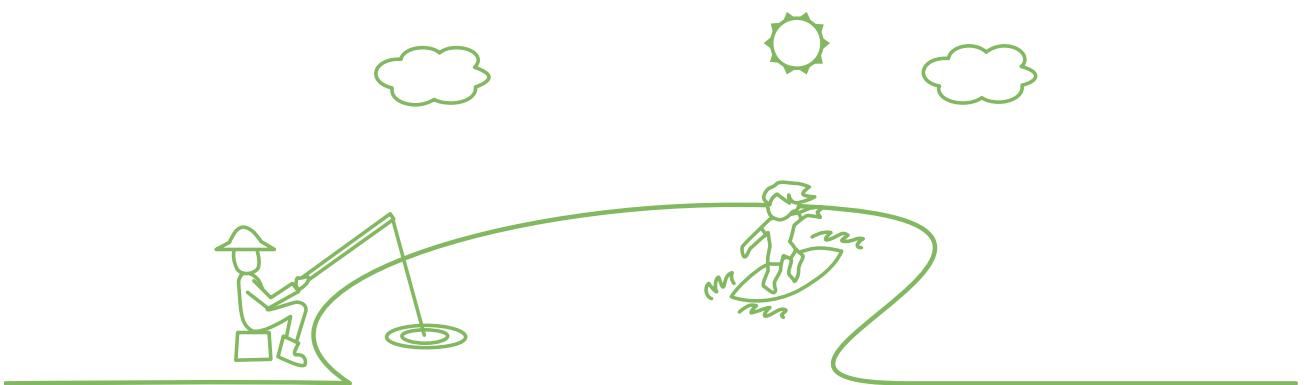
～議会運営～

- 市民の意見を市政に反映し、行政監視も担う機関である議会については、市民が関心をもつことが重要であり、議会の活動について情報発信を行う必要があります。
- 行政のデジタル化に対応し、議会においてもデジタル化を推進していますが、さらに積極的な活用をする必要があります。

取り組みの概要

～議会運営～

- 議会における審議経緯等についての公開を進めるため、広報紙に加え、インターネットや SNS を活用した情報発信に取り組みます。
- 議会のデジタル化を進めるため、議員に配布したタブレット端末を活用し、ペーパーレス化、事務処理の効率化を図ります。



■SDGs施策一覧（個別施策×SDGs17のゴール）

基本目標		1 誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「くらし」をつむぐ												2 魅力あふれる「地域資源」と活力のある「しごと」をつむぐ					
基本施策		1			2				3		4			1		2		3	
個別施策		1	2	3	1	2	3	4	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	2
		結婚支援	妊娠・出産支援	子ども・子育て支援	社会福祉	高齢者支援	障害者支援	保健・医療体制支援	移住・定住	雇用・就労支援	交通安全・防犯	防災・減災	危機管理体制	農林業振興	水産業振興	観光振興	地域振興	商工業振興	企業誘致・官民連携
貧困をなくそう	1 貧困をなくそう			●	●	●	●	●		●		●	●						
飢餓をゼロに	2 飢餓をゼロに		●	●		●		●						●	●				
すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を		●	●	●	●	●	●			●								
質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに			●	●		●												
ジェンダー平等を実現しよう	5 ジェンダー平等を実現しよう																		
安全な水とトイレを世界中に	6 安全な水とトイレを世界中に																		
エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに																		
働きがいも経済成長も	8 働きがいも経済成長も													●	●	●	●	●	●
産業と技術革新の基盤をつくろう	9 産業と技術革新の基盤をつくろう													●	●	●	●	●	●
人や国の不平等をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう				●	●	●												
住み続けられるまちづくりを	11 住み続けられるまちづくりを	●	●	●					●		●	●	●				●		
つくる責任 つかう責任	12 つくる責任 つかう責任													●	●	●	●	●	●
気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を											●	●						
海の豊かさを守ろう	14 海の豊かさを守ろう														●	●	●		
陸の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう													●		●	●		
平和と公正をすべての人に	16 平和と公正をすべての人に	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
パートナーシップで目標を達成しよう	17 パートナーシップで目標を達成しよう	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

3 次世代に伝えたい「歴史・文化」と夢拓く「ひと」をつむぐ									4 豊かでめぐまれた「自然」と利便のある「都市(まち)」をつむぐ									5 未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ							
1			2				3			1		2							1		2				
1	2	3	1	2	3	4	1	2	3	1	2	1	2	3	4	5	6	7	1	2	1	2	3	4	5
幼児教育	学校教育	教育施設	生涯学習	スポーツ振興	文化振興	青少年健全育成	都市間・国際交流	男女共同参画	人権尊重	自然・環境保全	環境再生・資源循環	適正な土地利用	まちの拠点	道路	上水道	下水道	住宅	公共交通	市民協働	市民活動	広域連携	情報発信	公共施設	行財政・組織運営	議会運営
●	●																●								
				●						●	●				●	●									
●	●	●	●	●	●	●	●																		
								●	●															●	
										●	●				●	●									
										●															
								●				●	●	●				●						●	
								●																●	
										●	●														
										●	●	●							●	●					
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

■個別施策との関連性を確認するためのSDGs 169のターゲット

	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
1.1	2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030 年までに、貧困層及び脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
2.1	2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2.2	5 歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
2.5	2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のゲノム・バンクへの投資の拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
3.1	2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。
3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉

	を促進する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。
3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
3.9	2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

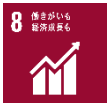
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	4.1 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 4.2 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。 4.3 2030 年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 4.6 2030 年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。 4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 4.a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。 4.b 2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。 4.c 2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。

5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性

	と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

	6. 安全な水とトイレを世界中に	
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	
6.1	2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。	
6.2	2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	
6.3	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	
6.4	2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	
6.5	2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。	
6.6	2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	
6.a	2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。	
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	

	7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに	
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	
7.1	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	
7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
7.a	2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	
7.b	2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。	

	8. 働きがいも経済成長も	
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	
8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。	
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	
8.4	2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	
8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。	
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
8.9	2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	

8.1	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。	
9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
9.5	2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。	
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。	
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。	
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。	

10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう	
	各国内及び各国間の不平等を是正する	
10.1	2030 年までに、各国の所得下位 40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。	
10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。	
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。	
10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。	
10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。	
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。	
10.c	2030 年までに、移住労働者による送金コストを 3%未満に引き下げ、コストが 5%を越える送金経路を撤廃する。	

11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを	
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
11.1	2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	
11.2	2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な	

	輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

12 つくる責任 つかう責任 	12. つくる責任 つかう責任	
	持続可能な生産消費形態を確保する	
12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。	
12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	
12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	
12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。	
12.8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。	
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。	

13 気候変動に 具体的な対策を 	13. 気候変動に具体的な対策を	
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。	
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。	

14 海の豊かさを守ろう 	14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
14.1	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

15 陸の豊かさを守ろう 	15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
15.1	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

 16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030 年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.1	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務負担国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
17.9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的を絞った能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
17.1	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含む WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
17.16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
17.18	2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

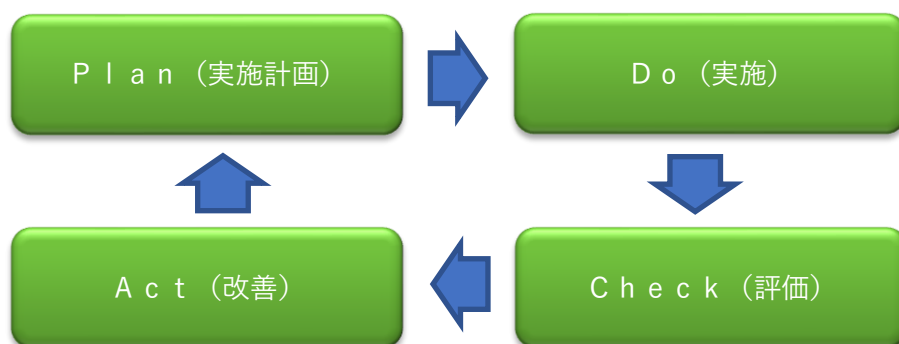


IV-3 計画の推進に向けて

1. P D C Aサイクル

計画の推進にあたっては、本計画での位置づけに基づき事業所管課において実施計画を策定（P）した上で事業実施（D）し、その進行状況や課題についての評価（C）を経て、事業改善に取り組む（A）というサイクルを確立していくこととします。

特に、本計画においては、基本計画と実施計画の役割と連携を明確にしており、実施計画については、P D C Aサイクルに基づき、毎年度、評価と見直しを図るとともに、財政の裏付けをもたせ、予算編成や具体的な事業実施についての指針となります。



2. 後期基本計画全体の評価

計画の進捗状況や施策実施による効果を把握するため、市が目指すべきまちづくりの方向性や目的を示す「基本目標」ごとに成果指標を設定しており、これに基づき、計画の推進によってどの程度の成果が得られたのかを客観的に把握し、本計画の評価を行うこととします。

3. 個別施策・事業の評価

個別施策・事業は、本計画及び関連計画と連動する実施計画に基づき取り組み、実施計画毎に設定する KPI（重要業績評価指標）の達成状況を考慮しながら、毎年度、評価と見直しを行うこととします。

■関連計画一覧

	計画名	計画の期間 (年度)	所管課	関連する基本目標				
				1	2	3	4	5
1	第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略	2020～2024	政策秘書課	●	●	●	●	●
2	銚田市国土強靱化計画	2020～2024	政策秘書課	●	●	●	●	●
3	銚田市まちづくり計画	2005～2025	政策秘書課	●	●	●	●	●
4	第2次銚田市教育大綱	2021～2025	政策秘書課			●		
5	銚田市地域公共交通網形成計画	2020～2024	まちづくり推進課				●	
6	第3次銚田市男女共同参画計画	2018～2022	まちづくり推進課			●		●
7	銚田市学校跡地利活用計画	－	まちづくり推進課		●	●		●
8	銚田市飯名地区市有地利活用基本計画	－	まちづくり推進課				●	
9	銚田市公共施設等総合管理計画	2016～2055	財政課			●	●	●
10	銚田市公共施設等個別施設計画	2021～2030	財政課			●	●	●
11	第3次銚田市定員適正化計画	2019～2023	総務課					●
12	銚田市次世代育成支援対策及び女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	2021～2024	総務課					●
13	第3次銚田市行政改革大綱	2019～2023	総務課					●
14	銚田市地域防災計画	2013～	危機管理室	●		●		●
15	銚田市農業振興地域整備計画	2012～	農業振興課		●		●	
16	銚田市森林整備計画	2022～2031	農業振興課		●		●	
17	銚田市環境基本計画	2017～2026	生活環境課				●	●
18	銚田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	2022～2026	生活環境課				●	●
19	銚田市一般廃棄物処理基本計画	2019～2033	生活環境課				●	
20	銚田市災害廃棄物処理計画	2020～	生活環境課				●	
21	銚田市橋梁長寿命化修繕計画	2020～2024	道路建設課				●	
22	銚田市個別施設修繕計画（舗装）	2020～2024	道路建設課				●	
23	銚田市都市計画マスタープラン	2010～2029	都市計画課	●	●	●	●	●
24	銚田市立地適正化計画	2022～2029	都市計画課	●	●	●	●	●
25	銚田市空家等対策計画	2018～2022	都市計画課	●			●	
26	銚田市耐震改修促進計画	2022～2025	都市計画課	●			●	
27	銚田市公営住宅等長寿命化計画	2022～2031	都市計画課	●			●	
28	第2次銚田市健康増進計画・食育推進計画	2018～2022	健康増進課	●		●		
29	銚田市“いのち守り、支える”計画	2019～2023	健康増進課	●		●		
30	銚田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	2021～2023	介護保険課	●		●	●	●

	計画名	計画の期間 (年度)	所管課	関連する基本目標				
				1	2	3	4	5
31	鉾田市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画	2018～2023	保険年金課	●				
32	鉾田市国民健康保険第2期データヘルス計画	2018～2023	保険年金課	●				
33	鉾田市国民健康保険保健事業実施計画	毎年度	保険年金課	●				
34	第3期鉾田市地域福祉計画	2019～2023	社会福祉課	●		●	●	●
35	鉾田市第5期障害者基本計画／鉾田市第6期障害福祉計画／鉾田市第2期障害児福祉計画	2021～2023	社会福祉課	●		●	●	●
36	第2期鉾田市子ども・子育て支援事業計画	2020～2024	子ども家庭課	●		●		
37	鉾田市公共下水道全体計画	2005～2023	下水道課				●	
38	鉾田市公共下水道事業経営戦略	2022～2031	下水道課				●	
39	鉾田市農業集落排水事業経営戦略	2022～2031	下水道課				●	
40	鉾田市水道事業経営戦略	2022～2031	水道課				●	
41	鉾田市公立学校施設再編計画	2013～2024	教育総務課	●		●	●	●
42	第3期鉾田市教育振興基本計画	2021～2025	教育総務課	●		●	●	●
43	鉾田市学校施設長寿命化計画	2020～2055	教育総務課	●		●	●	●
44	第3次鉾田市生涯学習推進計画	2018～2022	生涯学習課	●	●	●	●	●
45	鉾田市子ども読書活動推進計画	2019～2023	生涯学習課	●		●		

各計画の詳細は、市のHPをご覧ください。







資料編



1. 協議・諮問機関

(1) 第2次鉾田市総合計画策定委員会

(設置の目的)

第1条 鉾田市における総合的かつ計画的な行政運営を図ることを目的として、第2次鉾田市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定するため、第2次鉾田市総合計画後期基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 後期基本計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討をし、市長に対して後期基本計画の案を提出すること。
- (2) その他後期基本計画策定に関し必要な事項

(構成)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長には副市長、副委員長には教育長を充てる。
- 3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けるときはその職務を代理する。
- 5 委員は、別表1に掲げる職にあるものを充てる。

(ワーキングチーム)

第4条 策定委員会の補助機関としてワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは別表2に掲げる職にあるものをもって構成する。
- 3 ワーキングチームは委員長の命を受けて各課等の連絡調整並びに情報収集等策定委員会の事務に従事する。
- 4 ワーキングチームの会議は、必要に応じ招集する。

(事務局)

第5条 策定委員会の事務局は政策秘書課に置く。

(委任)

第6条 この要項に定めるもののほか、策定委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は令和3年5月14日より施行する。

別表 1 (第3条第5項)

政 策 企 画 部 長	総 務 部 長
環 境 経 済 部 長	建 設 部 長
福 祉 保 健 部 長	福 祉 事 務 所 長
上 下 水 道 部 長	会 計 管 理 者
教 育 委 員 会 教 育 部 長	議 会 事 務 局 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長	財 政 課 長
政 策 秘 書 課 長	

別表 2 (第4条第2項)

政 策 秘 書 課 長 補 佐	健 康 増 進 課 長 補 佐
ま ち づ く り 推 進 課 長 補 佐	介 護 保 険 課 長 補 佐
財 政 課 長 補 佐	保 険 年 金 課 長 補 佐
総 務 課 長 補 佐	社 会 福 祉 課 長 補 佐
市 民 課 長 補 佐	子 ど も 家 庭 課 長 補 佐
税 務 課 長 補 佐	下 水 道 課 長 補 佐
収 納 課 長 補 佐	水 道 課 長 補 佐
農 業 振 興 課 長 補 佐	会 計 課 長 補 佐
商 工 観 光 課 長 補 佐	教 育 総 務 課 長 補 佐
生 活 環 境 課 長 補 佐	指 導 課 指 導 係 長
道 路 建 設 課 長 補 佐	生 涯 学 習 課 長 補 佐
都 市 計 画 課 長 補 佐	議 会 事 務 局 長 補 佐
地 籍 調 査 課 長 補 佐	農 業 委 員 会 局 長 補 佐

(2) 鉾田市総合計画審議会

鉾田市総合計画審議会条例

平成 17 年 10 月 11 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、鉾田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ鉾田市計画の策定その他その実施に関し必要な調査審議をする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

鉾田市総合計画審議会委員名簿

敬称略・順不同

番号		氏 名	所 属
1	会長	亀山 彰	鉾田市議会（総務企画常任委員会 委員長）
2	副会長	小沼 悦郎	鉾田市区長会
3	委員	高埜 栄治	鉾田市議会（経済建設常任委員会 委員長）
4	委員	小沼 勝	鉾田市議会（厚生文教常任委員会 委員長）
5	委員	水上 美智子	鉾田市男女共同参画推進委員会
6	委員	吉田 俊郎	鉾田市まちづくり推進会議
7	委員	大槻 高志	鉾田市消防団
8	委員	荒野 吉生	鉾田市商工会 鉾田市観光物産協会
9	委員	皆藤 茂次郎	茨城旭村農業協同組合
10	委員	長峰 茂通	ほこた農業協同組合
11	委員	小泉 操	鉾田市認定農業者連絡協議会
12	委員	飯島 すゑ	鉾田市家庭排水浄化推進協議会
13	委員	本澤 彦治	鉾田青年会議所
14	委員	坪 正紀	鹿島医師会
15	委員	大庭 作藏	鉾田市連合民生委員児童委員協議会
16	委員	窪 伸衛	鉾田市子ども会育成連合会
17	委員	芝田 充	鉾田市PTA連絡協議会
18	委員	嶋田 知恵子	鉾田市教育会
19	委員	渡邊 統之	鉾田市体育協会
20	委員	遠峰 功	鉾田市文化協会

(3) 諮問・答申

鉾 政 第 3 8 2 号

令和3年9月10日

鉾田市総合計画審議会

会長 亀山 彰 殿

鉾田市長 岸田 一夫

第2次鉾田市総合計画後期基本計画について（諮問）

第2次鉾田市総合計画後期基本計画を策定するにあたり、鉾田市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に意見を賜わりたく諮問いたします。

令和4年3月14日

鉾田市長 岸田 一夫 様

鉾田市総合計画審議会 会長 亀山 彰

第2次鉾田市総合計画後期基本計画について（答申）

令和3年9月10日付け鉾政第382号をもって、本審議会に諮問のあった第2次鉾田市総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、妥当であるとの結論に達しましたので、下記のとおり答申します。

なお、市の将来像『「いのち」と「くらし」の先進都市 ～自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす 21世紀のまち 鉾田～』の実現に向けて、答申内容に十分留意され、後期基本計画を着実に推進されるよう要望します。

記

1. 本計画の趣旨や内容を市民に広く周知し、市民の理解と協力を求め、市民協働により一層注力するよう努めること。
2. 社会環境の変化に弾力的に対応するとともに、各種計画と連動を図り、人口減少対策など、一つの部局のみでは対応することが難しい課題については、主管課を中心に全庁横断的に政策連携を図ることにより、効果的な施策の展開に努めること。
3. 個別具体的な実行計画を策定するとともに、計画の検証、評価、見直しといったPDCAサイクルを通じ、適切な進行管理に努めること。

(4) 策定過程

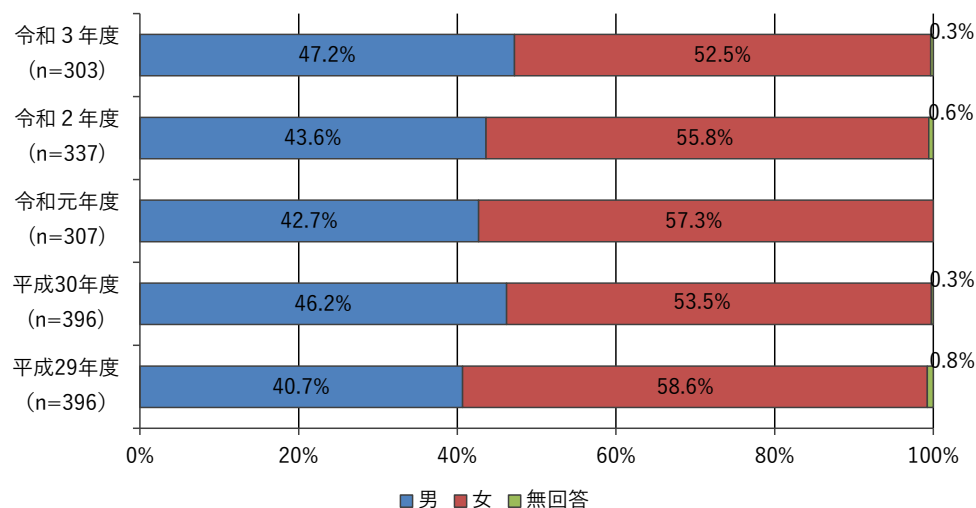
日 付	内 容
令和3年7月1日	第1回策定委員会 ・ 策定方針と策定スケジュールの確認
7月2日	ワーキングチーム会議 ・ 策定方針と策定スケジュールの確認 ・ 事業調書作成依頼（7月19日まで）
7月6日	第1回総合計画審議会 ・ 委員委嘱 ・ 策定方針と策定スケジュールの説明
8月4日 ～6日	ワーキングチームを通じて各課が作成した事業調書について、 各課へのヒアリングを実施
8月26日 ～31日	ワーキングチームを通じての各課による作業 ・ 基本計画案の事前確認 ・ 実施計画の作成（令和3年度末までに完成）
9月1日	第2回策定委員会（オンライン会議） ・ 前期基本計画の成果指標達成状況の確認 ・ 基本計画案の協議
9月10日 ～24日	第2回総合計画審議会（書面審議） ・ 基本計画案の確認
10月15日 ～27日	ワーキングチームを通じての各課による作業 ・ 基本計画案に対する審議会からの意見の共有及び市の考え方の整理
11月10日	ワーキングチーム会議 ・ 基本目標ごとの成果指標及び目標値の候補選定
11月22日	第3回策定委員会 ・ 計画全体案の協議 ・ 基本目標ごとの成果指標及び目標値の決定
11月30日	第3回総合計画審議会 ・ 計画全体案の確認

日 付	内 容
12月17日	第4回策定委員会 ・ 第2次銚田市総合計画後期基本計画（素案）の決定
12月21日	市議会全員協議会 ・ 第2次銚田市総合計画後期基本計画策定についての説明 ・ 第2次銚田市総合計画後期基本計画（素案）に対する市議会への意見照会（1月17日まで）
令和4年1月5日	第4回総合計画審議会（オンライン会議） ・ 第2次銚田市総合計画後期基本計画（素案）の確認
1月6日 ～2月4日	第2次銚田市総合計画後期基本計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施
2月7日 ～18日	ワーキングチームを通じての各課による作業 ・ 意見募集（パブリックコメント）の結果及び市議会議員からの意見の共有及び市の考え方の整理
2月22日	第5回策定委員会（オンライン会議） ・ 第2次銚田市総合計画後期基本計画（案）の決定 ・ 意見募集（パブリックコメント）結果の共有と意見に対する市の考え方の決定
3月4日 ～14日	第5回総合計画審議会（書面審議） ・ 第2次銚田市総合計画後期基本計画への答申（3月14日）
3月8日	第2次銚田市総合計画後期基本計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）結果と意見に対する市の考え方の公表
3月17日	庁議 ・ 第2次銚田市総合計画後期基本計画の決定

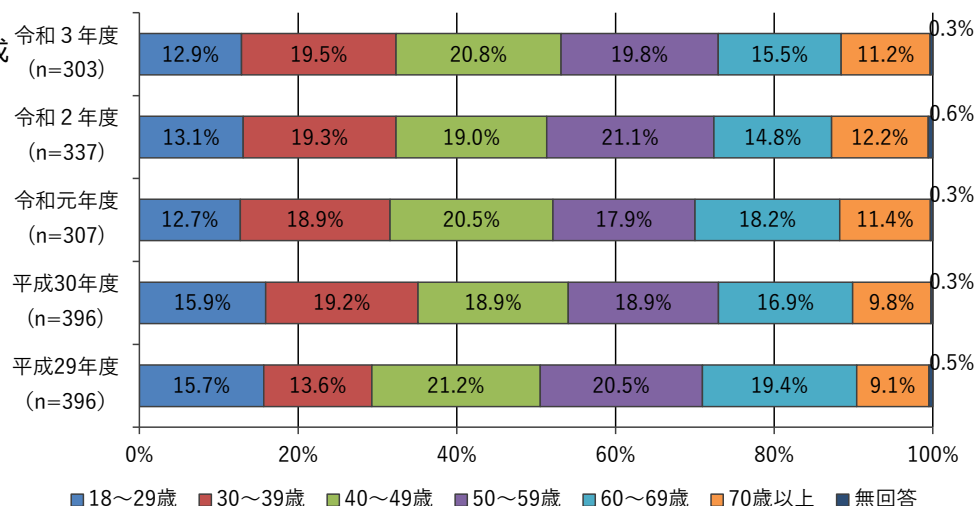
2. 市民満足度調査の概要

(1) 回答者の基本属性

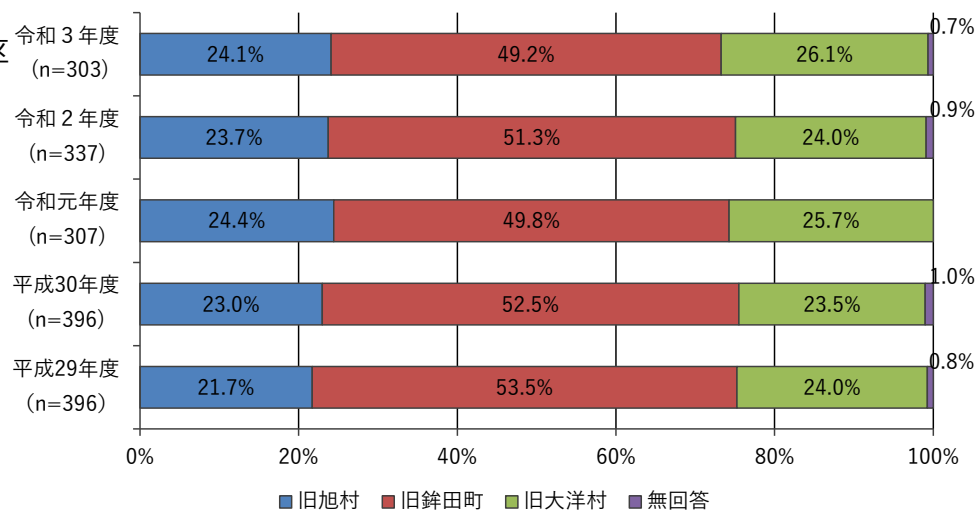
①回答者の性別



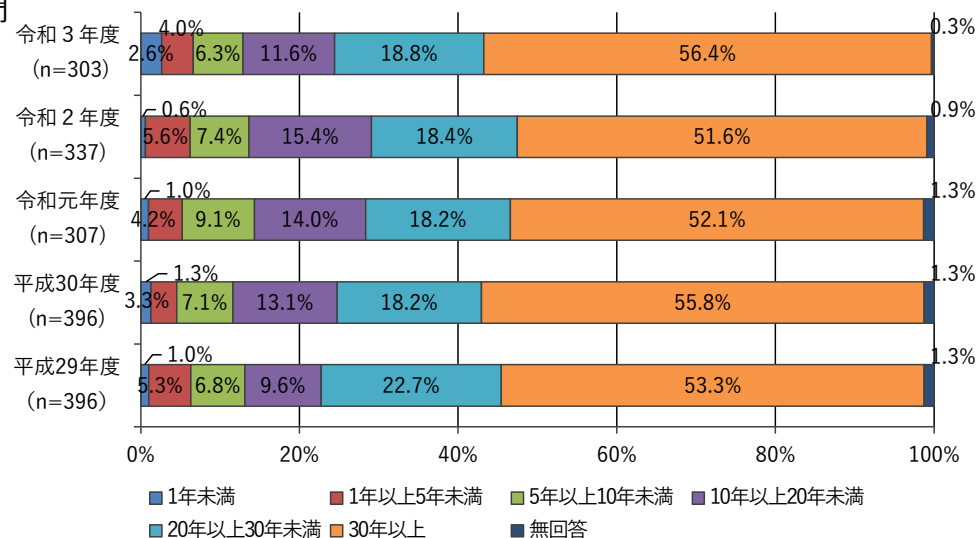
②回答者の年齢構成



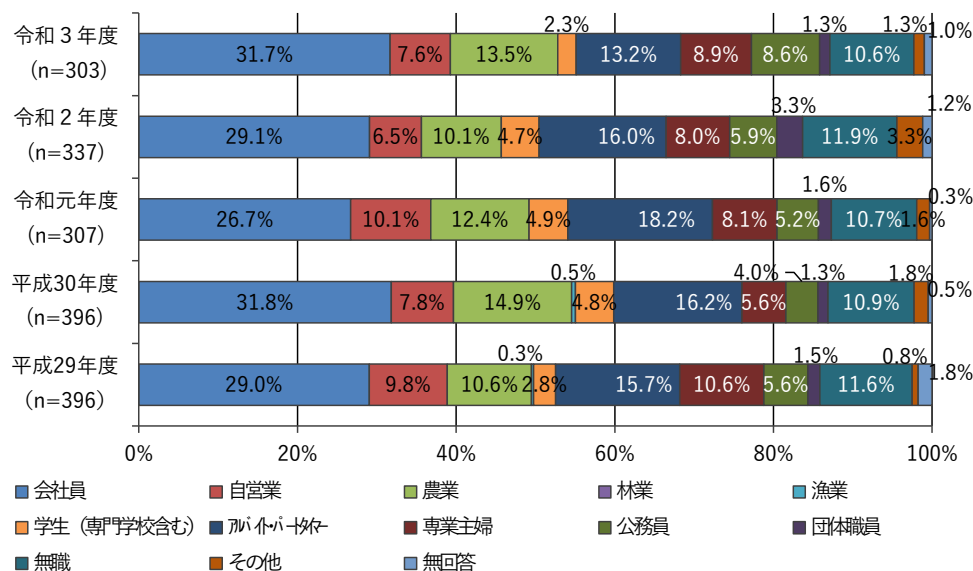
③回答者の居住地区



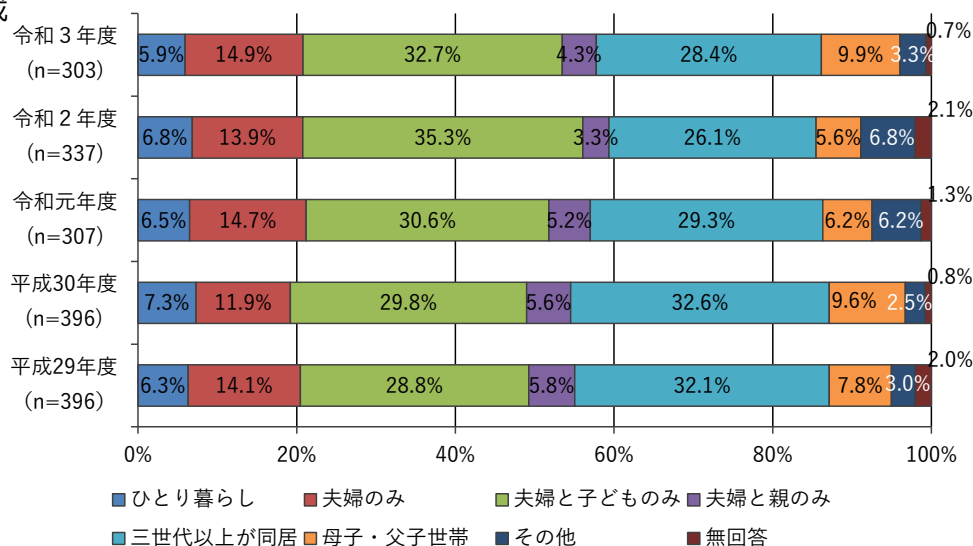
④回答者の居住期間



⑤回答者の職業

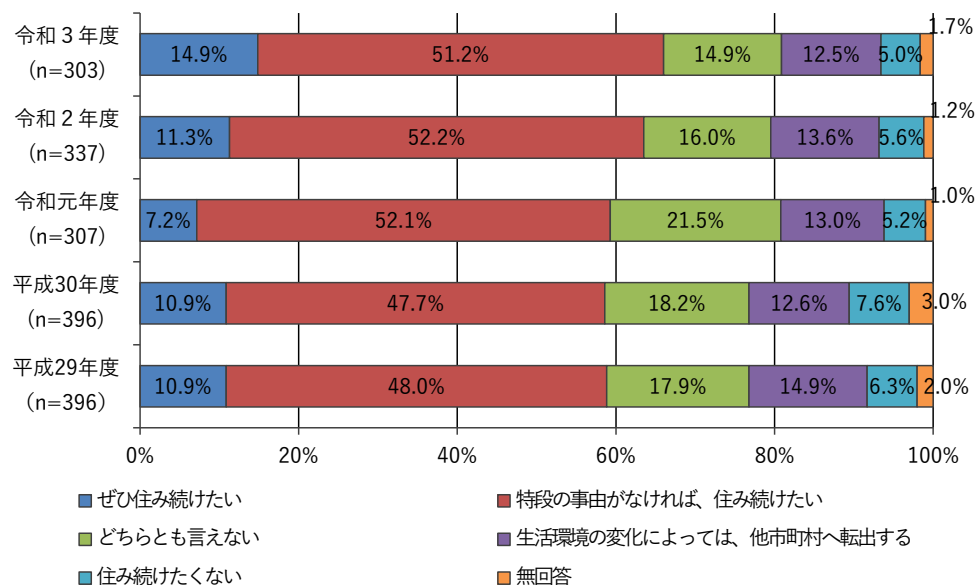


⑥回答者の家族構成

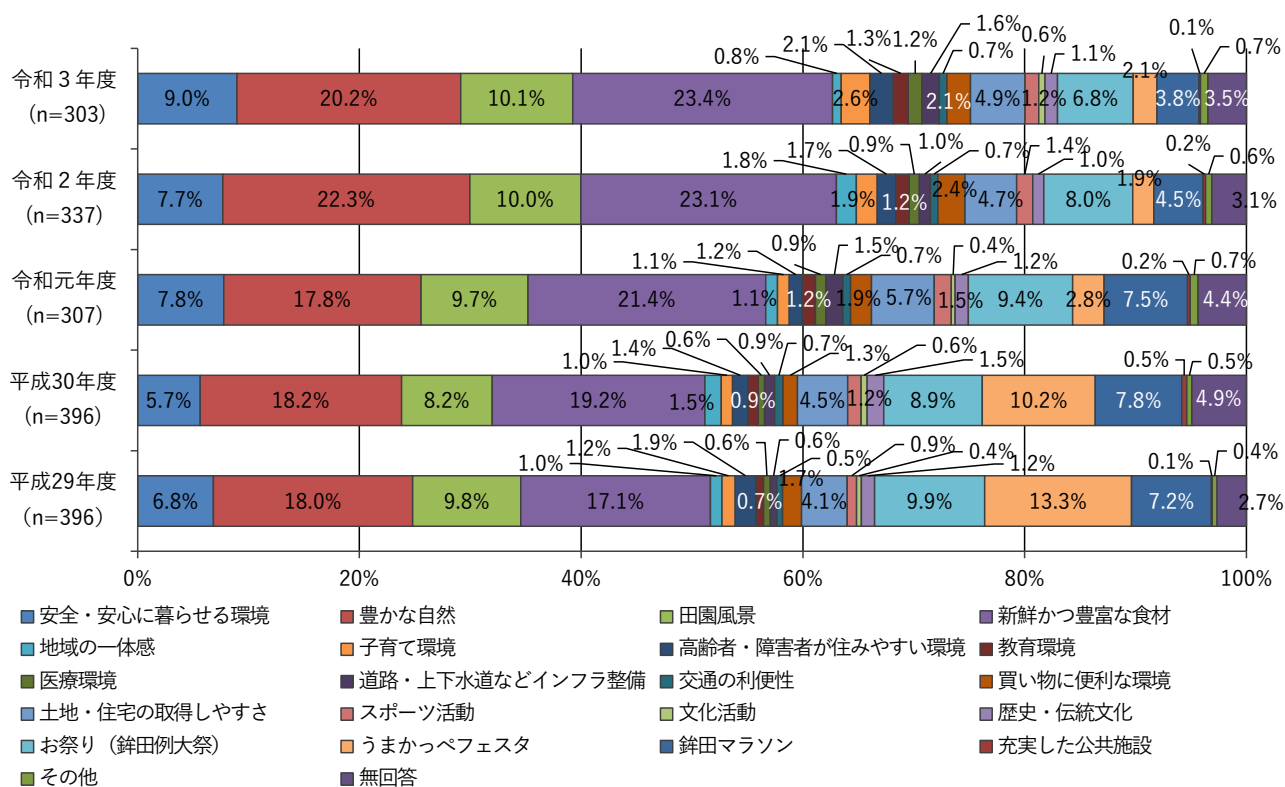


(2) 結果の概要

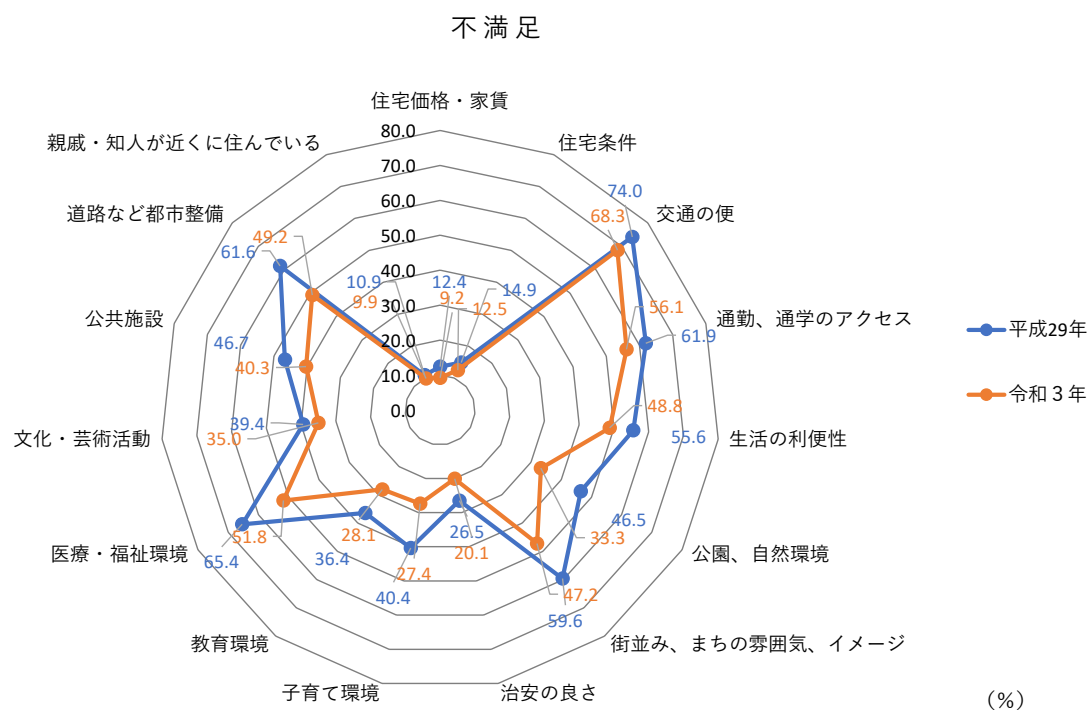
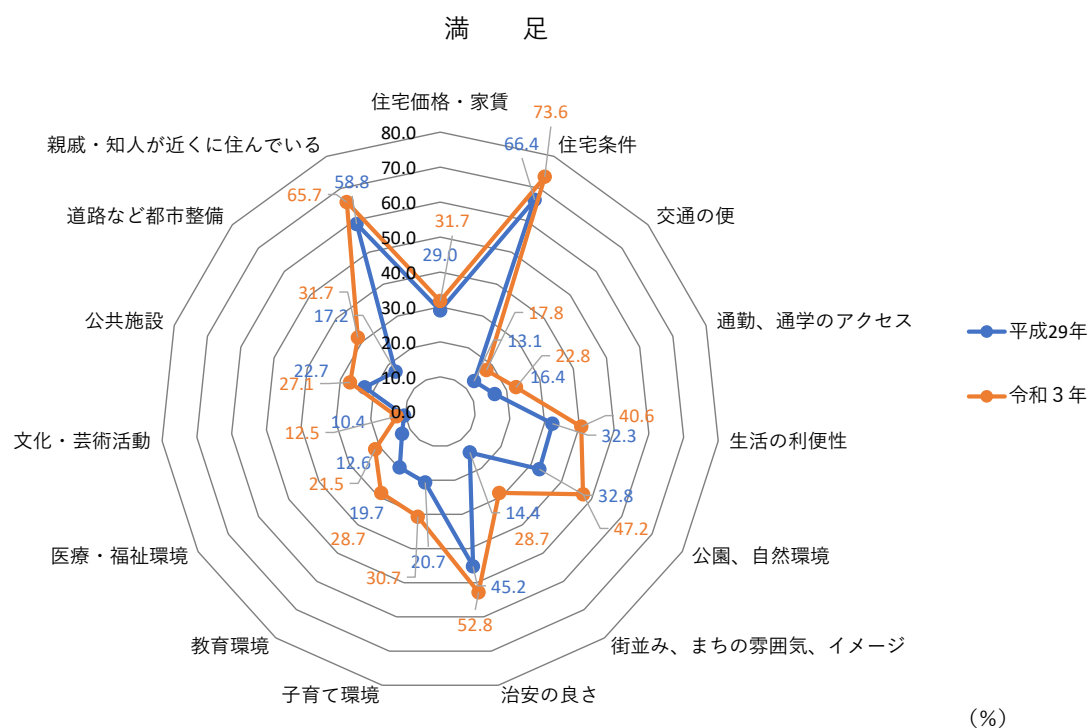
① 定住意識



② 銚田市の強みだと思うもの



③住みやすさ（満足不満足についての評価まとめ）





第2次鉾田市総合計画 後期基本計画

発行年月：令和4年3月
発行：茨城県鉾田市
編集：政策企画部 政策秘書課

所在地：茨城県鉾田市鉾田 1444 番地 1
電話：0291-33-2111(代表)
ファックス：0291-32-4443